

世田谷区教育総合センター構想

平成29年 6月

世田谷区教育委員会事務局

目 次

1	新たな教育センターの整備に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	世田谷区教育委員会の取り組み - 世田谷区教育ビジョン -	1
	第 2 次世田谷区教育ビジョン(平成 2 6 年 3 月)「教育目標」.....	2
	「今後 1 0 年間の基本的な考え方」と「3 つの基本方針」.....	3
(2)	第 2 次教育ビジョン第 1 期行動計画における取り組み実績.....	4
	1) 基本方針 1 地域とともに子どもを育てる教育の推進.....	4
	2) 基本方針 2 これからの社会を生き抜く力の育成.....	4
	3) 基本方針 3 生涯を通じた学びの充実.....	6
(3)	新たな教育センターの整備に向けた検討の経緯.....	8
	1) 第 2 次教育ビジョンにおける位置づけ.....	8
	2) 検討の経緯.....	9
2	構想の策定にかかる基本的な考え方.....	1 2
(1)	区の教育を取り巻く状況と課題.....	1 2
	学習指導要領の改訂と学びの再構築	
	学校支援の強化	
	特別支援教育の充実と教育相談事業の強化	
	乳幼児期の教育・保育の新たな取り組み	
(2)	教育改革の動向.....	1 5
(3)	教育センターの現状と課題について.....	2 2
	現教育センターでの取り組み	
	新たな教育センターの必要性	
3	新たな教育センターの基本方針.....	2 6
(1)	子どもと向き合う世田谷の教育の推進	
(2)	子どもの未来に向けた学びの再構築	
(3)	子どもの笑顔を広げる	
(4)	ネットワークを活かした実践の場	
4	新たな教育センターの機能.....	2 8
(1)	教育研究・教職員研修機能	(4) 幼児教育センター機能
(2)	教育情報収集・提供機能	(5) 学校支援機能
(3)	教育相談・不登校対策機能	(6) 地域連携機能
5	新たな教育センターの各機能と運営・事業展開の方向.....	3 0
(1)	教育研究・教職員研修機能.....	3 0
	1) 教育研究機能.....	3 0
	現状・これまでの取り組み	運営の方向
	課題	事業展開
	2) 教職員研修機能.....	3 3
	現状・これまでの取り組み	運営の方向
	課題	事業展開

(2) 教育情報収集・提供機能	3 6
現状・これまでの取り組み	運営の方向
課題	事業展開
(3) 教育相談・不登校対策機能	3 9
現状・これまでの取り組み	運営の方向
課題	事業展開
(4) 幼児教育センター機能	4 3
現状・これまでの取り組み	運営の方向
課題	事業展開
(5) 学校支援機能	4 6
現状・これまでの取り組み	運営の方向
課題	事業展開
(6) 地域連携機能	5 0
現状・これまでの取り組み	運営の方向
課題	事業展開
6 新たな教育センターの組織運営のあり方	5 3
(1) 機能・組織の基本的考え方	5 3
組織のあり方	
専門職等の拡充及び専門家の活用	
(2) 運営の基本的考え方	5 5
諸機能の創造的・有機的連携	
柔軟な運営	
区内教育機関や関係団体等との連携	
7 新たな教育センターの施設構想	5 6
(1) 若林小学校跡地活用方針	5 6
(2) 施設構想策定にあたって	5 6
(3) 整備にあたっての基本理念・基本方針	5 7
(4) 核となる施設	5 9
(5) 整備施設の概要	6 0
(6) 施設整備に向けた機能関連図	6 3
(7) 施設配置・階構成	6 5
1) 配置・ゾーニング等の検討にあたって前提とする事項	6 5
2) 現況敷地図と活用予定想定敷地図	6 7
3) 施設配置とゾーニング	6 8
(8) 既存施設の概要	6 9
(9) 諸条件の整理	7 0
(10) 整備施設の規模(想定)	7 1
(11) 基本設計で配慮すべき事項	7 2
8 今後の取り組み	7 4
(1) 世田谷区教育総合センターの開設に向けて	7 4
(2) 第2次教育ビジョン第2期行動計画との連携	7 5
(3) 全体スケジュール	7 5
資料編	7 8

1 新たな教育センターの整備に向けて

(1) 世田谷区教育委員会の取り組み - 世田谷区教育ビジョン -

教育委員会では、平成17年3月に策定した「世田谷区教育ビジョン」に基づき、教科「日本語」の設置や「世田谷9年教育」など、様々な特色のある施策展開を図ってきた。

平成26年の世田谷の新たな基本構想・基本計画()の策定を機に、教育委員会においても、学校教育のみならず、この間の改正教育基本法を踏まえ家庭教育への支援や生涯学習の推進なども視野に入れ、平成26年度を初年度とする、今後10年間の教育の方向を「第2次世田谷区教育ビジョン」として取りまとめた。

このビジョンでは、学校・家庭・地域が連携・協働した教育をより一層推進していくとともに、一人ひとりの多様な個性や能力を伸ばし、変化の激しい時代を生きる、生き抜く基盤となる「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよく培い、生涯を通じて学び、その成果を地域社会にいかしていくことや、学校での教育活動等を通して、子どもたちの自尊心や自己肯定感を高めていくことを重視している。

この間、第2次教育ビジョンの10年間の重点事業の一つである新教育センターの整備について、具体的検討を進めるとともに、第2次教育ビジョンの3つの基本方針を踏まえ、平成17年度からの「世田谷区教育ビジョン」に基づく取り組みを継承、発展させた、平成26年度から29年度の4カ年の第1期行動計画を策定し、様々な取り組みを進めてきた。

資料編1「世田谷区基本構想(平成25年9月)抜粋」P78参照)

第2次世田谷区教育ビジョン（平成26年3月）「教育目標」

すべての区民が人権尊重の理念を正しく理解し、さまざまな差別や偏見をなくし、人としての尊さを自他ともに認識し、また、思いやりの心や社会生活における基本的なルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくんでいくことが求められます。教育委員会は、人権尊重の理念を広く社会に定着させるとともに、互いを尊重し、支えあうために教育の果たす役割は極めて大きいとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とし、すべての教育活動を通して人権教育を推進します。

また、我が国を取り巻く環境が大きく変容する中で、人が人として生きるうえで大切なもの、日本人としてのアイデンティティ、グローバル社会で活躍するための資質・国際感覚、自ら考え、解決に向けて行動する力などを身に付けた人を育成することが重要であるとの認識にたち、以下の教育目標を定め、推進します。

世田谷区教育委員会は、育てたい子ども像を次のように定めます。

- ・ ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとするこ
とのできる子ども
- ・ 生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ
子ども
- ・ 日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や、
文化・伝統を大切にし継承する子ども
- ・ 深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会
で、世界の人々と共に生きるここのできる子ども

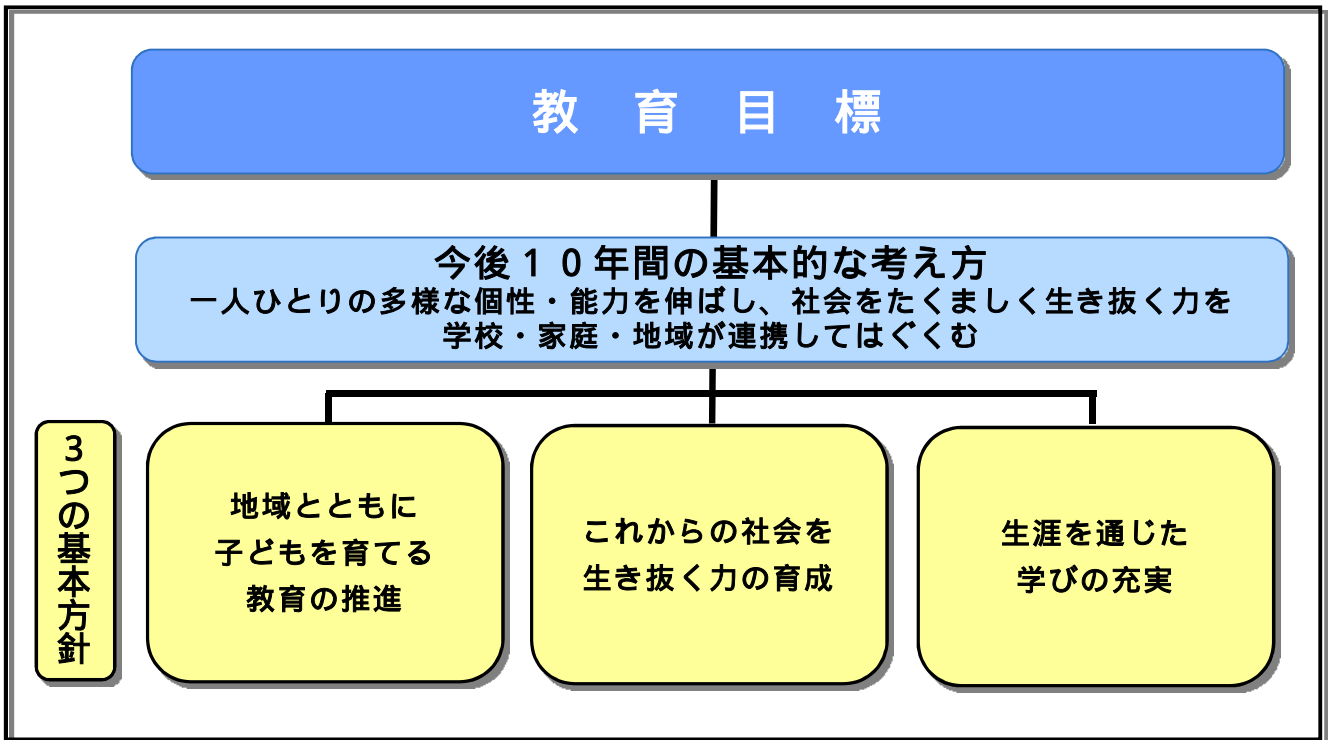
このことによって、自他を敬愛し、理想と志をもち、我が国と郷土を愛し、世界の人々とともに生きるここのできる自立した個人の育成を期するとともに、新しい豊かな文化の創造をめざす教育を推進します。

また、区民のだれもが、生涯を通して自ら学び、その成果をいかして生きがいをもち、豊かな人生を送ることができる社会の実現をめざします。

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚して相互に連携・協力し、地域に根ざして行うことが重要であるとの認識に立ち、地域とともに子どもを育てる教育を推進します。

「今後10年間の基本的な考え方」と「3つの基本方針」

第2次教育ビジョンでは、地域との連携を一層重視し、子ども一人ひとりの多様な個性や能力を尊重しながら、変化の激しい時代を自立的に生きるための基礎となる「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよく育てていくことをめざし、「基本的な考え方」を設置し、3つの基本方針を定めた。



(2) 第2次世田谷区教育ビジョン第1期行動計画(平成26~29年度) における取り組み実績

1) 基本方針1 地域とともに子どもを育てる教育の推進

~世田谷らしい豊かな教育基盤をいかし、学校・家庭・地域が連携・協働し、
地域とともに子どもを育てる~

地域運営学校

- ・平成17年度より指定を開始し、平成25年度には全区立小中学校を指定し、保護者や地域の方の参画のもと、学校運営に取り組んでいる。

大学との連携

- ・区内大学・短期大学と教育委員会が協定を結び、大学等と相互の連携、協力を進め、せたがやeカレッジ事業の拡充や、リカレント学習連携講座の実施など大学と連携した区民の生涯学習機会の充実等を図っている。
- ・区内大学等と連携し、大学生の各小・中学校への派遣など教育活動の支援も行われている。

家庭教育への支援

- ・教育委員会や学校と、各区立幼稚園・認定こども園、小・中学校のPTAが連携し、家庭の教育力向上をめざした「家庭教育学級」を各園・学校で年間3回程度実施するとともに、家庭教育に関する区からの情報提供や各校の取り組み事例などの情報交換を行っている。

2) 基本方針2 これからの社会を生き抜く力の育成

~一人ひとりが多様な個性や能力を発揮しながら、人とかわり、自ら「感じ」「考え」「表現する」力をはぐくむ~

教科「日本語」の充実

- ・小・中学校9年間を通して、深く考える力、自分を表現する力、コミュニケーション能力、また日本文化を理解し大切にし、継承・発展させる力・態度を育成するために、世田谷区独自の教科「日本語」の授業を実施している。
- ・平成28年度は、教科「日本語」の実施から10年となり、学習指導要領改訂も踏まえ、今後の教科「日本語」のあり方について、検証・検討を進めている。

教育の情報化の推進

- ・児童・生徒用タブレット型端末を平成27年度に全小学校に、平成2

- 8年度には全中学校に配置。「ICTを活用した授業推進校」を指定し、ICTを活用した授業の先行実践に取り組んでいる。
- ・ 教員に対して各種研修を実施することにより、ICT活用能力の向上、情報セキュリティの意識向上を図るとともに、児童・生徒及び児童の保護者を対象としてインターネット利用に関する啓発講座を区立小・中学校全校で実施している。

学習習得確認調査・土曜講習会・小学校放課後学習支援

- ・ 児童・生徒の学習状況を確認するため学習習得確認調査を実施（平成28年度対象：小学校5・6年生、中学校1～3年生）するとともに、調査結果を学校・「学び舎」で分析し、授業の改善・充実を図っている。
- ・ 卒業後の進路の実現に向けた実践的な学力を身に付けさせるため、中学校3年生の希望者を対象として、数学と英語の土曜講習会を実施している。平成26年度からは受講者がニーズに応じてコースを選択できる習熟度別学級編成を試行（平成28年度：20校）し、今後拡充を図っていく。
- ・ 平成28年度から、小学校において、国語や算数などの基礎的・基本的な内容の一層の定着が必要な児童に対して、保護者や児童の意向を踏まえ、小学校放課後学習支援を実施（平成28年度：20校）し、実施校の拡充を図っている。

学校図書館の充実

- ・ 平成27年9月より、学校図書館の充実に向けて図書館司書の配置を段階的に進めており（平成28年度：32校）、専門性を通して児童・生徒に学びの機会を提供している。
- ・ 学校図書館司書教諭等研修の実施により、児童・生徒の読書に親しむ態度や、「ことばの力」の育成と、学校図書館機能の質の向上と充実を図っている。

学校での体力向上の取り組み

- ・ 子どもたちの体力向上・健康推進に向けて、体育・保健体育の授業や運動遊び、体育的な活動、健康教育等を充実させる「世田谷3快プログラム～快眠・快食・快運動～」を全ての区立幼稚園・小・中学校において取り組んでいる。

体験・体感する機会の充実

- ・ 豊かな自然環境のもとで、体験学習や集団生活、交流活動を通じて、豊かな人間性を養う校外学習などを行っている。（川場移動教室：小5、日光林間学園：小6、河口湖移動教室：中1）
- ・ 中学生の職場体験など小・中学校9年間を見通したキャリア教育を取

り組んでいる。

- ・ 自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見し、成長する機会として、「才能の芽を育てる体験学習」（平成28年度：ドリームジャズバンドワークショップ、科学実験室等11講座）を実施している。

特別支援教育の充実

- ・ 「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」（平成27年3月）を踏まえ、平成28年4月「世田谷区特別支援教育推進計画」を策定し、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援を計画的に進めている。
- ・ 通常の学級における配慮を要する児童・生徒への支援を充実するため、「学校包括支援員」を全校配置するとともに、教科補充の非常勤講師を配置している。
- ・ 小学校全校で「特別支援教室」を設置し、発達障害等の児童に対する支援の充実に取り組んでいる。

教育相談・不登校対策

- ・ 心理教育相談員、スクールカウンセラーによる学校内外の教育相談体制及びスクールソーシャルワーカーの活用により、心理的な相談や発達発育に関する相談、家庭の福祉的課題に関連した相談を実施し、児童・生徒・保護者の問題解決を支援している。
- ・ 不登校等対策の充実のため、3か所目の「ほっとスクール」の整備を進めている。不登校に至る経緯が多様化・複雑化している現状を踏まえ、「(仮称)不登校対策アクションプラン」の策定を進めており、新たな不登校支援に係る具体的な取り組みをまとめていく。

いじめ防止等の総合的な推進

- ・ 「いじめ防止基本方針」（平成26年3月）を踏まえ、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に総合的に取り組んでいる。
- ・ 「世田谷区いじめ防止等対策連絡会」を開催し、関係する機関及び団体と連携し、いじめ防止等に取り組んでいる。
- ・ 「たのしい学校生活を送るためのアンケート（Q-U調査）」等を全区立小・中学校で実施し、児童・生徒理解を深めるとともに、教育委員会の支援チームと連携した対応を進めている。

3) 基本方針3 生涯を通じた学びの充実

- ～生涯を通じて誰もがいつまでも学ぶ意欲をもち、その成果を次代へつなぐことのできる地域社会をめざす～

図書館ネットワーク

- ・ 中央図書館、地域図書館(15館)、地域図書館(5館)、図書館カウンター(2館)を展開し、「第2次世田谷区立図書館ビジョン」「第1期行動計画」に基づき、区民の生涯学習・読書環境づくりを支援する拠点として、また、資料情報の提供や関連事業の実施など、「知と学びと文化の情報拠点」として、図書館ネットワークの整備を推進している。

読書活動の推進

- ・ 読書活動やその成果発表等の場と機会として、講演会やビブリオバトルなどを開催し、参加者相互や多世代間の交流を支援し、区民の参加・交流に資する事業の充実を図っている。
- ・ 読書活動に関わるボランティアを支援するため、学校おはなし会ボランティアの養成講座を開催するなど、活動機会の仕組みづくりを進めている。
- ・ 団体貸出による学校への読書活動支援等、家庭・地域・学校での児童・生徒の読書環境を充実させている。

郷土を知り次世代へ継承する取り組み

- ・ 郷土「世田谷」への愛着や関心を高めるとともに、郷土資料の収集・保存・活用を図り、文化財を地域の財産として共有していくため、区の文化財保護に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な方針として、「世田谷区文化財保存活用基本方針」を策定した。
- ・ 文化財の普及啓発を通じて世田谷区に愛着を持つ区民の育成に取り組んでいる。

(3) 新たな教育センターの整備に向けた検討の経緯

1) 第2次教育ビジョンにおける位置づけ

第2次世田谷区教育ビジョンにおける8つの重点事業の1つとして、新たな教育センターの整備を以下のように位置づけている。

現状と課題

区立小・中学校、幼稚園の教育活動や学校運営の質を高めるには、教員の資質・能力の向上が不可欠です。教育委員会では、研修計画を策定し、「世田谷9年教育」の推進やさまざまな教育課題への的確な対応のために、年間を通して多様な研修を実施し、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。一方で、校務の多忙などにより研修に参加する時間が十分にとれない、幼・小・中学校の教員の共同による研修・研究や情報交換・交流を行う機会や場が少ない、などの課題があります。

現在の区の教育センターは、研修室等の施設面でのキャパシティ不足や、多様な研修・研究を支える設備や機能面における課題、また施設の老朽化等の課題があります。教員の資質、専門性の向上や学校、子ども、保護者への支援の充実のために、幼稚園を含め100校を超える区立学校を擁する自治体において十分な機能を発揮できる新たな教育センターの整備に向けた取り組みが求められています。

取り組みの方向

今後、教員への研修、教員による研究活動の場のみならず、現在の教育センターが担っている教育相談や学校、子どもの支援機能等を含め、教員、学校、子ども・保護者への支援の充実の観点から、新たな教育センター機能の検討を進め、その具体化に取り組んでいきます。

また、新たな教育センター機能の検討とあわせ、区立幼稚園の用途転換に伴う幼児教育センター機能のあり方や、校務の軽減等の学校支援のあり方、教育相談機能等についての検討を進め、早期の具現化を図ります。

(「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画」(平成26年3月)より抜粋)

2) 検討の経緯

- 平成24年 3月 「世田谷区教育ビジョン第3期行動計画」
教育センター機能整備に向けた検討
- 平成25年 9月 「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第2ステップ)」
- 平成25年11月 「『世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第2ステップ)』策定に伴う今後の取組みについて」
庁内検討と平行して、学校跡地を活用した新たな地域コミュニティの拠点づくりを円滑に進めるため、地域の方々との跡地活用検討ミーティングをワークショップ形式で実施
- 平成26年 3月 「第2次世田谷区教育ビジョン 第1期行動計画(平成26年度～平成29年度)」
「教職員の研修・研究の場の他、教員、学校、子ども・保護者への支援の観点から、新たな教育センターの機能の検討。」【重点事業】
- 平成26年 3月 「世田谷区新実施計画(平成26年度～平成29年度)」
「世田谷9年教育」を支える教員の資質・能力の向上や学校、子ども、保護者の支援の充実をめざし、新たな教育センター機能の整備に向けた検討・取り組み。
- 平成26年 5月 「『区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第2ステップ)』により生ずる小学校跡地の検討状況について」
若林小学校跡地について
・「既存施設については、周辺街づくりや基盤整備の進展等を考慮し、解体して新たな施設を整備する方向で検討する。」
・「跡地活用検討ミーティングにおいて検討する。」
・「国有地については、取り扱いについて国と協議を進める。」
・整備を検討する施設機能教育施設、児童館、高齢者施設、災害時の避難所など防災機能の確保

平成26年	5月28日	若林小学校跡地活用ミーティング(全6回)
	~ 12月 3日	
平成27年	1月	「若林小学校跡地活用方針(素案)」
平成27年	6月 4日	世田谷区新教育センター基本構想検討委員会
	~ 12月22日	(第1~4回)
平成27年	9月	「若林小学校跡地活用方針」 「既存施設を改築し、国有地を返還した上で、 教育センター及びその他の教育施設を移転」
平成27年	10月17日	平成27年度世田谷教育推進会議(第3回)開催 「幼児教育の充実について」「共に考える学校支 援(新教育センター)」「特別支援教育の今後に ついて」の3つをテーマに区民参加のもとワー クショップ形式で実施
平成27年	11月14日	無作為抽出型「世田谷区の教育に係る区民ワークシ ョップ」開催 幅広い世代の区民意見などを世田谷区の学校教 育の振興や新教育センターの構想策定等に活か すため、無作為抽出型区民ワークショップを開催
平成28年	1月	「(仮称)世田谷区新教育センター構想(素案)」
平成28年	5月23日	世田谷区新教育センター基本構想検討委員会
	~ 29年 3月13日	(第5~7回)
平成28年	6月25日	「新しい教育センターを考える教員向けワークショ ップ」開催 新たな教育センターに必要な機能、学校で望まれ る支援について世田谷区の教員の意見等を聞く ためにワークショップを開催
平成28年	7月 4日	世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会
	~ 29年 3月13日	(第1~4回)
平成28年	7月 下旬	教員及びPTAに対する新たな教育センターの整 備に向けたアンケート実施
	~ 9月	

- 平成28年 7月22日 28年度世田谷教育推進会議(第2回)開催
基調講演「新しい時代に必要となる資質・能力を
育てるために」
文部科学省大臣官房審議官
(高大接続及び初等中等教育局担当)
浅田 和伸氏
- 平成28年10月22日 28年度世田谷教育推進会議(第3回)開催
「特別支援教育の充実」「家庭の教育力向上に向
けた支援」の2つをテーマに、ワークショップ形
式で区民参加のもと実施
- 平成29年 2月 「(仮称)世田谷区教育総合センター構想
(素案 ver. 2)」
- 平成29年 2月28日 区民意見提出手続き(パブリックコメント)
~ 3月22日

2 構想の策定にかかる基本的な考え方

(1) 区の教育を取り巻く状況と課題

教育委員会では、「世田谷区教育ビジョン」、「第2次世田谷区教育ビジョン」に基づき、区立の小中学校の子どもたちの教育の充実ため、「地域とともに子どもを育てる教育」を基本に、教科「日本語」や「世田谷9年教育」など、様々な特色のある取り組みを実践してきた。

一方で、グローバル化や情報化など社会の急激な変化の中で、子どもや学校、地域を取り巻く環境も、大きく変容しており、子どもに大きな影響を与えるとともに、様々な教育課題が、表出している。

平成29年3月31日、新学習指導要領が告示された。小学校では、32年度から、中学校では、33年度から全面実施されることになる。

2030年とその先の社会を見据え、学習指導要領の改訂に向けて示された中央教育審議会の答申では、将来の予測が困難な時代に、子どもが未来の創り手となっていくため、子どもの「生きる力」を具体化し、教育課程を通じて確実に育てていくことを求めている。教員による不断の授業改善や教材研究、学習評価などの研究や研修を重ね、学びの再構築を図っていく必要がある。

乳幼児期の教育においては、子どもの自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通し、一人ひとりの子どもに応じた対応を行っているが、社会状況の変化等に伴い、乳幼児期の生活体験不足等から、基本的な技能等が身につけていないことや小学校への円滑な接続ができないといった課題がある。

乳幼児期は、自己肯定感や他者への信頼感、感情を調整する力、粘り強くやり抜く力などの非認知的能力を育み、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、乳幼児期における教育は、極めて重要な意義を持つ。公立私立、また、幼稚園・保育所等の枠を超えた乳幼児期の教育の充実を図っていくことが求められている。

さらに、子どもを取り巻く地域や家庭環境、情報環境が変化するなか、現在、教員には、生活指導や保護者への対応など、学習指導以外の対応も求められている。教員以外の専門性を持つ人材等の参画を進め、指導体制や学校の支援体制を整え、一人ひとりの子どもへの対応を行っていくとともに、教員が子どもと向き合う時間的・精神的な余裕を生み出していく必要がある。

学習指導要領の改訂と学びの再構築

第4次産業革命ともいわれる人工知能の進化により、将来、子どもの多くは、今は存在しない仕事に就くとの予測もある。

こうした中、教育委員会や学校においては、子どもが時代を生き抜くために思考力、判断力、表現力、新たな価値を生み出す創造力などの育成や、運

動習慣の向上、また規範意識や自己肯定感、自尊感情の醸成など、新たな学びに向けた取り組みをさらに推進していく必要がある。

2030年の社会とさらにその先の未来を見通した学習指導要領の改訂では、小学校での外国語教育の教科化など、何を学ぶかの改訂にとどまらず、「主体的・対話的で深い学び（P17 トピック、及び、P136 用語解説 参照）」の提起など、どのように学ぶかという学びの過程の改善も示されており、社会において自立的に生きる基礎を育み、子どもたちが新たな時代を生き抜くための力を培う、学びの再構築に取り組み、一人ひとりの個性を伸ばす教育をさらに充実させていく必要がある。

経験豊富な教員であっても、これまでの経験では対応できない課題も出現しており、学校の実態を踏まえた効果的、効率的な研究支援、研修体系の構築を行うなど、学びの再構築に向けて専門性の高い研究を進め、実践に結び付けていかなければならない。

学校支援の強化

世田谷区立小中学校では、学校教育を担ってきた教員の大量退職、20代の教員の割合が全体の2割を超えるなど、大量採用が続き、学校が蓄積した指導経験やノウハウなどが継承されにくい状況になっている。

また、学校に関する要望などへの対応等のために、子どもに向き合う時間が少なくなってきており、新たな教育課題、質の高い教育の推進など教育活動の実践にもその影響を及ぼしている。

教員へのアンケート結果でも示されたとおり、学習指導以外で、生活指導の負担が増えており、個々の子どもの状況を理解し、対応することが求められる中、学校・教職員だけでは、解決が難しいケースも増加している。

子どもに関わる様々な専門性のある人材を一元的に集約し、個々の課題に応じて派遣するなど学校や教職員への支援を行うほか、福祉的な支援との連携をコーディネートするなどの中核的な機能を整備し、教員の負担軽減、子どもと向き合う時間の確保を図る必要がある。

（資料編 24 「公立小・中学校教員年代別構成割合」 P 130 参照）

（資料編 13（3）「教員アンケート集計結果」 P 102 参照）

特別支援教育の充実と教育相談事業の強化

障害者権利条約の批准と関連する国内法の整備や、インクルーシブ教育システムに関する国の動向、障害者差別解消法の施行など、障害者を取り巻く環境は大きく変化をしている。こうした中、配慮を要する子ども一人ひとりの教育的ニーズも高まっており、ニーズに応じた、特別支援教育を適切に推進する必要がある。

教育委員会では、通常の学級の特別支援教育体制の充実を図るため、小中学校に学校包括支援員を配置するなど人的支援の充実を行ってきており、さらに発達障害等の児童に対する支援の充実を図るため「特別支援教室」を小

学校全校で開始した。

今後、特別支援教育の一層の推進を図るために、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上のための研修体系の整備や、配慮を要する子どもの途切れのない支援体制を構築するため、就学前から情報を引き継ぐとともに、専門的な視点で継続的に見守るチーム「(仮称)特別支援教育巡回チーム」の整備を行うなどの取り組みを進めていく必要がある。

(資料編 26「特別支援学級の現況」P132 参照)

全国的にも不登校の児童・生徒が増加をしており、その要因も社会状況や家庭状況の変化に伴い、多様化・複雑化している。不登校児童・生徒一人ひとりの状況を把握・分析し、状態に応じたアセスメントや「支援計画」等による継続的な支援、学校と関係者や専門家等と連携したチームによる子どもや学校への支援など、専門的活動や研究に裏付けられた、不登校への対応についての拠点的役割を担い進めていく必要がある。

乳幼児期の教育・保育の新たな取り組み

近年、生涯にわたる人格形成の基礎となる乳幼児期の教育・保育の重要性への認識も高まっており、義務教育及びその後の教育の基礎となる乳幼児教育・保育の質の向上も求められている。

核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化が進み、地域や家庭の養育力の低下が指摘されているなか、区内の幼稚園・保育所等と、小中学校、保護者、地域が連携して乳幼児教育の充実に取り組むため、区では現在、「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」の策定を進めている。

区として、乳幼児期の教育・保育について専門性を持った調査・研究を行い、それを踏まえた研修を実施するなど、公私立や幼稚園・保育所等の枠を超えた取り組みや家庭教育の支援を行う乳幼児期の教育・保育を支える中核的な機能や場が必要となっている。

こうした教育に関する諸課題の解決のためには、オランダやフィンランドなど海外の先進事例も参考にしつつ、教職員・保育者等の専門性や指導力のさらなる向上により、学校、幼稚園・保育所等の教育力・組織力を効果的に高めていくことや、地域の教育力を活かした取り組み、専門性のある人材等を活用した支援など多様な手法を通して、学校、幼稚園・保育所等や教職員・保育者、乳幼児・児童・生徒や保護者などを総合的かつ効果的に支援していくことが求められている。

(2) 教育改革の動向

国では、平成 1 8 年、1 9 年の教育三法（教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の一部改正以降、2 1 世紀にふさわしい教育体制の構築をねらいに、様々な教育制度の改革が進められている。

区の教育行政に係る幼児教育や義務教育などに限って、その動向などを簡単に紹介すると、以下のものがあげられる。

- ・ 幼児教育の位置付けの明確化
教育基本法（平成 1 8 年 1 2 月改正）・学校教育法（平成 1 9 年 6 月改正）の条文に、幼児期の教育が新たに規定されるとともに、幼児教育を「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」であることを明記
- ・ 教育委員会制度改革
教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置、教育振興に関する大綱の策定、国の地方公共団体への関与の見直し など
（地方教育行政法：平成 2 7 年 4 月 1 日施行）
- ・ 土曜日の教育活動の推進
学校設置者の判断により土曜授業が可能であることを明確化
（学校教育法施行規則：平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日施行）
- ・ 小中一貫教育をはじめとした学制改革
新しい学校種としての「小中一貫教育校（義務教育学校・小中一貫型小中学校(仮称)）」の制度化など
（学校教育法等の一部を改正する法律：平成 2 8 年 4 月 1 日施行）
- ・ 子ども・子育て関連 3 法の制定（平成 2 4 年 8 月）及び子ども・子育て支援新制度の施行
すべての子どもに質の高い幼児教育・保育、子育て支援の提供をめざす子ども・子育て支援新制度の開始
（子ども・子育て関連 3 法：平成 2 4 年 8 月成立 / 子ども・子育て支援新制度：平成 2 7 年 4 月施行）
- ・ 道徳教育の充実
平成 2 7 年 3 月に、学習指導要領の一部を改訂し、「特別の教科 道徳」を設置。小学校は平成 3 0 年度、中学校は 3 1 年度からの道徳科の実施に向け、評価のあり方などを審議

- ・ 英語教育の充実

学習指導要領の改訂により、小学校 3・4 年生の「外国語活動」、5・6 年生の「外国語科」を設置。平成 30 年度からの先行実施

- ・ 教育機会確保法

不登校の児童・生徒が、安心して教育を十分受けられるよう、個々の状態に応じた必要な支援が行うことや、学校外の場で学ぶ機会を確保するために国や自治体が支援をすることを明記

(「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」平成 28 年 12 月成立)

このほか、国では、学校の組織力をより高めるための「チームとしての学校」のあり方と今後の方策や幼児教育の重要性を踏まえた幼児教育の無償化などの検討が行われている。

こうした教育改革の動きが様々にある中で、今後の学校教育に大きな影響などを与えると考えられるものは、何ができるようになるか、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかという学びの過程の改善を求める学習指導要領の改訂や、幼稚園、保育所等を含めた質の向上の観点からの幼児教育・保育の充実である。

中央教育審議会における学習指導要領改訂の方向性（要点）

1 審議事項の柱（平成 28 年 12 月答申）

人工知能の進化による職業のあり方、急速な時代変化による情報更新への対応などの課題から、情報化やグローバル化などの急激な社会的変化の中でも、未来の創り手となるために、子どもに必要な資質・能力を確実に備えることができる学校教育の実現を目指す視点での審議事項の柱

- （１）新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、学習・指導方法の在り方（「主体的・対話的で深い学び」）、評価方法の在り方等
- （２）新たな教科・科目等の在り方や既存の教科・科目等の目標・内容の見直し
- （３）各学校におけるカリキュラム・マネジメントや学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

2 中央教育審議会における審議を踏まえた方向性

よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を地域・家庭と共有し、社会と連携・協働するために「社会に開かれた教育課程」が重要であり、それは各校での「カリキュラム・マネジメント」の考え方による計画と実施により実現する。

（１）何ができるようになるか

新しい時代に必要となる資質・能力と学習評価の充実
生きて働く知識・技能の習得
未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成
学びを人生や社会に活かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養

（２）何を学ぶか

教科・科目等の新設や既存教科の目標・内容の見直し
小学校の外国語教育の教科化等、高校の新科目「公共(仮称)」の新設
各教科等で育む資質・能力の明確化、目標や内容を構造的に示す

（３）どのように学ぶか

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学びの過程の改善
生きて働く知識・技能の習得などの新しい時代に必要な資質・能力の育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学びの過程の質的改善

学習指導要領の改訂を見据えた世田谷区教育推進会議での取り組み

平成28年度世田谷教育推進会議(第2回)(平成28年7月22日開催)
基調講演「新しい時代に必要となる資質・能力を育てるために」要旨
浅田和伸氏(文部科学省大臣官房審議官(高大接続及び初等中等教育局担当))

・ 子供たちは未来を生きる

教育については、昔の御自身の20年か30年前の経験で語られることが多い。今の子どもたちが実際に社会に出るのは随分先です。子どもたちが学校を終えて社会に出たときに社会はどうなっているのか、そのときにどういう力が必要になるのか、そのために今の教育、これからの教育をどうしていかなきゃいけないのか、そういう順序で本来は考えなきゃいけない。

・ 子供をめぐる現状と課題

今の日本の学校教育は、全体的にはほかの国に比べてかなりうまくいっている。けれども、一人ひとりの子どもに目を向けると、すべての子どもたちの力を十分伸ばしているとはなかなか言いがたい。学校がその子の今の力に十分対応できていないのじゃないか、そういった子どもたちもいます。一人ひとりの力を最大限に伸ばすためにはどういうふうにしていく必要があるのかを提言したのが、第九次提言(1)であります。

世界的に見て日本の力が相対的に低下していることは事実です。OECD(経済協力開発機構)が3年ごとに学力を計る調査をやっています。日本の子どもたちの学力は世界トップクラスですが、例えば数学や理科の勉強は楽しいと思う子どもたちは、世界よりはるかに低い。将来数学や理科を使うことが含まれるような仕事につきたいと思う子どもの率も日本はとても低いです。子どもたちは勉強が好きじゃないけれども、我慢して一生懸命やって、世界でトップクラスの成績をとっている。私は実はここが日本の教育の相当大きな問題点だろうと思っています。

日本の子どもたちは自分がだめな人間だと思える率がほかの国よりも高いということも出ています。私も校長時代を思い出すと確かに、俺だめだから、ばかだからみたいなことを言う子どもがいました。子どもにばかだからなんて言わせていいんですかね。日本の子どもたちは全然だめじゃないし、もっと上を目指す環境に置いてやりたいなと思います。

・ “ 答えのない課題 ” に最善解を導くことができる能力

この問題に、こういう解決方法と初めから覚えていて、それを使うというような場面はもうほとんどない。予想していなかったような問題、今までに経験していなかったような問題、それに直面したときにどうするか。100点満点の答えというのはないかもしれない。分からない、そのときに、どうし

ようだとまってしまふんじゃないかと、どうにかする。自分でまず考える。今までの経験や知識を総動員して、どうすればいいんだろうと考える。何か思いついてやってみる。あるいはそれを自分1人じゃなくて、誰かに相談してみる、誰かの助けを求める、いろんなやり方があると思います。とにかく自分で考えて行動する、だめだったらまた別の手を考えて行動する、とにかくどうにかする、そういう力なんじゃないかなと思います。

- ・ 分野横断的な幅広い知識・俯瞰力

答えのない課題に最善解、最もいいであろうという答えを探し出す力とか、あるいは幅広い知識、俯瞰力、そういったことであろうかと思っています。

今までの日本の学校教育は、何を学ぶかということは割とはっきりしている。きちっと系統立った学習指導要領があり、それに沿ってつくられた教科書があり、それでちゃんと年間の計画を立てて、どの学校でもどのクラスでもきちっと教育をしています。だけれども、本当にできるようになっているか、本当に力がついていくかというところの確認が弱かったと私は思います。

何を学ぶか、何を教えるかだけじゃなくて、その結果、子どもたちは何ができるようになったのか。先生の側からいえば、子どもたちは何ができるようにしたのかということですね。そういうことが非常に大事になる。そこをむしろ重視しないといけない。この何ができるようになるかを非常に重視したいというのが今回の指導要領改訂の1つのポイントです。

- ・ 学校の組織・運営改革（チーム学校）

去年の12月に文部科学省の中央教育審議会が3本の大事な答申(2)を出しました。

1つは、教員に関するいろんな仕組みを改革して、教員の力をもっと高めようということ。

2つ目が学校の組織運営。これは、「チーム学校」という言葉で表現されることがありますが、学校には、先生、教員もいますが、事務職員、用務職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、栄養士さんや、いろんな人がいます。学校の先生方を中心としながらも、それ以外のいろんな専門性を持った人たちの力をうまく組み合わせて、学校がいわば1つのチームのように、チーム全体として力を最大限に発揮できるような、そういう体制、仕組みをつくっていききたいねと。そのためには、教員の体制の充実も目指しますが、そういった人たちの体制もこれまで以上に充実したいと思っています。

そういう取り組みを国としても応援していききたいと思っています。

学校を支える主要なもの1つが、教育委員会です。教育委員会や教育センターが学校現場を支える、応援する、困ったときに助ける、学校から見れば、いざというときに頼りになる、そういう存在であってくることが、

学校現場にとってどれくらい助けになるかわかりません。学校は当然ながら日々いろんなことが起きます。いろんな悩みを抱えているし、いろんな相談をしたい、助けを求めたい、そういうこともたくさんあります。そういうときに、まず相談しやすい、それから実際に頼りになる、そういう教育行政、あるいは教育センターであってほしいなど、学校現場の経験からもそう思います。

- 1 「すべての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（教育再生実行会議）第九次提言（平成 28 年 5 月 20 日）」
- 2 教育再生実行会議第 6 次提言「地域からの学校改革・地域創生」
教育再生実行会議第 7 次提言「学校の組織・運営改革」・「教員改革」

世田谷区ホームページ「世田谷区教育推進会議」より

幼児教育・保育の推進に関する動向と世田谷区の取り組み

1 幼児教育・保育の推進に関する動向

平成17年1月に、中央教育審議会が、「幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期における教育は、極めて重要な意義を有するもの」であるとの答申を示し、この答申を受け、文部科学省は平成18年10月に「幼児教育振興アクションプログラム」を策定した。

これを受け、平成18年12月の教育基本法の改正、平成19年6月の学校教育法の改正において、「幼児期の教育」や「幼稚園の目的・目標」などが明確化され、平成20年3月の幼稚園教育要領の改訂にあわせ、保育所保育指針の改定が行われ、整合性が図られた。

また、平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画では、幼稚園等における幼児教育の充実を図るため、小学校教育との円滑な接続や預かり保育の充実、教職員の資質向上のための幼稚園・保育所等の教職員等の合同研修の促進など、「幼児教育の充実」に向けた基本的な考え方が示された。

平成27年4月からは、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供するため、更なる条件整備を図ることを目的に、「子ども・子育て支援法」等関連3法に基づく、子ども・子育て支援制度がスタートした。

現在、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が身につけていないという課題や、忍耐力や自己制御、自尊心といった非認知的能力を幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差が生じるなどの研究成果等を踏まえ、幼稚園、保育所等を含めた全ての施設で質の向上を図る観点から、幼稚園教育要領や保育所保育指針等の改訂が進められた。

2 世田谷区の取り組み

平成26年3月に策定した第2次世田谷区教育ビジョンにおいて、就学前（幼児）教育の充実を掲げ、保・幼・小の連携の推進や幼稚園・保育所等と子ども、保護者への支援の充実など、世田谷区の幼児教育の推進拠点として、幼児教育のセンター機能の必要性について示した。

また、平成27年3月に策定した「世田谷区子ども計画（第2期）」においても、保育・幼児教育の質の確保と向上を図ることを重点施策のひとつとして掲げている。

現在、世田谷区が乳幼児期における教育・保育のあり方を明確にし、その充実に向けて、幼稚園・保育所等と小中学校、地域が連携して取り組むことをめざす「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」の策定に取り組んだ。

(3) 教育センターの現状と課題について

社会状況や子どもを取り巻く環境などが大きく変わる中で、学校や教職員が抱える課題は、指導上の課題をはじめ、より複雑化し、学校組織や教職員等の専門性だけで対応することが質的な面でも量的な面でも難しくなってきた。

これら課題の多くは、子どもや家庭などの抱える課題などの反映でもあり、教育委員会として、これまで以上に、学校の教育力を高めていくことや、地域の教育力を生かした取り組み、専門性を有する人材等を活用した支援など多様な手法を通して、学校や教職員、幼児・児童・生徒や保護者などを総合的かつ効果的に支援していくことが求められている。

現教育センターでの取り組み

こうした中で、教育委員会では事務局各課とともに、教育センターにおいて、学校や教職員、幼児、児童、生徒や保護者などに対する様々な支援に取り組んでいる。

現在の教育センターでは、教育指導課等との連携による教職員への各種研修の開催、教育用図書等の収集提供による教育研究の支援、学校の教育活動を支援する移動教室や科学センター事業などが行われている。

また、総合教育相談室では、教育相談や不登校相談、各学校に配置されているスクールカウンセラーへの指導助言、スクールソーシャルワーカーによる訪問活動や特別支援教育の推進のための校外アドバイザー事業などに取り組んでいる。

さらに、プラネタリウム等を活用した各種の投影活動をはじめ、天文に関する事業などが児童・生徒だけでなく、幼児や団体、区民等を対象に行なわれている。

一方で、これらの事業の多くは、教育指導課や教育相談・特別支援教育課、学務課などの事務局各課により教育センターの分散した各諸室を利用して、取り組まれており、教育センターの組織には、研究や研修の企画を行う人材の配置を行っていないなど、主体的な事業活動は限られている状況である。

また、現在の施設は、開設後 29 年目を迎え、教員同士の交流や専門人材の集約などを行うにあたっては、施設面においてキャパシティ不足であり、多様な研修・研究などを支える設備や機能面における課題なども顕在化してきている。

(資料編 11「現教育センターの諸室及びその機能と事業所管等」P 94 参照)

新たな教育センターの必要性

こうした状況の中で、現在区が抱える教育課題、今後新たに表出される教育課題や教育ニーズ等に対し、学校とともに迅速かつ適切な対応を行っていくには、現在の教育センターが担っている機能の深化・拡充や、乳幼児教育・

保育の推進等の新たな機能の付加だけでなく、研究・研修の専門性を高め、事務局各課で取り組む関連事業の大胆な整理・統合等により関連する機能を集約・一元化した機関で、かつ保護者、家庭、地域、教育関係機関等と連携・協働して対応する中核的な推進機関の設置が必要である。

外部の学識経験者の活用や大学等との連携により、専門性の高い研究を進め、実践に結びつける学校教育、乳幼児教育、特別支援教育等の研究の拠点としての役割も求められている。

「子どもと向き合う世田谷の教育の推進」や「子どもの未来に向けた学びの再構築」を実現するためには、多忙な中でも、主体的に教育に関する情報を入手し、教員同士で自主的に研究に取り組むなど、指導力を高めたいという教職員を積極的に支援する必要がある。

専門性や学究的枠組みに裏付けされた研修、教材開発などを行う場、指導力の向上につながる様々な実験的アクティビティを生み出す場が、学びの再構築に取り組む上で不可欠である。

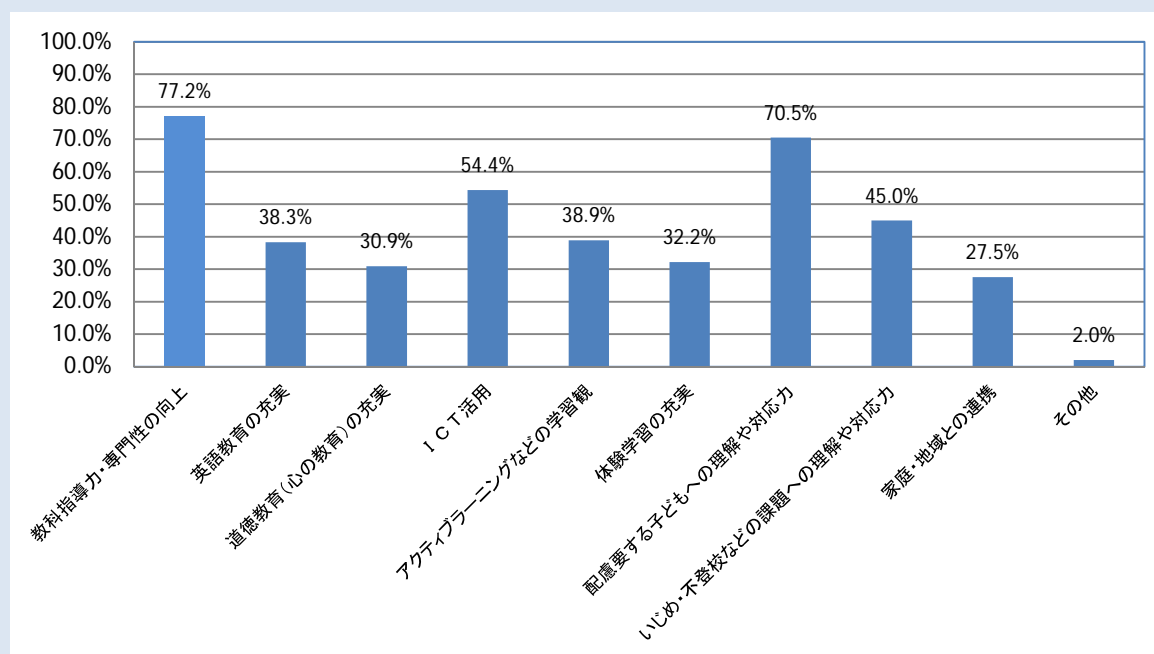
様々な課題に直面している学校や教職員への支援を、効果的・効率的に行うために、学校支援に関わる人材を集約させ、専門性の高いチームを組織して、学校、教職員、子ども・家庭を支援する連携の拠点が必要となる。

さらに、多様な人材による学校の支援を実現するため、区民が気軽に訪れ、世田谷区の教育に関する情報・資料等に触れる機会をつくるなど、世田谷区の教育に参加・参画する地域に開かれた交流や情報発信の場も求められる。

90を超える区立小中学校や、公私立含め、多くの幼稚園・保育所等を擁する世田谷区において、教職員・保育者等の専門性の向上をはじめ、学校、子ども、保護者への支援の充実のために、十分な機能が発揮できる、世田谷の教育推進の中核機関の整備が必要である。

新教育センター開設時に学校教育に求められること

新たなセンターの開設時（平成33年度）に、学校教育に求められること、ご自身が必要になると考えていることはどんなことか。（複数回答可）【教員149名が回答】



新たな教育センターに必要と思う機能などについて主な意見（自由回答）

・ 研修機能

「实际的、具体的な学校現場で役に立つ研修が必要」、「専門的・先進的な教育スキル等についての研修が必要」、「ICT機器等の充実が必要」。

・ 研究機能

「学校現場のニーズを踏まえ、実際に活用できる研究に取り組むことが必要」、「教科指導、学級経営の実践事例や指導案、教材データの蓄積や貸出し・提供をしてほしい」。

・ 学校への支援

「学校に関わる人材の充実・確保・紹介などの機能をセンターが担ってほしい（人材バンク機能など）」、「要配慮、発達障害、不登校などの児童・生徒への支援が必要」、「専門性のある人材によるサポートを充実してほしい」。

・ 運用面

「勤務時間外・夜間の利用や資料の閲覧ができるようにしてほしい」、「教科指導、学級経営の実践事例や指導案、教材データの蓄積やインターネットによる予約、貸出し・提供・閲覧をしてほしい」、「土日の利用ができる施設にしてほしい」。

（資料編12（3）「教員アンケート集計結果」P101、102参照）

新たな教育センター整備に向けた様々な議論

1 平成 27 年度第 3 回世田谷区総合教育会議(平成 27 年 10 月 17 日開催) 抜粋

- ・ 教員の仕事の一番わかりやすい部分は、子どもたちに「いい授業」をすることにあります。「いい授業」をするため、いろんな資料を見て、授業のプランを練ることが必要です。そのためには、ひとりで考えるだけではなくて、これまで諸先輩がつくったさまざまなプランであったり、仲間で、これはおもしろい、これはいつか使えるな、と考えていくような題材がそこにあることが望ましい。専門家がいて一緒に授業プランをつくっていく。その学校の子どもたちに合ったプランを一緒につくっていく、正にパートナーとしての教育センターの機能が生まれたいいなと期待しています。
- ・ 教育センターは、何と言っても教員の研修の場としての機能がとても大きい。新しい教育センターの中で、研修・研究の拡充ということとあわせて、学校支援を拡充していただける、ここはとても新しい視点だなと。学校にとっても新しい視点だなと思っています。
- ・ 学校支援は、研修・研究、そして情報、さらに地域連携、こういう領域ともしっかり連携をとりながら、調和をとりながら、日ごろの学校と教育センターの関係がきちんと信頼関係で結ばれていて、学校側に活用できるものだという認識があって、初めて学校支援が成果を上げると考えています。
- ・ 子どもたちをどういう社会に出していくのかということにもかかわらなければいけない。この役割は、機能の集積ではなくて、むしろどうマネジメントするか、教育センターをどう経営していくか。ここは経営をしていきながら、ある意味で絶対に学校の型を出ない形で学校を支援しながら、なおかつ社会の価値観との接点をつくっていくという、足し算で考えるのではなくて掛け算で考える組織をぜひつくっていかたいいなと思います。

2 平成 27 年度第 3 回世田谷教育推進会議(平成 27 年 10 月 17 日開催) 抜粋

課題テーマ『共に考える学校支援(新教育センター)』で出たご意見のまとめ

- ・ 先生には、「事務的な多忙さ」「親対応等の多忙さ」「教育本来の授業準備等の多忙さ」があり、それぞれの多忙さを解消することが新教育センターの役割として求められている。エキスパートを養成し、学校へ派遣するなど、教育内容の援助も必要。
- ・ 学校は「地域の核」であり、「地域を支えるのは学校支援だ」という点から学校支援をマクロに捉え、福祉行政と教育行政の一体化や横断化が必要。また、常勤のコーディネーターを教育センターにおいてほしい。
- ・ 「学校(教員)」や「学習」を強力にバックアップする新教育センターになってほしい。

3 新たな教育センターの基本方針

世田谷区の教育を取り巻く状況や、国の教育改革の動向などを踏まえ、世田谷区の教育推進の中核的な機関として、新たな教育センターは、時代の変化を捉え、学びの再構築などに取り組む、幼稚園・保育所等と小・中学校を積極的に支援する『学校教育の総合的バックアップセンター』として位置づけ、以下の4つの目標を掲げ、役割を担う拠点として構想する。

(1) 子どもと向き合う世田谷の教育の推進

～教職員・保育者、学校、幼稚園・保育所等を支援する～

乳幼児、児童・生徒に対する質の高い教育活動等を推進していくため、教職員・保育者の指導力や資質・能力の向上、授業改善や学校、幼稚園・保育所等のマネジメントの充実等に向けた取り組み等を系統的・効果的に支援していく拠点とする。

そのため、研究アドバイザー等と連携し、教科指導や学級経営の実践、教材・指導案等の開発・蓄積を行い、学校、幼稚園・保育所等・教職員のニーズに応じるとともに、有効な教育情報を提供するなど教職員・保育者の支援の充実を図る。

さらに、学校、幼稚園・保育所等だけでは、解決が難しい学校経営や学校運営の課題に対し、教育専門職のほか、法律・心理・精神医療・福祉などの専門性を持った人材による指導・助言や、専門人材の学校への派遣など、支援の強化と一元化を図り、問題の深刻化の防止、早期解決につなげる役割を果たす。

(2) 子どもの未来に向けた学びの再構築

～世田谷区のめざす教育を推進する～

区の教育実態等を継続的に把握し、将来を見据え、中・長期的な視野に立ちながら、区の教育目標の実現に向け、区のあるべき、めざすべき教育を推進する拠点とする。

そのために、教育研究や研究成果に基づく実践、系統的な研修の企画運営や自主的な研修等への支援、教育活動に関する相談や、各種の情報提供などとともに、教職員等の交流や対話の場をつくり、教職員・保育者や学校、幼稚園・保育所等が主体的・創造的に教育力の向上に取り組める環境を整備する役割を果たしていく。

(3) 子どもの笑顔を広げる

～子ども一人ひとりの学び（育ち）を支援する～

子どもの家庭生活や学校生活等に関わる相談などを通して、子どもや保護者などが抱えている問題の解決に向け、子どもや保護者、教職員・保育者や学校、幼稚園・保育所等を支援する拠点とする。

そのために、教育相談室と学校、幼稚園・保育所等における教育相談の

連携強化とともに、保健・福祉などの関係機関とのネットワークにより、子どもや保護者の主体的な問題解決を支援する役割を果たしていく。

(4) ネットワークを活かした実践の場

～ 家庭、地域や教育関係機関との連携・協働を促進する～

区が長年にわたり実践してきた地域の教育力を活かした「地域とともに子どもを育てる教育」を深化させ、子どもの育ちや教育に関する家庭、地域や区内教育関係機関・団体等との連携・協働をめざす拠点とする。

そのために、学校、幼稚園・保育所等、家庭、地域の連携を促す環境づくりや、区全体の教育・保育の振興に向けた公立私立の枠を超えた教育関係機関等との連携・協働のしくみや、区内大学等と連携の推進などの役割を果たしていく。

新たな教育センターの参考となる海外の事例

オランダの教育サポート機関（HCO）では、オランダ各地にあります。経験のあるベテランの教員や大学で教育学を学んだ学校支援のプロがいます。学校サポートの機能は困難な学校を支援するだけではなくて、日常的な教員研修の実施や、新しい教材やメソッドが導入された時に効果的に教育現場で使うことが出来るように支援することにあります。



支援の打ち合わせをするスタッフ

職員の方にHCOの組織について説明を聞いた。話をしてくれたベンセントリッヒさんは、学校に出向いて学校のチーム作りや問題の学校の立て直し、学校関係者に様々なアドバイスを子どもへの教え方など指導している。子ども一人ひとりが最大限の学びができることが私たちの会社の使命であるという信条のもと、教師をどう支援していくか、学校をどう組織化していくか、校長・副校長がデータを使ってどのように経営をしていくか、こういったことをしながら学校改革をしている。

教師は閉鎖的であったりせず、教師自身がプロフェッショナル意識をもつこと、学び続けることが大事だとも語っていた。HCOでは、先生たちに学ぶ意欲ができるような教え方をめざしていると話していた。

このことは、日本の教師にも言えることで、この事情はどここの国も同じである。逆に、日本の方が教師としての意識が高い面があるとも感じた。



HCOの外観

平成26年度海外教育視察（オランダ）報告書（平成26年5月）抜粋

4 新たな教育センターの機能

前記した新たな教育センターの基本方針を具体化するため、新たな教育センターには、「教育研究・教職員研修」「教育情報の収集・提供」「教育相談・不登校対策」「幼児教育センター」「学校支援」「地域連携」の6つの機能を構想し、各機能の連携による、「交流」「対話」「研究」「創造」「発信」を推進し、効果的な機能発揮をめざすものとする。

(1) 教育研究・教職員研修機能

区独自の教育に関わる課題解決や授業改善、円滑な学級経営等を支援するための研究を行い、学校経営や教育施策立案に向け資料を提供する。

世田谷区の特色ある教育活動を展開し、子どもの生きる力を育ていくためには、教職員等一人ひとりが、区のめざす教育を理解するとともに、子どもの実態を把握し、教科指導や生活指導等に取り組み、力量を高める必要がある。教職員等の指導力、資質・能力の向上を図るため、系統的・体系的な研修を企画運営する。

(2) 教育情報収集・提供機能

教育研究の成果をはじめ、様々な教育情報の収集・提供・発信の充実を図り、幼稚園・保育所等と、小・中学校や家庭、地域の教育力の向上を支援する。

また、次世代の育成支援のために、家庭や保護者を対象に、家庭教育や乳幼児教育・保育の普及・啓発と情報発信等を行う。

(3) 教育相談・不登校対策機能

子どもの心のケアや不登校の子どもへの支援等を推進するため、教育相談、ほっとスクールの充実とともに、学校における教育相談活動を支援する。

発達障害等の配慮を必要とする幼児、児童・生徒について、就園や就学相談を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を専門的・総合的に行う。

また、教育相談の「要」として、保健・福祉等の関係機関と連携・協働したネットワーク型の相談や支援を推進し、子どもの健やかな成長と発達を支援する。

(4) 幼児教育センター機能

乳幼児期における教育・保育の質の向上に向けた、幼稚園教諭や保育士の資質・能力の向上を図るための研修や調査研究などを行うとともに、各幼稚園や保育所等が実施する研修や研究等に対して支援する。

また、幼稚園教諭・保育士を対象とした相談・支援を行うとともに、乳幼児期からの一貫した支援体制を構築するための保護者、幼稚園・保育所等、小学校との連携などを支援する。

(5) 学校支援機能

学校が円滑な教育活動、学校経営や学校運営を推進するための環境づくりやその支援などを行う。配慮を要する子どもたちが、就学後も充実した学校生活を送ることができるよう、特別支援教育に取り組む学校を専門的な視点で支援する。

また、『地域とともに子どもを育てる教育』の一層の推進のため、学校が地域人材等の支援を得やすくなるよう支援する。

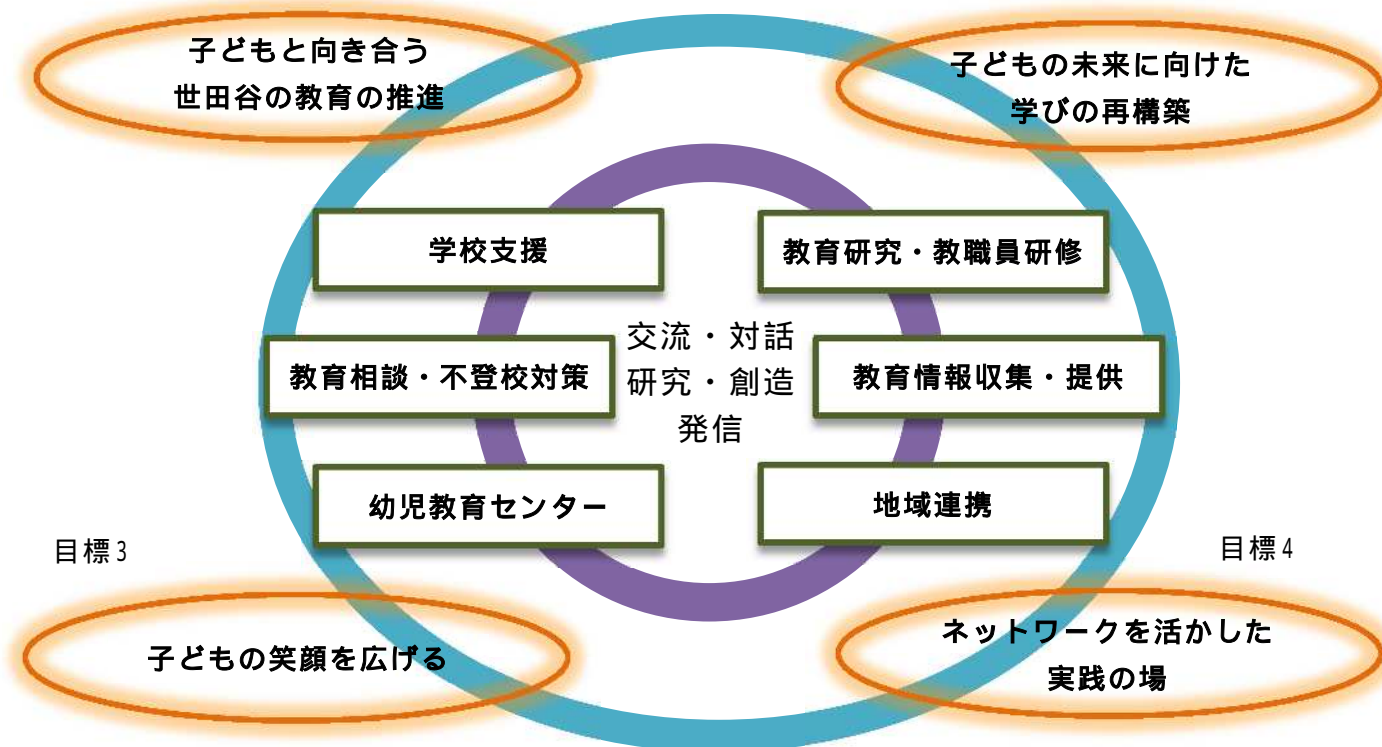
(6) 地域連携機能

区内大学等の教育関係機関や教育関係団体、NPO、民間事業者等と、世田谷区全体の学校教育の振興を目的とした交流や情報共有等を通して、相互の連携・協働関係づくり等を推進する。

また、教育関係団体や地域のグループなどが企画・実施する教育に関するイベント活動等を支援する。

目標1

目標2



目標3

目標4

4つの役割 6つの機能

5 新たな教育センターの各機能と運営・事業展開の方向

(1) 教育研究・教職員研修機能

教育課題や学校運営、教育課程等に関する調査研究を行い、その成果を学校に提供していく。教育研修の体系化により教職員の専門性を高め、新しい時代に必要とされる資質・能力の向上を図る。

1) 教育研究機能

現状・これまでの取り組み

- ・ 学校を取り巻く社会環境は複雑化・多様化し、さらに保護者の価値観や学校へのニーズなども多様化してきている。
- ・ 教育委員会では、教育指導課で推進する「研究開発校」等に対する指導及び支援とともに、教育ビジョンに掲げた教育課題等の解決に向け、「世田谷マネジメントスタンダード」の策定及び「教科『日本語』」の検証などの調査研究を行い、その成果等を踏まえた学校への指導・助言や情報提供などを行っている。
- ・ 「世田谷9年教育」の推進のため、区独自の「学習習得確認調査」や「世田谷3快プログラム～快眠・快食・快運動～」を継続実施し、経年変化など調査結果の分析を通じた授業改善や教育活動の見直しなど、学力や体力の向上において、一定の成果を得ている。
- ・ 学校の教職員を対象とする各職層や各職務に応じた研修の実施や、校種・教科等ごとで構成している教育研究団体の活動支援などを通して、教職員による教育研究を推進している。
- ・ 教育センターの科学実験室では、小中学校科学センター事業として、小中学校の教育研究会の協力のもと、教員の理科指導力の向上や教材制作などを行い、子どもの実験や観察など科学的探究心などを高める発展的な学習の機会を提供している。
- ・ 「たのしい学校生活を送るためのアンケート(Q-U調査)」等を全区立小・中学校で実施し、児童・生徒理解を深めるとともに、教育委員会の支援チームと連携した対応を進めている。

課題

- ・ 現場の教職員は、本来自主的に指導力の向上に向け、研究や教材開発を行っていく必要があるが、校務や保護者対応等に追われ、個人やグループ等での自主的な研究活動が十分にできない状況がある。
- ・ ICT技術の急速な進歩等を見通し、常に新たな研究に取り組む必要があるが、様々な先駆的な教材に触れる機会が少ない。
- ・ 複雑化した社会で表出してきた新たな教育課題に対して、迅速かつ的確な対応をしていくには、学校の教職員を中心とする調査や研究活動のみ

では限界があり、よりスピード感をもった、高度で多角的な視点からの調査研究活動が求められている。

- ・ 学校単位での研究活動では、資料が限定され、また、情報交換できる人材も限られ、研究に対する専門的な助言などを受けることが難しい。
- ・ 学校教育の一層の充実を図るには、教育の直接の担い手である教職員の指導力・資質の向上とともに、教育課題や学校運営、教育課程等に関する調査研究を学校単位に加えて、区全体と区独自の視点から、継続的・専門的に研究を行い、その成果を学校に提供し、普及のために支援していくことが重要である。
- ・ いじめや不登校などの課題への理解や対応力が教員に求められる。「たのしい学校生活を送るためのアンケート（Q-U調査）」等を全区立小・中学校で実施し、児童・生徒理解を深める取り組みを行っているが、専門的な視点から調査結果をさらに分析するなどの研究を通し、教科指導以外の研究活動もさらに進めていくことが求められている。

運営の方向

専門的・先駆的な研究活動の推進

- ・ より専門性の高い教育の推進を担う中核的な研究組織をつくり、教育課題、学校運営、教育課程等に関する独自の調査研究を行い、研究成果を各学校に提供・普及し、学校を支援する。
- ・ 区独自の調査研究活動を推進するため、教育職である指導主事等を専任配置し、併せて、区内大学等の教育関係機関と連携・協働により研究機能の強化に向けた研究ポストを創設する。
- ・ 各学校の教職員を研究員に委嘱するなど、学校現場の状況に応じた体制での教育研究を推進する。

主体的な研究活動の促進と支援

- ・ 柔軟な施設運営により幼稚園・保育所等や小中学校の研究組織や教職員等の自主的な研究組織への場と機会を提供する。
- ・ 教職員等の自主的な研究活動などを支えるため、教材の収集・蓄積・開発や提供を行うとともに、教職員等の研究活動等への指導助言を担う「(仮称)研究アドバイザー」を配置する。
- ・ 蓄積した情報を教職員等が研究や教材開発に活かしていくため、学校サポート室など教員経験等のある専門スタッフによるコーディネートや研究に関する相談への対応を行う。
- ・ 幼児教育センター機能や教育相談・不登校対策機能等で求められる調査研究の取り組みや、学校、幼稚園・保育所等の教職員等による教育研究団体による教育研究活動と連携し、研究成果を高め、実践に活かす。

創造を生み出す研究環境の整備

- ・ 学校種を超えた教職員の交流の場や機会を提供し、新たな出会いや対話をとおり、創造性や発想力、モチベーションを高めていく環境をつくる。また、お互いの研究内容・成果に触れる機会をつくる。
- ・ ICT環境・機器を整備し、ICT機器を活用した、先駆的な研究や教材開発を支援する。

科学教育の振興

- ・ 科学実験室等を活用し、子どもの科学に接する機会を提供する小・中学校科学センター事業や才能の芽を育てる事業などを充実させ、教職員の指導力・教材開発力の向上に活かしていく。

事業展開

教育研究にかかる事業展開は、以下のような内容を想定する。

- ・ 研究推進体制の整備【新規・拡充】
(仮称)世田谷教育研究室の設置、研究ポストの創設 など
- ・ 教育課題に関する調査研究【充実】
学力向上、体力向上をはじめ、世田谷9年教育、特別支援教育、ICTを活用した授業、「主体的・対話的で深い学び」の充実 など
- ・ 教育課程に関する調査研究【充実】
学習指導要領の改訂を踏まえた世田谷区教育要領の改訂やカリキュラム・マネジメントの研究・検証、研究開発校等における研究活動、研究チームによる研究 など
- ・ 学校経営・学校運営に関する調査研究【充実】
「世田谷マネジメントスタンダード」の検証
生活指導、進路指導に係る調査 など
- ・ いじめ・不登校などの課題に関する調査研究【充実】
「Q-U調査」の分析・検証 など
- ・ 教育研究に関する指導・助言・相談【新規・拡充】
校内研究や教職員による自主的な研究活動等への支援
(仮称)研究アドバイザーや専任指導主事等による研究・教材開発に対する相談・助言
- ・ 教材、モデル的指導案の収集・蓄積・開発及び提供【充実】
指導教諭等の模範授業の記録及び活用、教材へのアクセスの確保、副読本の作成、ICT機器等を活用した教材の開発 など
- ・ 研究成果や各種データ等の収集・作成・提供【充実】
研究開発校等による研究成果や各種指導案の収集・蓄積、区独自の調査の実施及び報告書の作成・提供・展示
- ・ 子どもの才能の芽を伸ばす事業【充実】
小中学校科学センター、子ども科学教室
子どもICT教室(プログラミング教室) など

2) 教職員研修機能

現状・これまでの取り組み

- ・ 区の推進する「世田谷9年教育」の定着や質の向上や、学校及び児童・生徒・保護者等をめぐる多様化・複雑化する諸課題への迅速かつ適切な対応に向けて、教職員等の専門性を高め、資質・能力の向上を図ることが求められている。
- ・ 教育委員会では、学校、区立幼稚園・認定こども園における校内研修の実施とともに、「世田谷9年教育」の推進や様々な教育課題への的確な対応のために、学校管理職研修、ライフステージに応じた研修、職務分掌に応じた研修、教科「日本語」研修や特別支援教育研修など、年間を通して100を超える研修を実施し、教職員等の指導力・資質の向上に取り組んでいる。
- ・ 新しい時代に必要な幼児・児童・生徒の豊かな人間性・豊かな知力などの育成、そのための「主体的・対話的で深い学び」の取り組みやICTの活用、またインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた、発達障害を含む配慮を必要とする児童・生徒等への対応、ESD（持続可能な発展のための教育）の充実、保・幼・小接続をはじめとした学校種間連携への対応など、教職員が身につけていくべきものが増えている。
- ・ 経験豊かな団塊世代等の教員等の大量退職と大量採用などにより、教育現場では、指導技術の伝達や実際の指導への助言など、若手教員を育成する仕組みが難しくなっている。
- ・ 国内外の各種調査などでかねてより指摘されているとおり、日本の教員の負担が増大し、校外におけるセンター（集合）型研修を中心として、初任者や経験の浅い教員などの課題やニーズに応え、資質・能力の向上を図っていくことが難しい状況となってきた。
- ・ 世田谷独自の取り組みを展開しているなか、教員の育成にあたっては、勤務校及び学び舎で、実践の教育活動を目の当たりにしながら研修を積むOJTが有効であることを踏まえ、世田谷マネジメントスタンダード「人材育成」において、初任者から2・3年次の若手教員、世田谷区に転入して1・2年程度の転入教員を主な対象に「世田谷版 OJTハンドブック」を作成し、取り組んでいる。
- ・ 学校教育の一層の充実を図るには、教育活動の直接の担い手となる教職員の資質・能力の向上が最も重要であるが、校務等の負担や保護者対応の増加などから、必要な研修を受講できない状況が生まれている。

課題

- ・ 大量退職、大量採用によりベテラン職員の指導経験やノウハウが継承されにくい状況にある。校内のOJTを体系的・系統的に行っていく必要がある。

- ・ 子どもの充実した学習環境を保障するためには、学校や教育ニーズ、教職員のライフステージ等に応じ、さらに体系化を図り、研修を行っていく必要がある。
- ・ 子どもにこれからの新しい時代に求められる資質能力を育成するためには、研修そのもののあり方や研修手法、教職員が参加しやすい柔軟な実施方法などの見直しが不可欠となっている。
- ・ 多様な教育課題等への対応においては、より現場の実態に応じた実践的な研修を企画・実施していく必要がある。
- ・ 学校現場では、教員その他、学校包括支援員、理科支援員などの支援員やスクールカウンセラーなど様々な専門性をもった人材が、一体となって、教科指導や学校運営に関わっているが、これらの人材の質の向上等図っていく必要がある。

運営の方向

【学びの再構築に向けた研修の体系化】

- ・ 区のめざす教育を推進し、区の教育課題等への適切な対応、学校全体の教育力の向上、教職員の資質・能力を向上、専門性の向上を推進するため、新たな教育センターで行う研修と校内で行う研修等との役割分担を明確にし、経験年数や職能、専門教科ごとに行う研修等をさらに体系的・効果的に実施する。
- ・ 研修体系の再構築による学習・生活指導、保護者対応等、教員が直面している課題に対する研修を充実する。
- ・ 従来 of 講義形式中心から、より主体的・協働的な学びの要素を含む「主体的・対話的で深い学び」型研修ともいえるべき手法への転換などを行う。
- ・ より効果的・効率的な実施手法や新たな教育課題への対応の検討等を行い、必要に応じて民間のノウハウなども活用しながら、質の向上を図る。

【効果的な研修の運営】

- ・ 研修の開催時間や研修手法などを検討し、教職員の参加意欲を高める研修運営を推進する。

【先駆的・実践的な研修環境づくり】

- ・ ICT機器などを完備した研修スペース等の確保や、進歩的な授業を教職員がイメージできるような近未来型の教室の設置などにより、より実践的な研修を行う。

【校内研修・自主研修の推進と支援】

- ・ 区が開催する研修内容と学校が必要としている研修内容との整合の確保に努めるとともに、校外でのセンター型研修と校内研修と相互の特性等に配慮しながら、より効果的な実施手法で行う。
- ・ 校内研修の推進のため、「(仮称)研究アドバイザー」の派遣等の支援

を行う。また、自主的な研修に対する支援を行う。

【多様な人材の研修の充実】

- ・ 学校運営や支援に携わる多様な人材に対する研修を充実する。

事業展開

- ・ 研修体系の再構築【拡充】

校内研修と集合研修の役割分担と研修体系の見直し

- ・ 教職員研修の企画・運営【充実】

ライフステージに応じた研修

初任者等（１年次）研修、２年次・３年次研修、１０年経験者研修主任教諭研修、指導教諭研修 など

職務研修（各学校における職責・校務分掌等に応じた研修）

管理職研修（校長研修、副校長研修など）、主任研修（教務・生活指導）、主任等研修（研究主任・保健主任など）、道徳教育推進リーダー研修、特別支援教育コーディネーター研修 など

教科・領域研修

教科研修、学習指導研修 など

課題研修

世田谷９年教育、教科「日本語」、人権教育、乳幼児教育、ＩＣＴ、特別支援教育、いじめ対応、「主体的・対話的で深い学び」 など

- ・ 校内研修の支援【拡充】

指導・支援のための「（仮称）研究アドバイザー」等の派遣 など

- ・ 自主研修への支援【拡充】

教育研究機能と連携した教材等の作成や活用等へのアドバイス、専門職を配置しての助言・指導、教職員が企画する研修の実施や場の提供、民間教育機関等と連携した研修 など

- ・ 学校運営や支援に携わる多様な人材に対する研修の充実・体系化

【拡充】

理科支援員、英語支援員、学校包括支援員、スクールカウンセラー等学校運営や学校での子どもの支援に携わる人材を対象とした研修を行う。

(2) 教育情報収集・提供機能

世田谷が掲げる教育の実現や新たな教育課題の解決に向けた、様々な取り組みに関する、最新情報・資料等を収集・提供するとともに学校・地域等に情報の発信を行っていく。

現状・これまでの取り組み

- ・ 幼稚園・保育所等と、小・中学校における保育・教育活動や、家庭教育を支援していくためには、教育に関する様々な情報を広く収集・分類・整理し、教職員・保育者や保護者、区民などに提供・発信していくことが求められている。
- ・ 現在の教育センターでは、開設当初より教職員の自主的な教育研究活動の支援ために、資料室として学校教育研究室を設置し、教育関係の様々な図書や指導資料、区の研究開発校等の研究紀要などの蔵書等の管理、閲覧、貸出等を行っている。
- ・ 教科書センターを設置し、広く区民等を対象に、区立小・中学校の教科用図書（教科書）について、採択時における法定展示、新旧の教科書の展示などを行っている。
- ・ 学校、幼稚園・保育所等の教育活動への支援として、16ミリフィルム、DVDやビデオ等の視聴覚教材を収集し、視聴覚機器と合わせ貸出している。
- ・ 収集する情報や資料などについて、データ化を含めた整理・保管の基準や観点が未確定であり、十分な周知ができていないことなどから、教職員等が教育センターを訪れ、蔵書等の資料、視聴覚教材等を十分に利活用しているとはいえない。
- ・ 現在の学校の教育活動の実践を積極的に集約・発信していない。
- ・ 核家族化などにより、子育てなどに不安や負担を感じる保護者等を対象に、家庭教育や乳幼児教育・保育の普及・啓発と情報発信等が求められる。
- ・ 家庭教育の支援については、庁内の関係部所管による「家庭教育支援推進関係課連絡会」をとおり、推進している。

課題

- ・ 学校、幼稚園・保育所等の研究活動や教材づくりなどを情報面で支援する機能の一層の拡充や、情報・資料のデータベース化などICT活用等を推進し、学校、幼稚園・保育所等の教職員・保育者が必要な時に、的確な情報を迅速に得ることができる仕組みを整備していく必要がある。
- ・ 教育研究機能として取り組む教育課題や教育課程などに関する調査研究の成果物や、国や東京都の教育施策や関連調査結果、また各校の校内

- 研究や教育研究校の成果物・指導案、さらに様々な教育に関する情報・資料を広く収集・分類・管理する拠点として再構築していく必要がある。
- ・ 社会状況や子どもを取り巻く環境の変化等によってもたらされる教育課題や子育ての悩みなどへの対応について、情報や資料等の提供は十分であるとはいえない。

運営の方向

教育情報の収集・提供の仕組みの再構築

- ・ 国や東京都、大学、研究機関等の資料・情報等、様々な教育の関連情報の収集・集積とともに、教育研究など諸機能から生み出される情報等を一元的に集積し、学校、幼稚園・保育所等や保護者、地域への情報の提供や発信などを行う。
- ・ 情報収集にあたっては、教育用図書や新聞、市販の書籍等の印刷物だけでなく、教育活動の実践に有益な、指導教諭による模範授業などデジタル化された情報、教材、教具など多様な形式のものを含めて収集していく。
- ・ 研修・研究の際に作成された指導案や、入学式や卒業式、運動会や学芸会等の行事に関わる資料なども収集・蓄積する。

ICT環境と連動した情報収集・提供機能

- ・ 今後のICT化の更なる進展などを踏まえ、教職員などが必要な資料や情報などを検索し活用するための支援・助言、整理・保管等を行う。
- ・ 情報提供や発信は、閲覧スペースの提供、広報誌の発行、ICTの活用など提供や発信の対象や情報の内容等に応じた多様な方法により推進する。
- ・ 教材開発や教材づくりにおける、高性能のICTのソフト・ハードの両面から整備し、学校の教育情報の蓄積・共有化を推進する。

コーディネート機能と利用しやすい環境づくり

- ・ 教育情報の提供・発信の仕組みの構築や運営にあたっては、資料・情報の効果的な活用などのためのコーディネート機能が最も重要であり、専門的な人材によるコンシェルジュ機能やアドバイザー機能の整備を検討する。
- ・ 蓄積した情報を教職員等が研究や教材開発に活かしていくため、学校サポート室など教員経験等のある専門スタッフによるコーディネートや研究に関する相談への対応を行っていく。(教育研究・教職員研修機能 再掲)
- ・ 教職員等が個人やグループで行う研究活動等に活用するため、研究機能と連動させ、開館時間等の工夫や交流の促進など、教職員が利用しやすい環境づくりを行う。

家庭教育への支援

- ・ 家庭教育の支援に係る庁内の連携体制の充実を図るなどにより、家庭

教育に関わる情報提供や講座運営等の家庭教育支援を充実する。

事業展開

教育情報収集提供にかかる事業展開は、以下のような内容を想定する。

- ・ 学校教育に関する情報・資料の収集・提供の仕組みの再編【拡充】
教育に関する各種資料や教育関係図書、児童・生徒の調査結果、
国・他の自治体等の研究報告等、教育研究機能による研究成果、
学校イントラネットや区のホームページによる情報提供及び発信
など
- ・ 「(仮称)メディアセンター」運営【新規・拡充】
デジタル教材などの収集・管理・貸出、行事等の学校運営に資する情報、
指導教諭の模範授業等の動画記録、指導案、
ICTを活用した授業研究や教材開発の支援 など
- ・ 教科書センター運営【充実】
新旧採択済教科書の常設展示(教科書展示会含む)など
- ・ 教育情報や研究、教材開発に関するコーディネート【新規・拡充】
教育情報・教育教材、研究等の相談に対応するアドバイザーの配置
- ・ 家庭教育に関する情報・資料の提供【拡充】(幼児教育センター機能 再
掲)
家庭教育に関する各種資料や関係図書、研究報告等の収集・管理・閲覧・
貸出、教育研究機能や教育相談機能等の活動によって得られた知見等の
情報提供・発信、家庭教育に関する講演会や講座等、教育相談や子育て
支援等の情報提供、家庭教育支援推進関係課連絡会の開催 など

(3) 教育相談・不登校対策機能

様々な悩みなどを抱える子どもや保護者の相談に適切に対応、支援するとともに学校・教職員への支援を図っていく。

現状・これまでの取り組み

- ・近年、子どもや保護者を取り巻く環境は、ますます多様化・複雑化している。いじめの問題、不登校の子どもの増加、家庭の養育力や教育力の低下、発達障害など配慮を必要とする子どもへの対応など、社会の環境変化が子どもに大きな影響を与えており、これらの問題は、学校教育を推進していく上での課題でもある。
- ・子どもは、学校生活の問題をはじめ友人関係、家庭問題など、一人ひとり異なる悩みなどを抱えている。子どもの抱える悩みは、いじめの問題や虐待など、自ら解決することが難しい課題、自らの責任に起因するものではない悩みなどもあり、対応のタイミングを逸すれば、その後の人生にも大きく影響するような事態になる可能性なども包含されている。
- ・子どもや保護者の悩みなどに適切かつ迅速に対応し支援するとともに、学校、幼稚園・保育所等、教職員等への支援を図るため、学校内外の教育相談活動の充実が不可欠となっている。
- ・教育委員会では、教育センター内の総合教育相談室や4つの教育相談室分室で、心理職による教育上の諸問題の相談や特別支援教育の推進のための学校支援などととも、学校への都と区の連携によるスクールカウンセラーの配置や、教職員への学校教育相談研修などを行っている。
- ・不登校児童・生徒への支援では、学校はもとより不登校相談窓口の設置、スクールカウンセラーによる相談対応やスクールソーシャルワーカーの訪問活動、教育相談室による学校支援(校外アドバイザー)、ほっとスクールの運営等により児童・生徒やその保護者への支援などに取り組んでいる。
- ・スクールソーシャルワーカーをはじめ、心理教育相談員、スクールカウンセラーは、要保護児童支援協議会や事例検討会、研修会など関係機関・関係部署との連動に務め、児童・生徒とその保護者への適切な支援につなげるためのネットワーク作りを継続している。

課題

- ・不登校については、平成25年度の文部科学省の学校基本調査で6年ぶりに増加に転じた。区でも同様であり、国の支援強化などの動向にも注視しつつ、支援に向けた取り組みのさらなる充実が必要である。
- ・教育機会確保法が、平成28年12月に成立し、不登校の児童・生徒の学校外での学びを支援することが明記されたことを踏まえ、区内にある

不登校児童・生徒支援する機関とのネットワークを築き、課題の共有など子どもが安心して学ぶことができる環境をつくっていく必要がある。

- ・ 不登校となった原因や要因を把握し、学校・教職員の関わり方の検証や予防に向けた取り組みが求められている。
- ・ 適応指導教室の設置など、不登校の子どもへの支援を進めているが、区立小中学校において、不登校の子どもの数は、平成27年度において、500人以上存在するなか、民間の居場所も含め、支援につながっていない不登校の児童・生徒への対応など求められている。
- ・ 発達障害等の児童・生徒の教育的ニーズの増加に対応するため、小学校全校で「特別支援教室」を設置するなど特別支援教育を進める中、保護者の関心なども高まっており、就園相談や就学相談の件数も大幅に増加している。相談がしやすい環境を確保するとともに、子どもの特性を細かく把握し、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援を総合的、継続的に行っていくことが求められている。

運営の方向

総合的な教育相談の拠点づくり

- ・ 総合教育相談室が担う各種の教育相談事業を新たな教育センターへ移行するとともに、スクールカウンセラーの配置やほっとスクールの運営、メンタルフレンド派遣などの事業を新たな教育センターに移行し、教育相談や不登校対策の推進体制を一元化し、各種事業の効果的な運営を図る。
- ・ 相談窓口を整理、一元化した「教育総合相談窓口」の設置し、保護者や区民、教員に利用・相談しやすい窓口運営を行う。

子ども一人ひとりの教育ニーズの把握

- ・ 就園相談や就学相談（初就学・進学・転学・通級・特別支援教室利用）を新たな教育センターに移行し、教育相談等との連携による円滑な相談手続きを確保しつつ、子どもの特性を把握し、幼児期を含めた早期からの一環とした途切れのない支援を行う等、総合的な教育相談や特別支援教育のセンター機能を担い、各支援体制の強化を図る。

学校・関係機関とのネットワークの強化

- ・ 不登校児童・生徒やいじめなどの課題に迅速に対応するため、関係機関とのネットワークを構築するとともに、チームによる助言・支援体制を整備する。また、スクールカウンセラーの配置の充実を図り、教員と連携した学校内の教育相談活動を支援する。

不登校対策の推進

- ・ 不登校への支援では、学校外の学びの重要性や適応指導教室等の機能拡充に向けた国の動向などに注視しつつ、現在取り組みが進む3か所目の「ほっとスクール」の運営のあり方を含め、不登校児童・生徒への対応の充実や支援の基盤整備のための「(仮称)不登校対策アクションプラ

ン」を取りまとめ、ほっとスクールの運営など各種の支援事業の展開を図る。

不登校支援拠点機能

- ・ 不登校にかかる来所相談、不登校保護者の支援、適応指導教室「ほっとスクール」の運営と3か所の取りまとめ、フリースクールなど民間の不登校児童・生徒支援する機関等との連携を進めるなど、不登校児童・生徒を支援する拠点としての役割を担う。
- ・ 不登校の状態になっている子どもに対して、学校や教育委員会事務局だけでは、解決できない課題を青少年センターやメルクマール等の関係機関等を含めた連携の拠点機能を担う。

子どもと保護者が相談しやすい環境づくり

- ・ 子どもや保護者の相談ニーズに的確に対応するため、安心して相談できる場や子どもの状態や特性を細かく把握し、関わる場を整備し、専門性を有する相談員等の育成と体制の強化を図り、相談への迅速な対応を確保するとともに、相談開設時間の延長など利便性の向上に向けた検討を行う。

事業展開

教育相談・不登校対策にかかる事業展開は、以下のような内容を想定する。

- ・ 教育相談事業の窓口の一元化【充実】
「教育総合相談窓口」の設置 など
- ・ 学校への支援【充実】
不登校に係るチームによる助言、スクールカウンセラーの配置、学校教育相談研修の実施 など
- ・ 不登校児童・生徒への支援【拡充】
「(仮称)不登校対策アクションプラン」に基づく、チームによる支援、ほっとスクール運営 など
- ・ 不登校支援拠点機能
「教育総合相談窓口」による不登校の専門相談、「不登校保護者の集い」の実施、「ほっとスクール」の運営、支援団体の連絡会の実施
など
- ・ 特別支援教育に関する相談の円滑な運営【充実】
特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室にかかる初就学・進学・通級・転学等相談支援、幼稚園等の就園相談・支援、子どもの特性を細かく把握する相談体制と機能の充実 など
- ・ 教育相談や不登校対策にかかる人材育成【充実】
心理教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等のスキルアップのためのスーパーバイズ、学校包括支援員の研修 など

- ・ 教育相談や不登校対策等に係る研究活動【拡充】
相談分析や研究成果を踏まえた相談及び研修への支援 など

(4) 幼児教育センター機能

就学前教育の推進拠点として、世田谷区全体の乳幼児教育・保育の向上を図るため、調査研究や乳幼児教育・保育に係る教職員・保育者等の資質の向上を図る研修、情報提供、家庭や地域への啓発などを行っていく。

現状・これまでの取り組み

- ・ 乳幼児教育の重要性への認識の高まる中、乳幼児期の教育・保育・子育て支援を総合的に行う子ども・子育て支援新制度の施行により、質の高い乳幼児教育・保育を提供していくことがますます重要となっている。
- ・ 区内には、平成29年4月現在、幼稚園が私立53園、区立が8園、また、認可保育園は私立が126園、区立が50園、さらに認定こども園が私立で5園、区立で1園あり、乳幼児教育・保育を実践している。
- ・ 世田谷区の幼稚園教育の主体的な役割は、私立幼稚園が担っており、建学の精神に基づく特色ある教育活動の中で、主に3歳～5歳児への教育を実践している。一方、区立幼稚園は、幼児の急増期に私立幼稚園の補完的な役割として設置され、現在、幼保連携型認定こども園への移行を進めている。
- ・ 保育所における保育は、児童福祉法に基づく施設として、家庭との緊密な連携のもと、子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して「養護」と「教育」を一体的に提供している。
- ・ 教育委員会では、子ども・若者部と連携し、区立幼稚園の研修への区立保育園の参加、保育課主催の研修への区立幼稚園の参加など、研修の相互乗り入れや、教育委員会主催研修に私立幼稚園の参加を促すなど、幼保連携に向けた取り組みを行っている。
- ・ 区立・私立の幼稚園や保育所などから区立小学校へ就学する割合が、85%に達する状況であり、これらの就学前機関と区立小学校との緊密な連携が不可欠となっている。
- ・ 教育委員会では、区内の公立・私立幼稚園、私立・公立保育所、区立小学校の代表者等と連携し、「就学前教育と小学校教育の円滑な接続のための資料集」を作成した。これに基づき、幼稚園・保育所等の園児が小学校授業を体験するなどの交流を行っている。

課題

- ・ 区全体の乳幼児期の教育・保育の質の向上には、関係機関におけるオール世田谷という意識の醸成だけでなく、就学前機関相互の連携に向けた具体的な方策や区としての乳幼児期の教育・保育の全体状況を見通した

研究・研修の充実、園運営などの支援の取り組みが欠かせない。

- ・ 乳幼児期における教育・保育を担う幼稚園教諭や保育士の若年化により、社会的経験や基本的な技能等が不足している状況がある。小学校との円滑な接続をはじめ、子どもの発達過程に応じた諸課題に的確に対応できる人材が求められており、指導力の向上に組織的に取り組む必要がある。
- ・ 就学前機関における教育内容や指導方法、指導環境の改善などとともに、乳幼児教育・保育を担う教職員・保育者等への研修や相談等支援の充実が必要である。
- ・ 円滑な就学前機関と小学校の接続を図るために、幼稚園・保育所等と小学校の教員等が合同で研修や研究を行い、互いの指導方法、指導原理に関して相互理解のもとで取り組みを進めていくことが不可欠である。

運営の方向

乳幼児期における教育・保育を推進する拠点づくりと取り組みの推進

- ・ 世田谷区の就学前の教育の基本理念や施策の方向性などを内容とする『世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン』に基づき、乳幼児教育・保育の充実に向けた取り組みを推進する。
- ・ 乳幼児期における教育・保育の充実に向けた施策の推進にあたっては、教育委員会及び子ども・若者部等の区長部局の乳幼児教育、保育、子育て支援の担当所管との役割分担や連携方法などの明確化を図りながら、「(仮称)世田谷区乳幼児教育支援センター」を設置し、その中心的な役割を果たす。
- ・ 個々の取り組みや課題などの情報交換や共有化を図るため、区内公立幼稚園・保育所等、行政、小学校、教育委員会などによる「(仮称)世田谷区幼児教育・保育情報連絡会」を設置し、相互理解、交流・連携を促進する。

乳幼児期における教育・保育を推進する研究と研修の推進

- ・ 乳幼児期の教育・保育の充実に向けた調査・研究を行う。
- ・ 私立を含めた幼稚園・保育所等と小学校の連携を促進する合同研修や保育者等のキャリアアップ研修の実施など、教職員の資質及び専門性の維持向上に向けた教職員研修の充実などに取り組む。

乳幼児期における教育・保育と小学校教育への円滑な接続

- ・ 乳幼児期における教育・保育と小学校教育への円滑な接続を目的とした世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムの普及・促進や未就園児に対する幼稚園等への就園に向けた支援、配慮を必要とする子どもなどへの支援等を区内幼稚園・保育所等に対して行う。

(仮称)乳幼児教育アドバイザーの設置

- ・ 家庭・地域における乳幼児期の教育・保育力の向上のため、子育て講座等の取り組みを実施するとともに、担当所管や専門機関へつなぐこ

とのできる専門人材や各幼稚園・保育所等の運営上の相談等に対応するための「(仮称)乳幼児教育アドバイザー」を設置する。

大学・研究機関等との連携

- ・ これらの取り組みの推進にあたり、大学や企業等の研究機関との連携を図る。

家庭教育への支援

- ・ 家庭教育に関わる情報提供や講座の実施等、家庭教育支援を充実する。
(教育情報収集・提供機能の再掲)

事業展開

幼児教育センターにかかる事業展開は、『世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン』で掲げる取り組みの方向性に基づいて、事業を展開する。

- ・ 研究事業【新規・拡充】
 - 乳幼児期の教育・保育に係る調査・研究
 - 教育課程、特別支援教育、保・幼・小との連携 など
 - 研修・教材研究する場、具体的な物に触れる、物を作る場 など
- ・ 研修事業【新規・拡充】
 - 私立を含めた保・幼・小の連携推進のための合同研修の実施
 - 園内研修や教員等の自主研修等への支援
 - 調理、図工、軽運動が出来る場、特別支援教育の研修
 - 就園前の子どもの理解、小学校との連携、カウンセリングを含め、子育て支援等に対応した専門的な知識・技術に関する研修等など
- ・ 相談・支援事業【新規・拡充】
 - 保護者や家庭、地域からの乳幼児教育・保育に係る相談及び支援
 - 家庭の教育力を高める講演会、保護者の交流機会等の提供
 - 教員や保育者等からの指導内容や個別の指導計画などの相談支援
- ・ 情報提供・情報発信【新規・拡充】
 - 図書、研究成果等の収集・提供
 - 教材等の収集・開発・提供
 - 乳幼児教育・保育に関する各種啓発活動や幼稚園・保育所等に関する情報の提供等を通じた啓発・支援、地域人材の紹介 など
- ・ 大学や企業等の研究機関と共同研究【新規・拡充】
 - 乳幼児教育・保育に関する実証的な研究の推進
- ・ 交流・連携事業【新規・拡充】
 - 「(仮称)世田谷区幼児教育・保育情報連絡会」の設置
 - 幼稚園・保育所等の園長・施設長と小学校校長の意見交換
 - 地域や大学・企業等の研究機関との連携 など

(5) 学校支援機能

専門性の高いチームの派遣や地域の多様な人材等の活用により、特別支援教育を推進するとともに、いじめや不登校の予防や早期対応など、学校の経営力・教育力を高める。

この章の「学校支援」は、学校経営や学級運営、個々の子どもへの対応に関する学校へのサポート、地域人材の活用の支援などを「狭義の『学校支援』」として整理したものである。

現状・これまでの取り組み

- ・ 学校では、複雑・困難化する課題などに的確に対応するため、様々な人材や資源などを活用し、円滑な教育活動や、学校運営、組織の力を高める取り組みを推進している。
- ・ 他区から転入した管理職を含む全ての管理職が世田谷区の教育を理解し、円滑な学校経営及び学び舎運営を行うため、実践ガイドとして、「世田谷マネジメントスタンダード」を策定した。
- ・ 学校経営面では、教員の指導力の向上を図るため、教育指導課の指導主事の学校訪問等による指導・助言を行い、いじめなどの対応の困難な事案に対しては、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーや法律家等を活用した教育支援チーム（P49 トピック参照）を設置し、専門性を活かした学校支援を行っている。
- ・ 学校運営面では、英語支援員等の教科指導支援や部活動の支援員等の各種の教育活動支援や小学校における区独自のスクールカウンセラーの全校への配置などを行っている。
- ・ 障害者差別解消法施行など、特別支援教育に関わる環境が大きく変化する中、一人ひとりの子どもの状態に応じた支援の充実に向け、学校包括支援員の全校配置や特別支援学級支援員など、人的支援の充実のほか、早期支援に向けた教育相談室の相談枠の拡充などに取り組んでいる。
- ・ 小学校における特別支援学級の全校配置により、特別支援教室と通常学級の教員が密に情報交換を行い、児童の支援を共有できるようになり、そのことをとおし、通常学級での指導が適切に行われるなど、教室環境の改善や特別支援教育に関する知識と意識が高まってきている。
- ・ 平成9年度、「学校協議会」の全小・中学校への設置後、それを基盤に、「地域運営学校」を全校に指定し、その充実を図りながら、地域特性を活かした「世田谷区版学校支援地域本部」への移行を進め、学校支援コーディネーターの配置により、学校の担ってきたボランティアとの調整などの負担を軽減し、地域で学校を支える体制づくりを推進している。
- ・ 地域の教育力を活かした学校支援の取り組みは、地域の人材にとっても、学校への支援活動が自らの経験や専門性を活かす場となり、地域の教育力の向上につながっている。

課題

- ・「世田谷マネジメントスタンダード」の検証を行い、より実用的な資料の追加や運営の徹底を図る必要がある。
- ・学校経営・運営上の課題に対処するために多様な専門的人材を活用していくにあたって、学校が適切なサポートを受けるためには、教育委員会内で複数の部署に分かれている学校を支援する機能について、窓口の一本化等により、学校が支援を受けやすい環境をつくるとともに、円滑な支援による学校負担の軽減を図る必要がある。
- ・多彩な人材などを広域的に確保し、学校が求める人材と結びつける取り組みや、学校ボランティア組織への継続的な支援など、さらなる外部人材の活用に向け、学校支援の拠点機能が必要である。
- ・配慮を要する子どもたちが、就学後も充実した学校生活を送ることができるよう、支援や学校生活の様々な場面に応じた合理的配慮の提供など、きめ細かな支援が必要である。
- ・配慮を要する子どもに対する支援を療育機関等と連携し、推進しているが、まだ一人ひとりのニーズに十分に対応できているとは言えず、子どもの特性や能力に応じた教育を提供していくには、さらに授業手法等の研究など進めていく必要がある。
- ・個々の子どもの能力や才能を伸ばしていく視点からの取り組みも求められている。
- ・小学校から中学校への支援のつながりや中学校から高校への引継ぎなど、配慮を要する子どもへの途切れのない一貫した支援が求められている。

運営の方向

学校支援の機能の集約による支援の充実

- ・現在、教育委員会事務局各課が担っている、学校経営・運営に関わる指導・助言や人材の派遣などによる支援の取り組みを可能な限り集約・再編、一元化し、学校支援を強化するとともに、学校側から見てもわかりやすく、利用しやすい運営方法などを確保する。

専門性と組織力を活かした学校支援の充実

- ・学校が抱える課題の中で、精神科医や弁護士を含め、専門的な立場から助言・援助する教育支援チーム体制を拡充し、学校の適切な対応とともに課題の深刻化防止や早期解決につなげ、学校経営を支援する。

特別支援教育の充実と支援の質の向上

- ・配慮を要する子どもに対し、就学後の支援を充実していく必要がある。学校の資源だけでは対応することが難しいケースも増加しているため、就学後の子どもの状況を専門的な視点で継続的に見守り、学校を支援することができる特別支援教育に関わる専門チームの設置をする。
- ・配慮を要する児童・生徒や不登校の児童・生徒に対して、学びを充実さ

せるための教材開発など子ども一人ひとりの特性を踏まえた教材作りを研究や実践を踏まえて進め、子どもが自信を取り戻す取り組みや潜在的な力を開花させる取り組みにつなげていく。

特別支援教育拠点機能

- ・ 配慮を必要とする子どもへのより専門的な支援や、学校や教育委員会事務局だけでは解決が難しい課題について、関係機関等を含めた連携を図る拠点としての役割を担う。

多様な人材を活用する学校支援の推進

- ・ 学校が求めるニーズとニーズに応える人材とを適切に結びつけ、学校が安心して地域人材や外部からの人材を受け入れ、より高い教育効果をあげられるように、学校運営に携わる各種支援員などの人材バンクの構築、運用を民間の活用も視野に検討し、学校、教職員の負担軽減を図る。
- ・ 学校と地域のボランティア団体等とのパイプ役的な役割を担い、学校支援地域本部の運営のキーパーソンとなる学校支援コーディネーターの円滑な活動を支援する。
- ・ 学校運営や支援に携わる多様な人材に対する研修を充実する。(教育研究・教員研修機能 再掲)

事業展開

学校支援にかかる事業展開は、以下のような内容を想定する。

- ・ 専門性を有する人材チームの派遣による支援【新規・拡充】
学校経営・運営の課題解決、いじめ等の課題への対応のためのチーム
(教育支援チーム)
- ・ 特別支援教育の充実と支援の質の向上【新規】
配慮を要する子どもを専門的な視点で継続的に見守るチーム
(特別支援教育巡回チーム)
- ・ 学校経営・運営の支援のための連絡会の運営
学校支援コーディネーター、小・中学校校長代表、大学等関係機関・団体等で構成する情報交換の場 など
- ・ 学校運営への支援のための地域人材等の活用【充実】
地域運営学校の運営支援・世田谷区「学校支援地域本部」の拡充と支援区長部局との連携や地域活動等の情報の収集・提供・発信
地域人材の募集・登録・紹介・研修等
各種支援員等の配置支援
包括、理科、英語活動、部活動支援員などの人材バンク構築・運用 など
- ・ 学校運営や支援に携わる多様な人材に対する研修【拡充】
理科支援員、英語支援員、学校包括支援員、スクールカウンセラー等
学校運営や学校での子どもの支援に携わる人材を対象とした研修実施
(教育研究・教職員研修機能 再掲)

学校支援機能 教育支援チームの事例紹介

A 小学校で、4年生の女兒が、長期的に学校を休んでいる。学校では、担任が、家庭に電話連絡を入れたり、家庭訪問をしてきたが、なかなか学校には来ない状況が続いた。

電話では、母親が、「子どもが『お腹が痛い』と言っている」「『今日は外に出れない』と言っている」などと、学校を休む理由を担任に伝えていた。

心配した担任が、学校のスクールカウンセラーを紹介するなど、親に持ちかけたりもしたが、相談機関につながることもなかった。

担任より状況報告を受けていた管理職は、今後の対応について、教育委員会事務局の教育支援チームに相談をすることとした。

対応した統括指導主事は、スクールソーシャルワーカーに、状況を伝え、子ども自身の登校の渋り以外の原因も考え、事務局で行われる教育支援チームの定例会で協議するよう指示した。地域の子ども家庭支援センターや児童相談所にもつなげていくことが必要と判断し、学校に助言した。

その後、学校、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育支援チームのソーシャルワーカーや学校支援アドバイザーと指導主事も入り、ケース会議が開かれた。

会議の中で、学校支援アドバイザーから、母親の養育面での課題に対する支援が必要との見解が示され、保護者や子どもに対する具体的な対応方法について、提案をした。学校では、改めて保護者への対応を行い、母親を教育相談へつなげた。

その後も教育支援チームでは、学校での保護者への対応など継続的に相談にのり、月に一度行われる精神科医とのミーティングでも取り上げ、学校が、女兒の医療的な支援が必要なときに学校に提案できるよう状況の確認など支援を続けている。

(6) 地域連携機能

区内大学、教育関係機関や教育関係団体等との連携強化を図り、教育に関わる専門性のある人材等の発掘・育成など協働の取り組みを推進するとともに、区民の教育への参加・参画に向けた取り組みを担う。

現状・これまでの取り組み

- ・ 近年、大学は地域社会への貢献の役割が求められ、様々な取り組みを行っている。区内には、大学等の高等教育機関が多く、大学が14校、短期大学が1校あり、教育委員会は、平成17年2月に区内大学と「区内大学と教育委員会との連携に関する基本協定」を締結し、また、この協定に基づき、「区内大学との連携推進協議会」が設置されている。
- ・ 協定に基づく連携事業として、学級運営支援、要配慮児童・生徒への支援、部活動支援など、区立の小中学校への学生による人的支援の取り組みがあり、学校から需要も高く、大学の専門性や豊富な教育支援を教育現場に活かし、学生が教育現場体験を通じて自己の資質向上を図ることにもつながり、学校運営の重要な役割を担っている。
- ・ 区内には、幼稚園・保育所等の就学前教育機関やその連合体組織による活動だけでなく、区民の教育に関する関心や意識の高さなどから、教育を地域から支える、NPO法人をはじめとする教育関係の団体やグループによるイベント開催など、教育の普及・啓発などを目的とした活動なども盛んに行われている。
- ・ 区内をスポーツや文化などの活動拠点としている民間事業者などによる地域貢献の視点からの子どもを様々な支援する取り組みなども活発化してきている。
- ・ 区立幼稚園や小中学校の各PTA等やその連合会では、家庭教育を推進するため、学習の機会をつくっている。また、教育委員会では、その活動を支援している。
- ・ 学校、家庭、地域とともに考え、協働して取り組む場として、「世田谷教育推進会議」を設置し、シンポジウム等をとおり、情報の発信、共通理解を図っている。

課題

- ・ 大学と連携においては、区の取り組みとも整合を図りながら、相互の理解や双方の発展・充実に向け、さらに連携・協力の強化を図り、インターンシップなど学生の専門性等を活かした事業をさらに展開していく必要がある。
- ・ 地域とともに子どもを育てる教育の推進の観点などから、区内大学の他、就学前教育機関、教育関係団体、PTA、あるいは民間事業者の社会貢献活動など多様な活動主体と幅広く連携・協働し、その保有する専門性や豊かな教育資源、地域の人材などを学校、幼稚園・保育所等の教育活

動などに活かす連携・協働の取り組みをさらに充実していく必要がある。

運営の方向

教育関係団体等との連携・協働の拠点づくり

- ・ 世田谷全体の教育の振興、乳幼児・児童・生徒の育成などを目的に、区内大学や就学前教育機関、様々な教育関係の団体等との連携・協働を推進するための拠点機能を整備するとともに、人材の交流や教育に関わる地域の人材の発掘・育成を推進する。
- ・ 実践的な連携・協働のためのしくみなどを構築し、相互の理解と賛同、各活動主体にとってのメリットなどを生み出しながら、継続性・安定性のある連携・協働等の取り組みを推進し、地域の教育に関わる人材の発掘や育成を図る。
- ・ 学校の教育課題などの解決につなげていくために、学校を含め各活動主体に連携・協働のメリットが生じる取り組み事例の普及など、取り組みへの理解や賛同の深化に向けた運営面での様々な創意工夫のもとで取り組む。

大学との連携の強化

- ・ 新たな協定等により大学側の教育センター利用を可能にするなど、教育委員会と大学の相互連携・人材交流を図るなど、新たな連携・協働に向けた環境づくりを行う。
- ・ 大学や留学生を含めた学生の専門性などを活かした学校インターンシップの導入や、学校の英語活動の推進のための連携、各大学等の特色を踏まえた最新の教科研究の情報収集を進める。

教育活動団体等への支援

- ・ 開かれた世田谷の教育推進の拠点として、教育関係団体などの活動への支援し、教育に関わる様々な人材の発掘や育成につながる取り組みを協働して行うとともに、新たな教育センター施設の周辺で行われる地域の文化、スポーツ活動などへの支援の取り組みなどを推進する。

事業展開

地域連携にかかる事業展開は、以下のような内容を想定する。

- ・ 区内大学とのネットワーク推進【充実】
 - 基本協定に基づく連携事業の推進、連携事業の拡充
 - 各大学との特定プロジェクトの推進に向けたコーディネート
 - 各大学等の活動に関する情報発信等の協力 など
- ・ 就学前教育機関とのネットワーク構築【拡充】
 - 就学前教育機関等の連合体の組織活動などに関する情報発信や、活動のための施設提供などへの支援 など
- ・ 教育関係団体やNPO、事業者等との連携【拡充】
 - 教育関係団体や、NPO、地域のグループなどが企画・運営する「教

- 育」に関する行事・イベント等への支援
- 事業者の社会貢献活動の推進のためのコーディネート など
- ・ 連携・協働などを促すための取り組み【充実】
- 世田谷教育推進会議等の運営
- 多様な教育関係活動団体等の活動に関する情報発信 など

6 新たな教育センターの組織運営のあり方

新たな教育センターで構想する教育研究や教職員への研修をはじめとする諸機能が効果的に発揮され、学校、幼稚園・保育所等、子ども・保護者等への支援に確実につなげていくためにも、その運営のための組織や運営のあり方などが重要である。

第4章の各機能の中で述べている点もあるが、新たな教育センターの基本となる組織や運営のあり方等、以下の考え方などをもとに、今後さらに検討を進めていく。

(1) 機能・組織の基本的考え方

組織のあり方

新たな教育センターは、教育委員会事務局の組織の再編を行った上で、専門性の高い調査・研究を核とした組織、学校経営・学校運営や子どもと保護者を支援する組織、及び、乳幼児期からの教育・保育を推進する組織で構成し、連携して学校、幼稚園・保育所等、子ども・保護者を支援する推進体制を築く。

- ・ 教育研究・研修

世田谷区の教育を取り巻く状況や、国の教育改革の動向など時代の変化を捉え、特色のある、質の高い教育をめざし、教育に関するシンクタンクの役割を担う。

- ・ 教育相談・支援

配慮を要する子どもなどの就園相談、就学相談をはじめ、教育相談や不登校相談を一元化した総合的な教育相談の拠点として整備する。学校経営や学校運営上の課題に対して、様々な専門性を持ったチームを派遣し、学校の課題解決をサポートする。学校運営で必要とする各種支援員等の配置支援や地域人材の活用支援を大学・地域との連携をおして担う。

- ・ (仮称)世田谷区乳幼児教育支援センター

『世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン』を踏まえ、教育委員会と子ども・若者部等、乳幼児教育、保育、子育て支援の担当所管が連携し、乳幼児期の教育・保育の充実に向けた施策を推進する「(仮称)世田谷区乳幼児教育支援センター」を設置する。

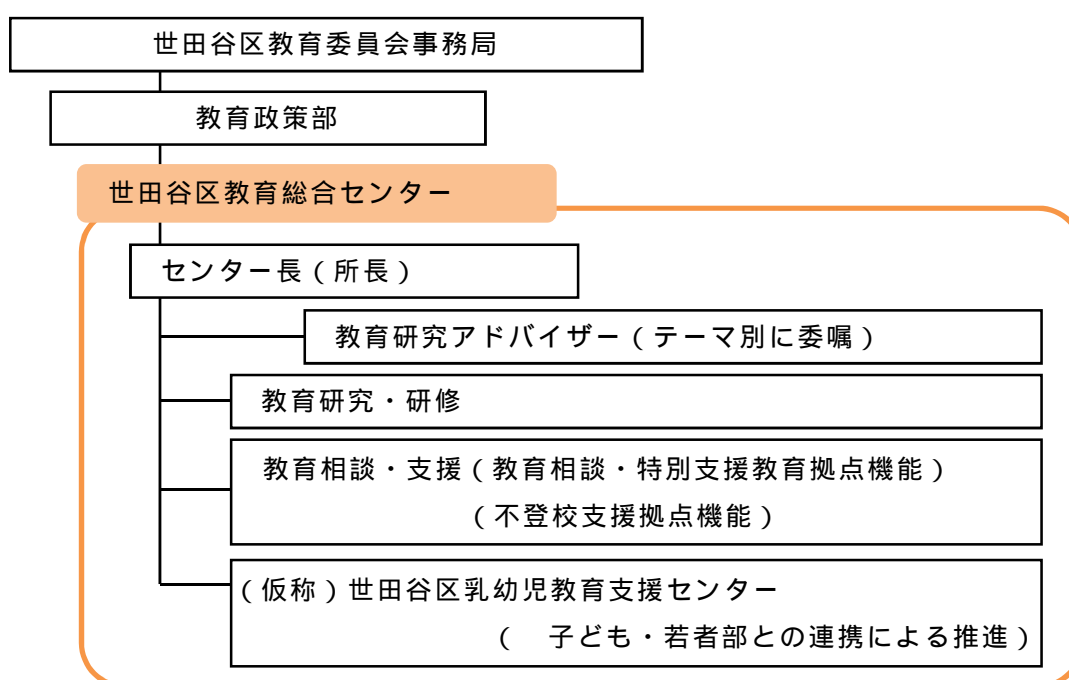
専門職等の拡充及び専門家の活用

教育研究・教職員研修や、幼児教育センター等の機能確保に向けて、教育専門職（統括指導主事・指導主事など）や保育専門職等の配置や、教育研究員制度の拡充などを検討する。

学識経験者等を専門的立場から調査・研究等への助言、評価・検証を行う「教育研究アドバイザー」として、また、センター長は、教育総合センターが取り組む先駆的な調査研究や実践的な研修、学校支援といった様々な機能全体を総括する役割を担うものと位置づけ、設置を検討することとし、さらに、区内大学などと連携した研究機能の強化に向けた研究ポストの創設を検討する。

外部の専門性と事務局の教育専門職等の専門人材等が協働し、研究と実践を重ね、先駆的な教育を推進し、子ども一人ひとりの力を育てていく。

推進体制（イメージ図）



センター長は、教育総合センターが取り組む先駆的な調査研究や実践的な研修、学校支援といった様々な機能全体を総括する役割を担う。

(2) 運営の基本的考え方

諸機能の創造的・有機的連携

新たな教育センターが構想する諸機能は、現在の学校教育や乳幼児、児童・生徒、保護者や学校等の状況等を踏まえた、各々に重要な機能である。

一方で、例えば、区の教育課題の解決に向けた研究成果をもとに、教職員に対する研修等を行い、教育活動の実践につなげるとともに、積極的に保護者や区民に発信し課題を共有するなど、構想するそれぞれの機能が共通のテーマで相互に創造的かつ有機的に連携することにより、これまで以上の相乗的な効果が発揮されるものとする。

新たな教育センターが教育課題に係る一つのテーマに沿って、全体機能を運営する手法などを取り入れるなど、「交流」「対話」「研究」「創造」「発信」を推進し、各機能が共通の目標を持ちながら、創造的・有機的な連携による運営を定着させる。さらにその促進をめざし、教育センターの組織力を最大化していくマネジメントを行う。

柔軟な運営

新たな教育センターが乳幼児、児童・生徒や保護者、学校、幼稚園・保育所等の教職員、保育者等への支援等を担っていくには、利用を想定する者の実態等を踏まえるとともに、ニーズに応じた、柔軟な事業運営が求められる。

施設や設備面などにおける様々な配慮などはもとより、施設の土日の開館や夜間利用など利用者の実情・ニーズを踏まえ施設運営への創意工夫を検討していく。

区内教育機関や関係団体等との連携

区の教育課題や教育ニーズなどに対応していくために、幼稚園、保育所等の就学前教育施設、小・中学校の教職員等が、お互いに、また、区内の大学などとさらに緊密な連携を図りながら、様々な取り組みを進めていくことが求められる。

特に、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する社会状況の中で、世田谷区全体の乳幼児教育・保育の推進を図る観点から、新たな教育センターが、幼稚園・保育所等や、区立・私立の枠を超えて乳幼児教育・保育の推進を支援していくことが望まれる。

また、これらの教育関係機関等が新たな教育センターの事業などに積極的に参加を促すしくみなどを今後の基本設計等に反映させ、実現していく必要がある。

併せて、新たな教育センターは、地域の災害時の避難所機能を維持するため、今後の基本設計等において、配慮をするとともに避難所運営に関し、地域との連携を図っていく必要がある。

7 新たな教育センターの施設構想

(1) 若林小学校跡地活用方針

『若林小学校跡地活用方針』(平成27年9月)では、その跡地の有効活用を図る観点から、活用の基本方針を以下のとおり整理している。

【若林小学校跡地活用方針 5～6頁から抜粋】

活用方針

既存施設を改築し、国有地を返還した上で、教育センター及びその他の教育施設を移転する。

災害時の避難所としての機能を維持し、地域の防災拠点として、防災倉庫等、防災設備を整備する。

現在の教育センターが担っている研修・研究や教育情報提供、教育相談、学校支援等の機能に加え、新たに幼児教育センター機能を併設した上で拡充を図り、世田谷区の教育の推進拠点として新教育センターを整備する。

老朽化している「ほっとスクール城山」を移転、再整備する。

大研修室は、空調機能を備えたものとし、地域活動の場としての活用を検討する。

研修室やロビー等は、多世代の人が交流できるスペースとしての活用や地域の展示スペースとしての活用を検討する。

屋外スペースは、災害時の避難スペースを確保し、地域活動や多世代の憩いの場として使用できる広場的な整備を検討する。

面積、配置及び緑地、駐輪場などの施設に関する詳細は、基本構想策定時に決定する。検討にあたっては、周辺環境や周辺住民に最大限配慮した施設規模とする。施設運営方法について、地域が運営に関われるような仕組みを基本構想策定時に検討していく。また、研修室やロビー等、屋外スペースの利用方法等については、今後施設開設までに検討する。

国有地は返還し、住民の福祉の向上に向けた活用について国に対して働きかける。

(2) 施設構想策定にあたって

世田谷区教育総合センターの施設構想の策定にあたっては、この跡地活用方針を踏まえ、世田谷区の教育の推進拠点として、6つの機能を集約。災害時の避難所機能を維持し、施設の防災拠点として防災倉庫等、防災設備を整備、併せて、災害時の避難場所として、屋外広場を確保し、子どもの外遊びの他、地域活動や多世代の憩いの場とする。

併せて、老朽化した「ほっとスクール城山」を移転、再整備し、複合化施設とし、次項以降のとおりの施設構想とする。

(3) 整備にあたっての基本理念・基本方針

世田谷区教育総合センターは、「未来を担う子どもを地域とともに育む教育の拠点」として、以下の基本理念・基本方針のもと施設整備を行う。

基本理念

- ・ 将来を見据え、世田谷のめざす教育を推進する先進的で未来につながる施設
- ・ 専門性の高い研究活動や総合的な教育相談、地域等と連携した学校支援の機能が集約し、創造的・有機的に学校教育を支える施設
- ・ 研究・研修活動が主体的に行われ、様々な交流が深められる教職員等から愛される施設
- ・ 歴史ある地域と子ども、家庭、多様な教育活動に開かれ、交流と賑わいのある施設
- ・ 地域の安全・安心と環境に配慮した施設

基本方針

質の高い学校教育、乳幼児教育・保育を推進

- ・ 将来を見据え、新たな教育課題に対応できるフレキシビリティの高い施設とします。
- ・ 先駆的なICT活用環境を整え、質の高い研究活動等が行える施設とします。
- ・ 教職員等の自主的な研修・研究活動のニーズに柔軟に対応できる施設とします。
- ・ 乳幼児教育・保育の充実に向けて、公立・私立、幼稚園・保育所等・小学校・中学校が連携できる施設とします。
- ・ 様々な教育資料に気軽にふれることができ利用しやすい施設とします。

交流を大切にし、地域とともに子どもを育む

- ・ 教職員等が自然に交流できる施設とします。
- ・ 教育・幼稚園・保育関係団体が交流でき、連携・協働が生まれる施設とします。
- ・ 学校、幼稚園・保育所等を支援する専門的な人材、地域の人材がともに学びあう施設とします。
- ・ 保護者や子どもが安心して気軽に相談ができ、滞在できる施設とします。

- ・ ほっとスクールは児童生徒の心の居場所とするとともに、地域や学校、社会とのつながりにも配慮した施設とします。
- ・ 地域への施設の開放を想定し、地域の自主的な活動が行える施設とします。

安全・防災・環境への配慮

- ・ ユニバーサルデザインが徹底され、誰にとっても安全で優しい施設とします。
- ・ 災害時の地域の避難所としての機能や必要な設備を有する施設とします。
- ・ 再生可能エネルギー等の活用や緑化推進により、環境負荷の軽減を図る環境にやさしい施設とします。

(4) 核となる施設

新たな教育センターは、基本理念・基本方針を踏まえ、6つの機能を集約させた、「交流」・「対話」・「研究」・「創造」・「発信」を大きなテーマとした施設計画とする。

このテーマを具現化するため、「研究ゾーン」と「交流ゾーン」を核とした施設づくりを行う。また、世田谷のめざす教育の中核となり連携の要となる「統合事務室」を設ける。

研究ゾーン

- ・ 教職員、保育者等の教育関係者の自主研究や研修、教材開発、ワークショップの場として、交流・対話・研究・創造・発信を促進する場。
- ・ 無線LANやICT機材を活用した活動を推進する場。
- ・ 様々な実験的アクティビティを生み、フレキシビリティが高い空間。

交流ゾーン

- ・ 区民が気軽に訪れ、世田谷区の教育に関する情報・資料等に触れるとともに、ミニイベント・ミニ講座等の場とし、賑わいを創出し、区民が、世田谷の教育に参加・参画する場。
- ・ 未就学・未就園の親子が、世田谷区の教育を知る場。
- ・ 未来の世田谷区の教育を発信する魅力的な空間。

統合事務室

- ・ 専門スタッフや事業運営スタッフをすべて集約させ、専門性の高いチームを組織して、学校、幼稚園・保育所等、教職員・保育者等、子ども・家庭を支援していく連携の拠点。

(5) 整備施設の概要

1) 「研究ゾーン」

区立小・中学校の教職員、幼稚園・保育所等の保育者等、学校支援に携わる専門スタッフが、集い、自由に交流し、対話を深めながら、学習指導に向け、研究や教材開発を行う創造の場。

「主体的・対話的で深い学び」を実践し、学年や教科を超えた「カリキュラム・マネジメント」の推進等、広く世田谷のめざす教育を発信していく中核の場。

無線LAN環境やICT機器を整え、先駆的な研究や実践や検証ができるようにする。また、電子媒体等の教材を含む、教育資料を気軽に利用できるようにする。

以下のスペースを包括し、常に連動し、教員の研究・創造を促し、世田谷の教育の質を高める拠点とする。

研究

専任の研究スタッフ、研究員を委嘱する教職員等のための専用スペースや教育研究団体等が活用できる研究の場。お互いの研究や教材作成などを共有し、質の高い研究を促進する場。

研究・メディア資料収集・提供
研究員や研究団体等の教育教材や研究成果等、教育課程に関する様々な資料を収集し、閲覧できる場。

「未来型教室」・研究スペース
幼児・児童・生徒の授業への集中、学習への関心、対話や探求を促す教室環境づくり等、自由に環境設定できる教室を整備し、これまでの教室の固定観念にとられない、学びの空間を研究、実践し、多様な実験授業、模擬授業、実践的な学習指導研修等に活用する。



教職員相談

教職員が抱える様々な悩みの相談に応じる場。実践的な授業の研究や指導に向けた助言や相談ができる場としても機能できるようにする。

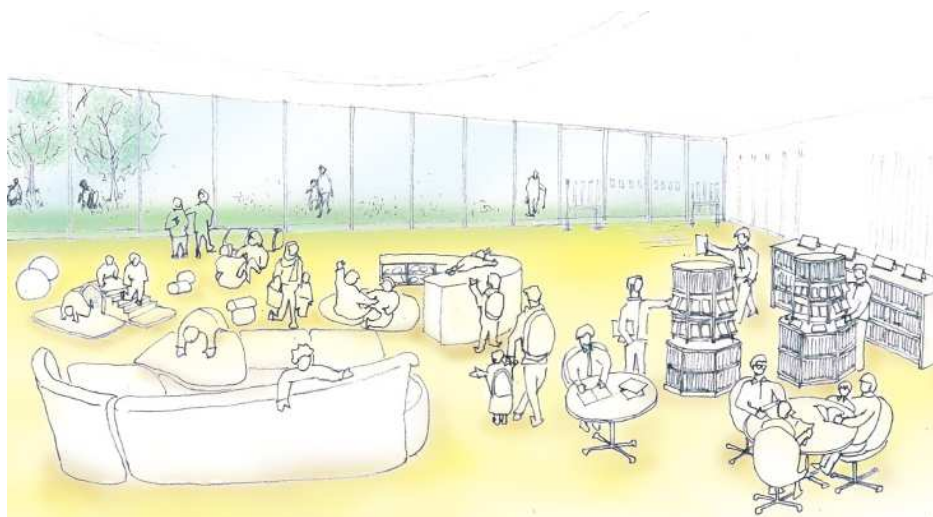
2)「交流ゾーン」

区民が気軽に立ち寄り、世田谷区の教育に関わる様々な情報(乳幼児教育、保育に関わる情報を含む)に触れることのできる場。教育総合センターの賑わいを創出する拠点として、交流ゾーンでは、乳幼児教育や家庭教育などに関するミニイベントやミニ講座なども実施し、交流ゾーンにPTAや乳幼児教育・保育等の教育関係の団体等の活動の場(「団体活動スペース」)を提供し、自然な交流が生まれる場とする。

区・教育委員会や区内の教育関係団体等による講座・イベント等の情報を積極的に提供・発信し、区民の教育への参加・参画を促進する。

「教科書センター」の他、教育関連の広報・情報・図書に関するコーナーを設置する。

来館した子どもたちがさまざまな科学実験が体験できる「科学実験室」も併設し、図工等他の授業でも活用できる機能を備え、教職員が、先駆的な科学実験の研究や授業等で活用する多様な教材制作も行う場とする。



3)「統合事務室」

学校、幼稚園・保育所等や子ども・保護者等への様々な支援を迅速、適切に対応していくため、専門スタッフ(統括指導主事、指導主事その他、スクールソーシャルワーカー、教育相談専門指導員、心理教育相談員、幼児教育アドバイザーなど)、事務職員等を集約、統合するとともに、学校のニーズや課題に応じて以下の専門性の高いチーム等を組織し連携を図りながら対応を推し進める場。

「教育支援チーム」

指導主事、スクールソーシャルワーカー等が、弁護士や精神科医とともに困難な課題に対応する。

「(仮称)特別支援教育サポートチーム」

巡回相談を含む特別支援教育に関わる学校への支援を行う。

不登校対策に係る校外アドバイザー 等

また、学校運営をサポートする英語活動支援員、理科支援員、学校包括支援員・支援要員、部活動外部補助員、学生ボランティア等多岐に渡る専門人材、地域人材に関する窓口を統合事務室内で一本化し、情報提供等、学校運営の支援の充実を図る中核とする。

4) 教育相談スペース

専門の相談員が、一般的な教育相談のほか、不登校相談、就学相談、就園相談などの相談業務（来室、電話）を行う場。

面接室、子どもの特性を細かく把握するプレイルーム等の教育相談スペースをほっとスクールと隣接させて整備し、さらに統合事務室と連携を密にすることで区全体における教育相談体制の充実を図る。

5) ほっとスクール

「ほっとスクール城山」を移設し、学習スペースのほか自立に向けた多様な体験行事を行えるスペースの充実を図る。

6) 研修スペース(大)

多様な研修や会議・講演等に柔軟に対応できる研修スペース。また、災害時には、避難所としての役割を担い、地域開放を想定する。

実験的な授業や公開研究授業にも対応し、さらに、外の広場に向かった扉を開放し、外の広場と連動したイベント等に対応していく。

7) 広場

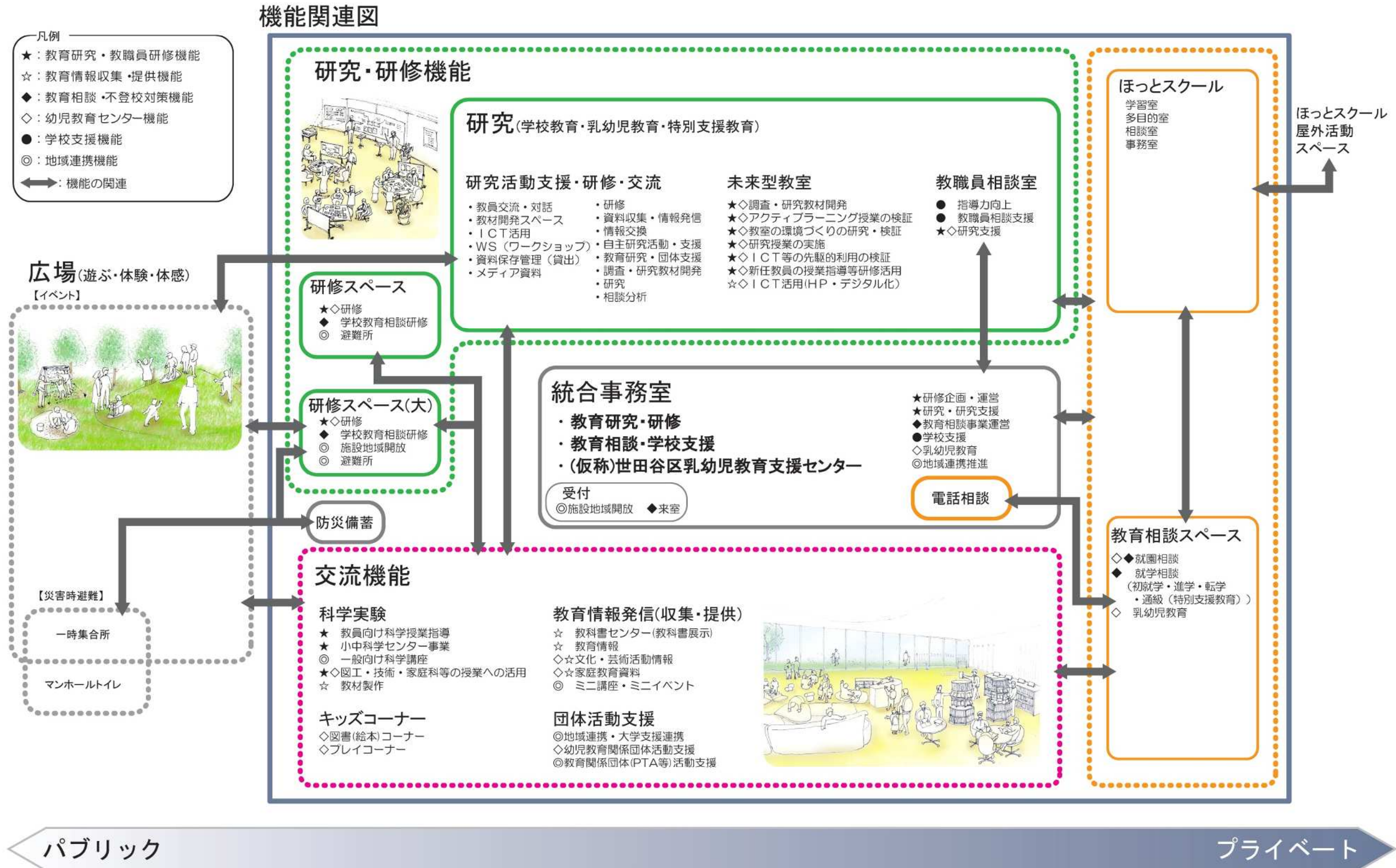
乳幼児期を始め、子どもに必要な外遊びの場。砂や土に触れる遊びなどのエリアも備え、来館する親子や近隣の幼稚園・保育所等の外遊びの場として活用できるようにし、健やかな心と体づくり、遊びをとおした学び、体験・体感の場を提供する。

区・教育委員会が主催・後援等する教育関連のイベントのほか、地域の活動に提供する。大研修室と一体となった利用ができるようにする。



(6) 施設整備に向けた機能関連図

新たな教育センターにおける6つの機能と災害時の避難所機能、複合化するほっとスクールの機能について、以下のとおりその主な機能の関連を整理し、配置計画等を行う。



(7) 施設配置・階構成

1) 配置・ゾーニング等の検討にあたって前提とする事項

配置(土地利用)

敷地南側には都市計画道路(補助第52号線)の整備が予定されている。今後は、この道路が主要な道路となることを踏まえ、敷地内への主なる出入口を施設の認知度を高めることにつながる南側に配置することが望ましい。

一方で、この計画道路は、建設予定地より2m以上低いいため、南北を軸とした建物配置は、南側道路と建物との距離が短く、高低差の課題が大きい。建物を東西を軸とした配置とし、南側に広場を配置することで、建物までの緩やかな通路を確保できるとともに、建物への自然採光を取り入れやすく、広場についても、日照条件の良いなかで活動できる。

また、災害時に避難所となることから、主要道路側に広場を配置することは、災害時の物資の搬送など、利点が多い。

以上のことから、主要道路に面した南側に広場を設け、主要な出入口を配置することが適している。

建物の階構成

整備にあたっての基本理念・基本方針、新たな教育センターのテーマである「交流」「対話」等を実現させるためには、空間のつながりやオープンな雰囲気づくりが重要となる。

3階建て以上とした場合、防火区画の設定など防火・防災上の制約が格段に厳しくなり、オープンな空間構成ができないため、新たな教育センターは、2階建てが望ましい。

また、広場の面積を確保する観点から3階建てを検討した場合は、日影の影響を勘案し北側や西側の敷地境界からの離隔を確保しなければならない。このことから、3階建てにすることにより広い広場面積を確保することとはならない。

より広い広場面積の確保等のため、駐車場部分を地階とする方法については、地下工事におけるコストの増大やその後のランニングコスト等の課題があり、区の公共施設総合管理計画の趣旨からも、コストを圧縮する施設計画が望ましく、駐車場を含め、地下利用は行わない。

なお、駐車スペースは、広場と分離した配置が望ましいため、安全に配慮し、北側に配置する。

ゾーニング

核となる施設の配置

- ・ 「交流ゾーン」は、教育を発信し「交流」「対話」の場となること、施設の賑わいを創出し、世田谷の教育への参加・参画を推進してい

く拠点となることから、1階のエントランスホールと連続した同一階に配置することが望ましい。

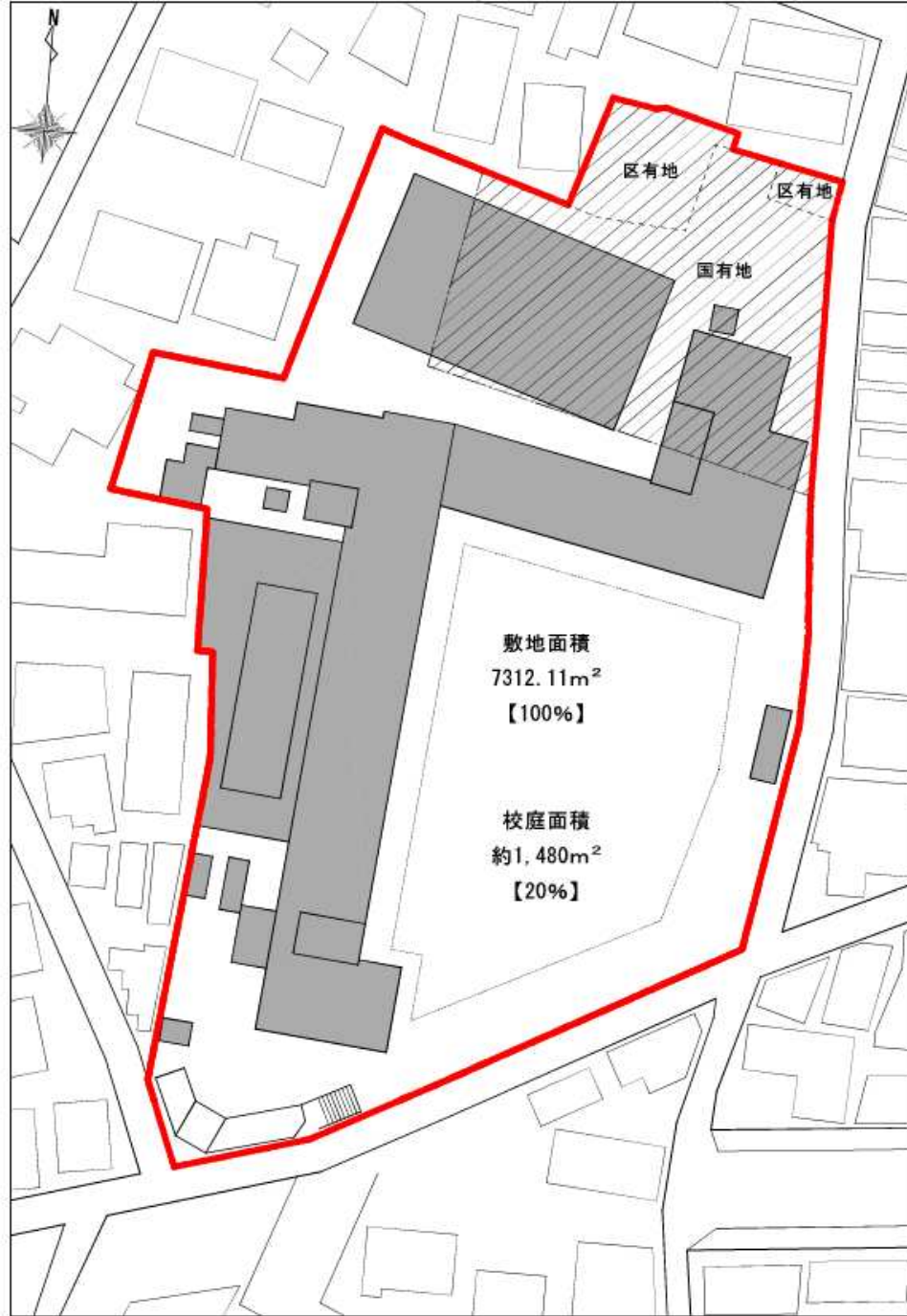
- ・ 「統合事務室」は、連携、発信の要となることから、「交流ゾーン」との連携を確保するため1階に配置することが望ましい。
- ・ 「研究ゾーン」は、研修・研究機能と同一階にあることが望ましいことから、双方の規模を勘案し2階への配置が望ましい。

その他の施設の配置

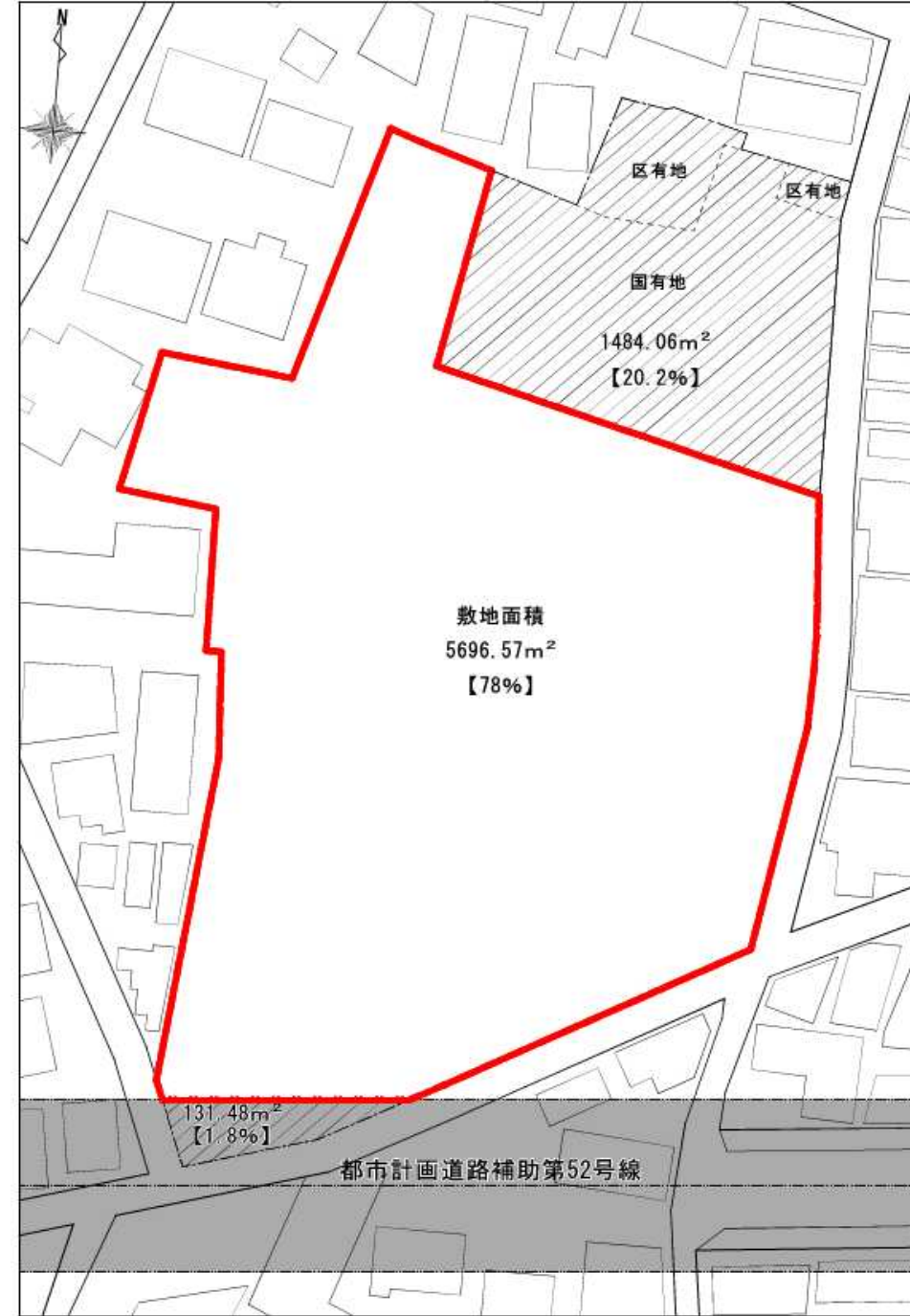
- ・ 「教育相談スペース」は、利用者のプライバシーへの配慮を重視し、また、不登校支援拠点機能のとの連携を踏まえ、ほっとスクールと隣接した場所への設置が望ましい。なお、利用者のプライバシーに配慮し、メイン玄関とは別の玄関からの導線に配慮する。
- ・ 「大研修室」は、地域開放や災害時の利用の観点から、また、広場との連続性を確保し多様な活用を可能とする観点から1階に配置することが望ましい。

2) 現況敷地図と活用予定想定敷地図

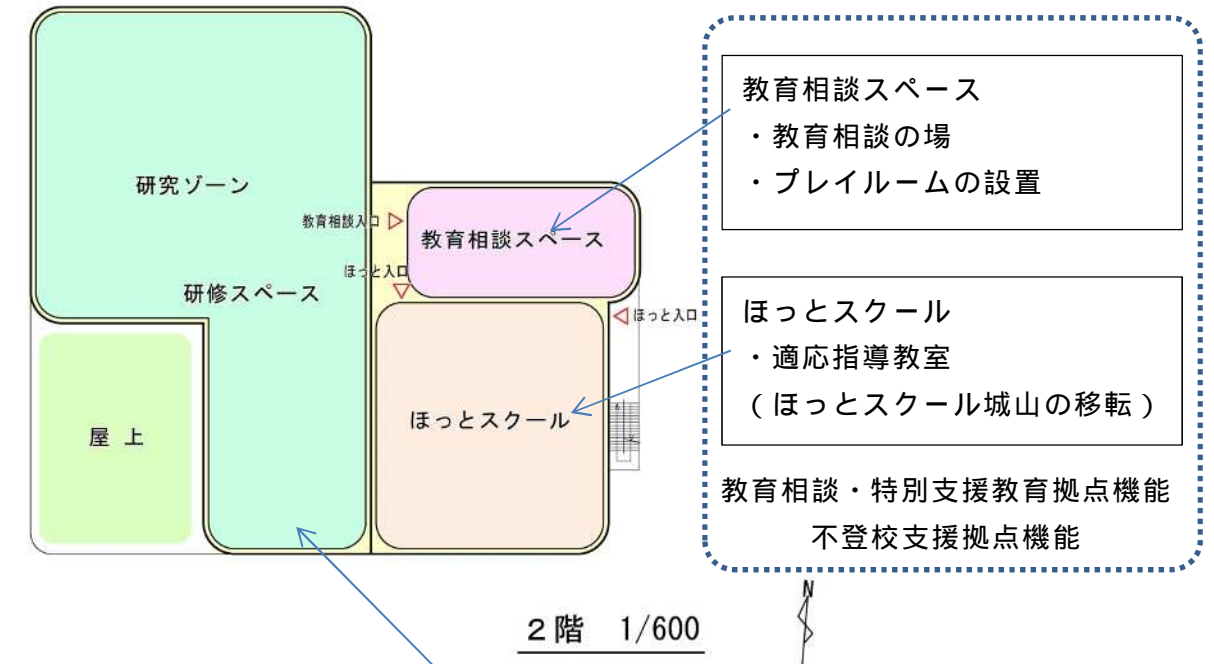
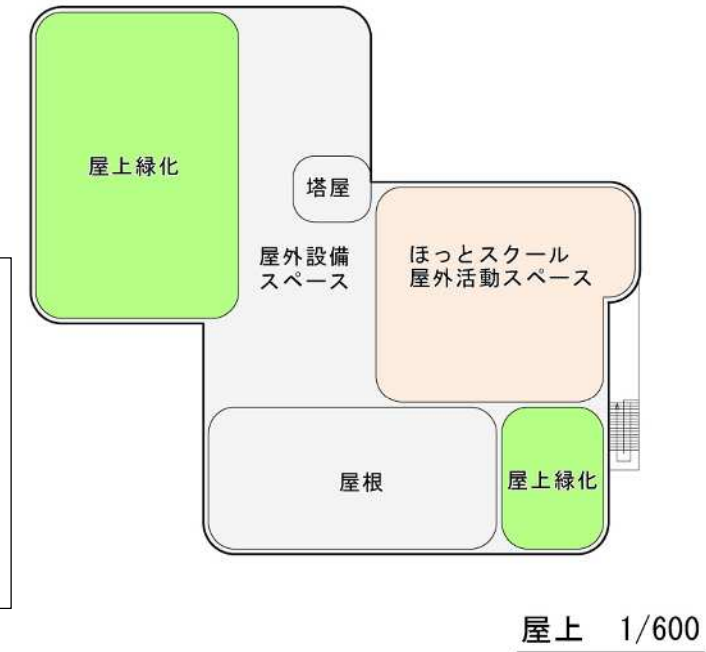
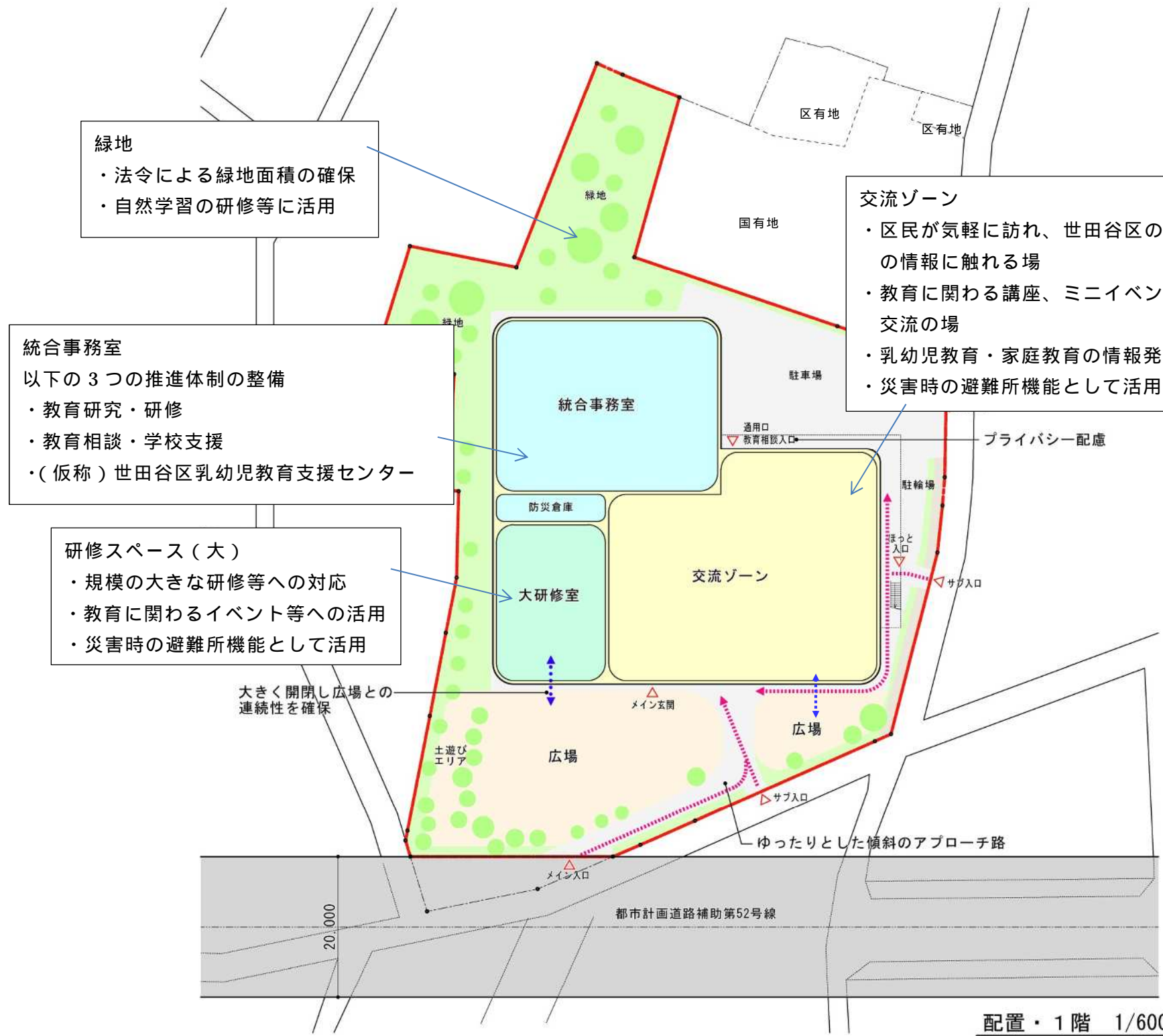
■現況敷地図



■活用予定想定敷地図



3) 施設配置とゾーニング



研究ゾーン (学校教育・乳幼児教育・特別支援教育等)

- ・教職員・保育者等による授業手法等研究・教材開発の拠点 / 交流の拠点
- ・大学・民間等との連携による共同研修
- ・研究等に関する相談の場
- ・教育資料の提供の場

研修スペース

- ・教職員・保育者等の研修の場

(8) 既存施設の概要

教育センター

所在地 世田谷区弦巻3丁目16番8号
敷地面積 5,121.09 m²
既存施設延床面積 9,948 m²(郷土学習室・プラネタリウムを除く教育センター専用面積 1197.9 m²)
主な施設 研修室(5室)、総合教育相談室、就学相談室
教科書センター、科学実験室、事務室等

主要室の概要

室名	収容人員(人)	室面積(m ²)
大研修室 [ぎんが]	105	194.5
第1研修室[おおぐま]	60	108.5
第2研修室[こぐま]	24	51.3
第3研修室[織姫]	18	47.8
第4研修室[白鳥]	16	39.7
科学実験室		114.5
就学相談室1		71.2
就学相談室2		131.6
学校教育研究室・教科書センター		114.4
統合管理事務室		166.0
総合教育相談室		82.4
応接・小会議室		27.0
会議室		27.0
和室		22.0

ほっとスクール城山

所在地 世田谷区豪徳寺2丁目10番9号
敷地面積 1,534 m²
既存施設延床面積 485 m²
主な施設 教室(2室)、体育館、相談室、事務室等

幼児教育センター

新規施設のため既存施設なし

(9) 諸条件の整理

世田谷区教育総合センター 予定敷地 (現 若林小学校)

所在地	世田谷区若林 5 丁目 3 8 番 1 号
敷地面積	5,696.57 m ² (予定)
	返還する国有地等及び都市計画道路補助 52 号線により、現若林小学校の 78%程度
	7,312.11 m ² - 国有地・飛地区有地 1,484.06 m ² - 都計道 131.48 m ²
想定施設床面積	4,500 m ² 程度

現 若林小学校の現況

所在地	世田谷区若林 5 丁目 3 8 番 1 号
敷地面積	7,312.11 m ² (一部国有地 1,251 m ² を含む)
校庭面積	1,480 m ²
建物構造規模	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建て
延床面積	5,321 m ²

土地利用に関する法的条件

1 都市計画法に基づく敷地条件

用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	60 %
容積率	200 %
防火地域	準防火地域
高度地区	45m 第 2 種高度地区
日影規制	3 時間(5m)・2 時間(10m)

2 世田谷区建築物の建築に関わる住環境整備に関する条例

接道部の一部を道路状に整備しなくてはならない。
施設床面積に応じた規模の駐車施設を設置しなくてはならない。
環境空地 (広場状空地、歩道状空地(2m 以上)、緑地 (幅 1m 以上)) の確保が必要。

3 世田谷区みどりの基本条例

地上部緑化面積を確保しなくてはならない。
接道部の総延長に対し、一定割合を乗じた長さ以上の緑化確保が必要。
敷地境界部の総延長に対し、一定割合を乗じた長さ以上の緑化確保が必要。

4 世田谷区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

高さ 10m を超える建築物又は地階を除く階数 3 以上の建築物に日影規制がかかる。

(1 0) 整備施設の規模 (想定)

1) 世田谷区教育総合センター

延床面積 4 , 5 0 0 m²程度 (~)

研究ゾーン・研修スペース

主な諸室等 研究スペース、教職員相談室、教育資料保管室・資料室、
メディア資料スペース、未来型教室、大研修室、研修室 1
~ 4

延床面積 1 , 2 7 5 m²程度

乳幼児教育・教育相談

主な諸室等 相談室(乳幼児教育)、相談室(教育相談)、教育相談待合
室、プレイルーム 1 ~ 3

延床面積 1 5 0 m²程度

交流ゾーン

主な諸室等 交流スペース、教科書センター、情報コーナー・広報コー
ナー、団体活動スペース、科学実験室

延床面積 8 0 0 m²程度 (一部共用部に含む)

統合事務室等

主な諸室等 統合事務室、施設管理室、会議室、保健室・休養室、更衣
室・ロッカー、防災備蓄庫、倉庫

延床面積 8 7 5 m²程度

ほっとスクール

主な諸室等 事務室、学習室 1・2、多目的ルーム、相談室、更衣室、
便所、倉庫

延床面積 4 0 0 m²程度

共用部

主な諸室等 ホール・廊下・階段・便所等、設備関係諸室、搭屋

延床面積 1 , 0 0 0 m²程度

2) その他

広場 1 , 0 0 0 m²程度

ほっとスクール屋外広場 (屋上) 3 0 0 m²程度

駐車場 (来館者用、身障者用、公用)

駐輪場 (来館者用、ほっとスクール用、公用)

(1 1) 基本設計で配慮すべき事項

未来性の高い施設づくり

- ・ 世田谷区の教育を未来につなぐ施設とする。
- ・ 将来の変化に対応する高いフレキシビリティを持つ施設とする。
- ・ 機能性・環境配慮とともにコストを縮減し、持続性の高い施設づくりを行う。

機能的で利便性の高い施設づくり

- ・ ユニバーサルデザインにより、誰もがわかりやすく利用しやすい施設とする。
- ・ 2階建てとして空間を有機的に連続させ、人がつながる施設づくりを行う。
- ・ 機能的な動線計画とともに、プライバシーにも十分な配慮をする。

開かれた施設づくり

- ・ 教職員や学校、幼稚園・保育所等関係者が気軽に訪れやすい施設づくりを行う。
- ・ 永く学校として親しまれてきた歴史に配慮し、地域に開かれた施設とする。
- ・ 外遊び広場や、そこに面するエントランスホールなど、広がり演出する。

安心・安全の施設づくり

- ・ 万全な耐震性能を備えるとともに、火災や雷、風水害に強い施設づくりを行う。
- ・ 地域の防災拠点として避難所機能を備えた施設とする。
- ・ 防犯対策を十分に検討するとともに、高いセキュリティの施設づくりを行う。

環境への配慮

- ・ 自然エネルギー利用と省エネ設備の活用により、地球環境にやさしい施設とする。
- ・ 工事中及び完成後において、周辺住環境に配慮した施設づくりを行う。
- ・ 既存樹木の保全やみどりの創出に積極的に取り組む。

施設開放について

- ・ 大研修室と研修室は、教育に関する事業等で利用のない場合に地域に開放を想定。

- ・ 土日・夜間等の解放を含む運営方法や利用方法については、今後検討していく。
- ・ エントランスは、交流スペースとして誰もが入れる場とする。
- ・ 外遊び広場は、施設開放時間内は一般開放する。

避難所機能について

- ・ 大研修室と研修室は、災害時に避難スペースとする。
- ・ 建物内に防災倉庫を確保する。
- ・ 災害時には避難所運営本部の活動の場として、団体活動スペースを利用できるようにする。
- ・ 外遊び広場は、災害時の一時集合所として活用できるようにする。
- ・ マンホールトイレ等を整備する。

都市計画道路補助 52 号線について

- ・ 計画決定されている都市計画道路側をメインアクセスとして進めるが、施設建設と道路建設のスケジュールが合わない場合を想定した計画を盛り込む。
- ・ 道路計画内容と施設のアプローチ計画の整合を図る。
- ・ 仮設計画を含め、手戻り工事にならないよう調整する。

建築基準法 48 条のただし書きによる特定行政庁の許可について

- ・ 建築基準法 48 条 3 の用途規制により第一種中高層住居専用地域には建築可能な用途、規模が定められている。
- ・ 新たな教育センターの整備にあたっては建築基準法 48 条 3 の用途規制をふまえ必要な手続きを行うようにする。
なお、ただし書きの規定による許可を得るためには、建築審査会の同意を得るものとする。

その他

- ・ 建物屋上については、環境配慮の観点から屋外設備スペースを除き積極的に屋上緑化を行う等、有効に活用する。

8 今後の取り組み

(1) 世田谷区教育総合センターの開設に向けて

1) 平成 29 年度以降の取り組み

これまでの機能面の検討を踏まえ、29 年度以降開設前に取り組む事業として、以下を想定している。

学校支援機能

- ・ 「教育支援チーム」による支援強化等、学校・教員の負担軽減の取り組みの充実。

- ・ 校長、副校長を支援する仕組みの強化

教育研究・教職員研修機能

- ・ 学習指導要領の改訂、第 2 次教育ビジョン第 2 期行動計画策定を踏まえ新しい教育課程の管理や教科化する科目の内容、学習方法の工夫について研究活動を先行実施する。

- ・ カリキュラム・マネジメントの考え方を取り入れた教育課程の編成、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」を取り入れた学びの過程の工夫などについて研究を行う。

- ・ 次期学習指導要領を踏まえた教科「日本語」の検証・検討と世田谷区教育要領の改訂、道徳・小学校英語活動の教科化、主体的・対話的で深い学び等への対応に関する研究・研修を進めていく。

幼児教育センター機能

- ・ 世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムのモデル実施・検証等
- ・ 幼児教育アドバイザー制度の実施

2) 今後の課題

平成 33 年の施設の整備に向け、「第 2 次世田谷教育ビジョン第 2 期行動計画」の策定や学習指導要領の改訂等を見据え、開設後、新たな教育センターが求められる機能を発揮していくため、開設に向け、以下の課題に取り組む。

新たな教育センターの開設後の運営組織のあり方の検討と、それを見据えた段階的な教育委員会事務局内の組織改正。

研究機能強化に向けたアカデミックポストの新設等の研究組織の具体的なあり方の検討。

保幼小中学校の教育研究組織や教職員の自主的な研究活動の促進。校内研修と新たな教育センターが担う研修の役割分担と研修体系を再構築。学校運営や支援に携わる多様な人材の研修の充実。

「(仮称)不登校対策アクションプラン」に基づく、支援の充実や総合教育相談窓口のあり方の検討。

子ども・若者部等、子どもの支援に関わる関係部署との相談事業等

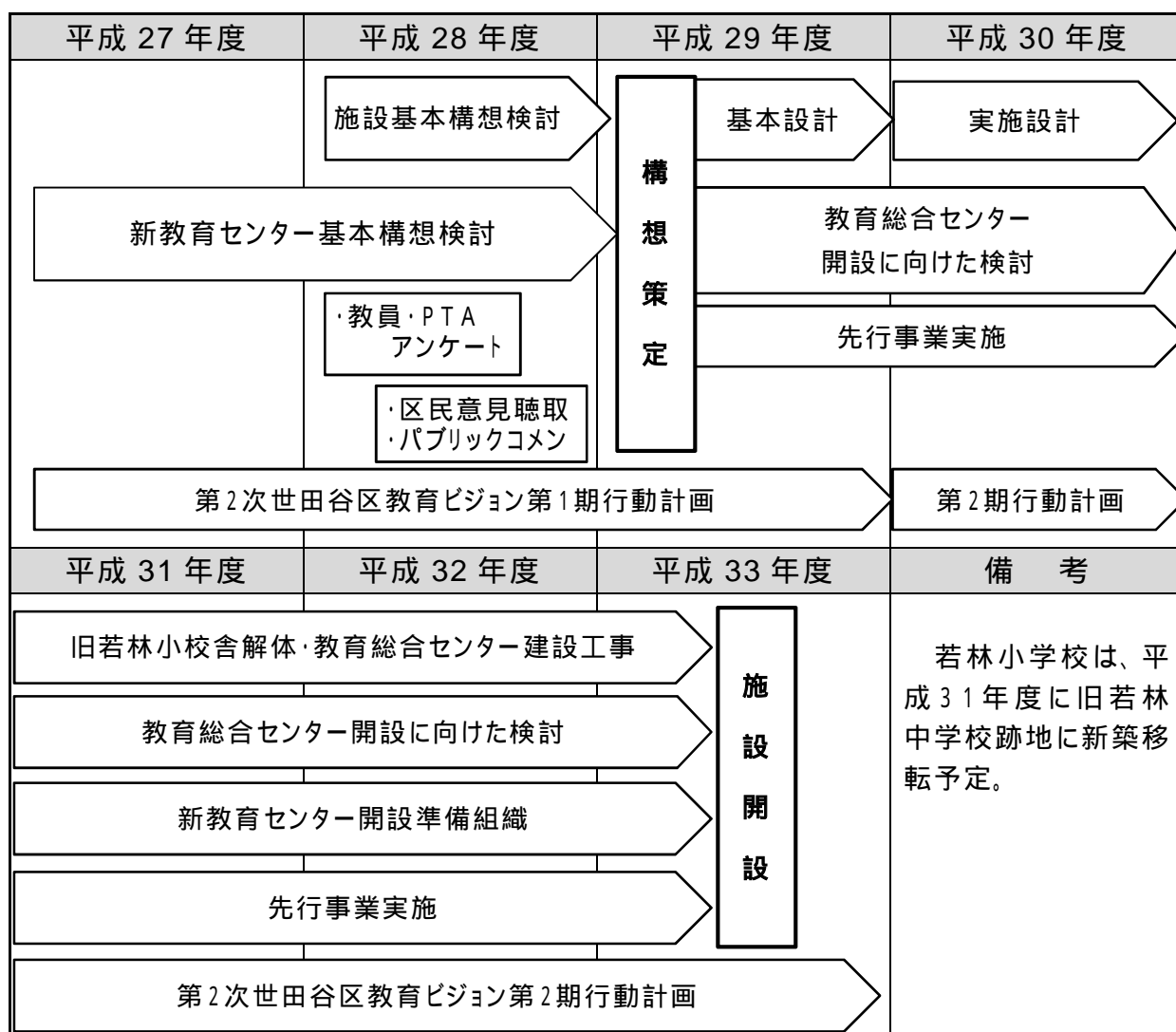
の連携や役割分担の検討。

(2) 第 2 次教育ビジョン第 2 期行動計画との連携

教育委員会では、「第 2 次教育ビジョン」(平成 26 年 3 月策定)に基づき、第 1 期行動計画(平成 26 年～平成 29 年度)を策定し、様々な事業に取り組み、新たな教育センターの整備も重点事業と位置づけられている。29 年度が最終年度となることから、今後、平成 30 年度から平成 33 年度までの第 2 期行動計画の策定に向け、検討を進めていく。

新たな行動計画のなかで今後取り組むべき課題も踏まえ、新たな教育センターの事業・運営を検討していく。

(3) 全体スケジュール



資 料 編

《資料編目次》

1	世田谷区基本構想(平成25年9月)抜粋	78
2	「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(平成28年12月21日 中央教育審議会)」抜粋	79
3	新たな教育センターの検討経過	81
4	世田谷区新教育センター基本構想検討委員会設置要綱	84
5	世田谷区新教育センター基本構想検討委員会委員名簿	86
6	世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会設置要綱	87
7	世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会委員名簿	89
8	世田谷区新教育センター基本構想検討委員会検討状況	90
9	世田谷区新教育センター基本構想検討委員会部会検討状況	91
10	世田谷区新教育センター施設基本構想策定検討委員会検討状況	93
11	現教育センターの諸室及びその機能と事業所管等	94
12	新しい教育センターを考える教員向けワークショップ実施結果	95
13	新しい教育センターの整備に向けた教員及びPTAアンケート集計結果	101
14	世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンのためのアンケート集計結果(抜粋)	114
15	平成27年度世田谷教育推進会議(第2回)の来場者アンケート結果	118
16	平成27年度世田谷教育推進会議(第3回)の実施結果	120
17	平成28年度世田谷教育推進会議(第2回)の来場者アンケート結果	122
18	平成28年度世田谷教育推進会議(第3回)の実施結果	124
19	無作為抽出型「世田谷区の教育に係る区民ワークショップ」の実施結果	126
20	世田谷区の乳幼児、少年人口と総人口の推移	128
21	年齢別乳幼児の養育状況	128
22	区立小学校児童数・中学校生徒数の推移	129
23	区立学校の学校関係職員数の推移	129
24	公立小・中学校教員年代別構成割合	130
25	東京都における小・中学校教員の年齢構成変遷	131
26	特別支援学級の現況	132
27	不登校児童・生徒数の現況	133
28	用語解説	134

1 世田谷区基本構想（平成 25 年 9 月） 抜粋

今後の目標や理念を九つのビジョンにまとめました。これは今後 20 年間の公共的指針です。区民は主体的に公にかかわり、地域とのつながりをさらに深め、自立して自治をより確かなものにします。区は自治体としての権限をより広げ、計画的に行政を運営し、区民や事業者とともに、基本構想の実現に努めます。

九つのビジョン

- 一、個人を尊重し、人と人のつながりを大切にする
- 一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する
- 一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする
- 一、災害に強く、復元力を持つまちをつくる
- 一、環境に配慮したまちをつくる
- 一、地域を支える産業を育み、職住接近が可能なまちにする
- 一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する
- 一、より住みやすい歩いて楽しいまちにする
- 一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する

家庭、学校、地域、行政が柔軟に連携して教育の充実につとめます。子どもの人権を守り、個性や能力を伸ばし、郷土を慈しむ心や豊かな人間性を育みます。子ども・若者が希望を持って生活できるようサポートし、住みやすい、住みたいまちをめざします。また子育て家庭や保育を必要とする家庭を支援し、親の学びと地域の中の交流の機会を設けるなど、子どもと大人が育ちあうまちをつくります。区民やNPOによる子どもや若者、子育て家庭のための活動も応援します。

2 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（平成28年12月21日 中央教育審議会）」抜粋

子供の育ちの現状と課題

子供たちが活躍する将来を見据え、一人一人が感性を豊かにして、人生や社会の在り方を創造的に考えることができるよう、豊かな心や人間性を育てていく観点からは、子供が自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られているとの指摘もある。子供を取り巻く地域や家庭の環境、情報環境等が劇的に変化する中でも、子供たちが様々な体験活動を通じて、生命の有限性や自然の大切さ、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などを、実感しながら理解できるようにすることは極めて重要であり、そのために、学級等を単位とした集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場を生かして、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していくことが課題となっている。

子供たち一人一人の成長を支え可能性を伸ばす視点の重要性

子供の貧困が課題となる中、家庭の経済事情が、進学率や学力、子供の体験の豊かさなどに大きな影響を及ぼしていると指摘されている。学校教育が個々の家庭の経済事情を乗り越えて、子供たちに必要な力を育てていくために有効な取組を展開していくこと、個に応じた指導や学び直しの充実等を通じ、一人一人の学習課題に応じて、初等中等教育を通じて育むべき力を確実に身に付けられるようにしていくことが期待されている。

特別支援教育の対象となる子供たちは増加傾向にあり、通常の学級において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が6.5%程度在籍しているという調査結果もある。全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、子供たち一人一人の障害の状況や発達の段階に応じて、その力を伸ばしていくことが課題となっている。

予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる

子供たちが現在と未来に向けて、自らの人生をどのように拓いていくことが求められているのか、また、新しい時代を生きる子供たちに、学校教育は何を準備しなければならないのかという、これから子供たちが活躍することとなる将来についての見通しが必要となる。

第4次産業革命ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされている。“人工知能の急速な進化が、人間の職業を奪うのではないか”“今学校で教えていることは時代が変化したら通用しなくなるのではないか”といった不安の声もあり、それを裏付けるような未来予測も多く発表されている。

人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理で

ある。一方で人間は、答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだしたりすることができるという強みを持っている。

学校教育を通じて育てたい姿と「生きる力」の理念の具体化

2030年とその先の社会の在り方を見据えながら、学校教育を通じて子供たちに育てたい姿を描くとすれば、以下のような在り方が考えられる。

・社会的・職業的に自立した人間として、わが国や郷土が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、理想を実現しようとする高い志や意思を持って、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り開いていくことができること。

・対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えるときも、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりを持って多様な人々と協働したりしていくことができること。

・変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができること。

「生きる力」の現代的な意義を踏まえてより具体化し、教育課程を通じて確実に育むことが求められている。

教員の資質・能力の向上

これからの教員には、学級経営や児童生徒理解等に必要な力に加え、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力等が求められる。教科等の枠を越えた校内の研修体制の一層の充実を図り、学校教育目標や育成をめざす資質・能力を踏まえ、「何のために」「どのような改善をしようとしているのか」を教員間で共有しながら、学校組織全体としての指導力の向上を図っていけるようにすることが重要である。

指導体制の整備と充実

学校を取り巻く複雑化・多様化した課題を解決に導いていくために、事務体制の強化を図り、各学校における予算の運用や施設・設備等の活用などが効果的に行われるようにするとともに、教員以外の専門スタッフ等も参画した「チームとしての学校」を実現し、教員が子供と向き合う時間的・精神的な余裕を確保したりしていくことが重要である。

3 新たな教育センターの検討経過

- 平成24年 3月 「世田谷区教育ビジョン 第3期行動計画」策定
(平成24年度～平成25年度)
教職員の研修・研究のセンター的機能や学校支援機能のあり方の検討・改善とともに、新たな場の検討。
- 平成25年 9月 「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第2ステップ)」策定
- 平成25年11月 「『世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第2ステップ)』策定に伴う今後の取組みについて」
(新校準備会等の設置・運営、学校跡地活用に伴い検討体制)
文教常任委員会報告
「学校跡地活用に係る庁内検討と学校跡地活用検討ミーティングを平行して行う。」
- 平成26年3月 「第2次世田谷区教育ビジョン 第1期行動計画(平成26年度～平成29年度)」策定
「教職員の研修・研究の場の他、教員、学校、子ども・保者への支援の観点から、新たな教育センターの機能の検討。」
【重点事業】
- 平成26年3月 「世田谷区新実施計画(平成26年度～平成29年度)」策定
「世田谷9年教育」を支える教員の資質・能力の向上や学校、子ども、保護者の支援の充実をめざし、新たな教育センター機能の整備に向けた検討・取り組み。
- 平成26年5月27日 「『区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第2ステップ)』により生ずる小学校跡地の検討状況について」
文教常任委員会報告
若林小学校跡地について
・「既存施設については、周辺街づくりや基盤整備の進展等を考慮し、解体して新たな施設を整備する方向で検討する。」
・「跡地活用検討ミーティング」において検討する。」
・「国有地については、取り扱いについて国と協議を進める。」
・整備を検討する施設機能
教育施設、児童館、高齢者施設、

災害時の避難所など防災機能の確保

平成26年	5月28日	第1回若林小学校跡地活用ミーティング
平成26年	7月23日	第2回若林小学校跡地活用ミーティング
平成26年	8月27日	第3回若林小学校跡地活用ミーティング
平成26年	10月2日	第4回若林小学校跡地活用ミーティング
平成26年	11月11日	第5回若林小学校跡地活用ミーティング
平成26年	12月3日	第6回若林小学校跡地活用ミーティング
平成27年	2月3日	「若林小学校跡地活用方針（素案）について」 文教常任委員会報告 若林小学校跡地活用方針 「既存施設を改築し、国有地を返還した上で、教育センター及びその他の教育施設を移転する。」
平成27年	3月11日	「若林小学校跡地活用方針（素案）」説明会開催
平成27年	6月4日	第1回世田谷区新教育センター基本構想検討委員会
平成27年	7月22日	第2回世田谷区新教育センター基本構想検討委員会
平成27年	7月24日	27年度世田谷教育推進会議(第2回)開催
平成27年	9月2日	「若林小学校跡地活用方針（案）について」 文教常任委員会報告 「新教育センターの整備に向けた検討状況について」 文教常任委員会報告
平成27年	9月	「若林小学校跡地活用方針」決定
平成27年	10月17日	27年度世田谷教育推進会議(第3回)開催
平成27年	10月27日	第3回世田谷区新教育センター基本構想検討委員会

平成27年11月14日	無作為抽出型「世田谷区の教育に係る区民ワークショップ」 開催
平成27年12月16日	第4回世田谷区新教育センター基本構想検討委員会
平成28年 1月	「(仮称)世田谷区新教育センター構想(素案)」策定
平成28年 3月 2日	若林小学校跡地活用検討状況報告会 跡地活用ミーティング参加者を対象に、「跡地活用方針」 「新教育センター構想(素案)」の概要等について報告
平成28年 5月23日	第5回世田谷区新教育センター基本構想検討委員会
平成28年 6月25日	「新しい教育センターを考える教員向けワークショップ」開催 新教育センターに必要な機能、学校で望まれる支援について 世田谷区の教員の意見等を聞くためにワークショップを 開催
平成28年 7月 4日	第1回世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会
平成28年 7月22日	28年度世田谷教育推進会議(第2回)開催
平成28年 9月20日	第2回世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会
平成28年10月22日	28年度世田谷教育推進会議(第3回)開催
平成28年11月14日	第3回世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会
平成28年11月18日	第6回世田谷区新教育センター基本構想検討委員会
平成29年 2月	「(仮称)世田谷区教育総合センター構想(素案 Ver. 2)」策定
平成29年 2月28日 ~ 3月22日	区民意見提出手続(パブリックコメント)
平成29年 3月13日	第4回世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会
平成29年 3月13日	第7回世田谷区新教育センター基本構想検討委員会

4 世田谷区新教育センター基本構想検討委員会設置要綱

世田谷区新教育センター基本構想検討委員会設置要綱

平成27年6月4日

27世教相第135号

(設置)

第1条 新教育センターの整備に伴う機能等に係る基本構想の検討を目的として、世田谷区新教育センター基本構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 新教育センターの機能に係る基本構想に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項。

(組織等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 委員会は、第2条各号に掲げる事項について必要な検討を行なうため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員で組織する。

3 部会に委員長が指名する部会長を置く。

4 部会長は、委員長の要請に基づき部会を主宰する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会事務局副参事並びに教育指導課及び教育相談・特別支援教育課とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

2 世田谷区新教育センター検討委員会設置要綱(平成25年12月24日25世教指第1647号)は、廃止する。

別表 1（第 3 条関係）世田谷区新教育センター基本構想検討委員会名簿

委員長	教育長
副委員長	教育次長
委員（学識経験者）	国立教育政策研究所 総括研究官
委員（学識経験者）	東京学芸大学教職大学院 特任教授
委員（学識経験者）	聖徳大学 教授
委員	区立幼稚園園長代表
委員	区立幼稚園副園長代表
委員	区立小学校校長代表
委員	区立中学校校長代表
委員	区立幼稚園 P T A 連絡協議会代表
委員	区立小学校 P T A 連合協議会代表
委員	区立中学校 P T A 連合協議会代表
委員	公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会代表
委員	世田谷区民間保育園連盟代表
委員	地域の学校関係者代表
委員	地域の学校関係者代表
委員	政策経営部長
委員	子ども・若者部長
委員	教育環境推進担当部長
委員	教育政策部長

5 世田谷区新教育センター基本構想検討委員会委員名簿

新教育センター基本構想検討委員会委員名簿 (平成29年3月現在)

敬称略

区分	所属	氏名	備考
区職員	教育委員会教育長〔委員長〕	堀 恵子	
学識経験委員	国立教育政策研究所総括研究官	山 森 光 陽	
〃	東京学芸大学教職大学院特任教授	近 藤 精 一	
〃	聖徳大学教授	篠 原 孝 子	
学校関係者	区立幼稚園園長会長	秋 吉 達 也	平成27年12月16日まで
〃	区立幼稚園園長会長	前 田 浩	平成28年5月23日から
	区立幼稚園副園長会長	日 高 文 子	平成27年12月16日まで
〃	区立幼稚園副園長会長	山 路 智 之	平成28年5月23日から
	区立小学校校長会長	千 葉 秀 一	平成27年12月16日まで
〃	区立小学校校長会長	坂 本 正 彦	
〃	区立中学校校長会長	阿 部 陽 一	
	区立幼稚園PTA連絡協議会会長	椎 川 淑 子	平成28年5月23日まで
〃	区立幼稚園PTA連絡協議会会長	新 井 なつき	平成28年11月18日から
〃	区立小学校PTA連合協議会前会長	吉 田 周 平	
〃	区立中学校PTA連合協議会前会長	谷 岡 美 貴	
〃	公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会理事長	柏 原 寛 昭	
〃	世田谷区民間保育園連盟本部役員	嶋 岡 奈緒美	
〃	区立若林小学校学校運営委員	萩 永 れい子	
〃	区立下北沢小学校学校運営委員	中 川 綾	
区職員	政策経営部長（総合戦略担当参事）	板 谷 雅 光	
〃	子ども・若者部長	中 村 哲 也	
〃	教育次長〔副委員長〕	岩 本 康	
〃	教育環境推進担当部長	杉 本 亨	平成27年12月16日まで
〃	教育環境推進担当部長	志 賀 毅 一	平成28年5月23日から
〃	教育政策部長	進 藤 達 夫	平成27年12月16日まで
〃	教育政策部長	工 藤 郁 淳	平成28年5月23日から

6 世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会設置要綱

(仮称)世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会設置要綱

平成28年5月24日

28世教相第97号

(目的及び設置)

第1条 (仮称)世田谷区新教育センターの建設に際し施設の目的・役割を明確にして着実に整備を推進するため、(仮称)世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、その検討結果を教育長に報告する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)(仮称)世田谷区新教育センターの施設に係る基本構想に関すること。

(2)(仮称)世田谷区新教育センターの基本設計等に係る条件設定に関すること。

(3)前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項。

(組織等)

第3条 委員会は、別表に掲げる者で構成し、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育次長の職にある者をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、教育政策部長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 前項に定める委員のほか、委員長が必要と認めるときは関係者を招聘し、臨時委員とすることができる。

(招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、職員等関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 委員会は、第2条各号に掲げる事項について必要な検討を行うため、部会を置くことができる。

(報告)

第6条 委員長は必要に応じ、委員会の検討状況を教育長に報告する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、幼児教育・保育推進担当課、教育指導課、教育相談・特別支援教育課が共同して処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委 員	備考
地域住民代表（町会長等）	
地域住民代表（町会長等）	
教育に係る区民ワークショップ参加者代表	
教育に係る区民ワークショップ参加者代表	
世田谷区新教育センター基本構想検討委員会委員代表（区民委員）	
区立小学校校長会代表	
区立中学校校長会代表	
区立幼稚園副園長会代表	
教育次長	委員長
教育政策部長	副委員長
世田谷総合支所地域振興課長	
施設営繕担当部施設営繕第二課長	
教育委員会事務局幼児教育・保育推進担当課長	
教育政策部教育相談・特別支援教育課長	
教育政策部副参事（学校経営推進担当）	
教育委員会事務局副参事（新教育センター整備担当）	

7 世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会委員名簿

(仮称)新教育センター 施設基本構想策定委員会 委員名簿
(平成 29 年 3 月現在)

	役 職 等	氏名	備考
地域住民代表	若林町会副会長	堀江 義之	
	区立若林小学校学校運営委員	萩永 れい子	
	教育に係る区民ワークショップ参加者代表	鈴木 俊弘	
	教育に係る区民ワークショップ参加者代表	坂本 文子	
基本構想検討 委員会委員代表	区立守山小学校学校運営委員	中川 綾	
区立幼小中学校 代表	区立小学校校長会長	坂本 正彦	
	区立中学校校長会長	阿部 陽一	
	区立幼稚園副園長会長	山路 智之	
区職員	教育委員会事務局教育次長	岩本 康	委員長
	教育委員会事務局教育政策部長	工藤 郁淳	副委員長
	世田谷総合支所地域振興課長	山田 実	
	施設営繕担当部施設営繕第二課長	青木 徹	
	教育委員会事務局幼児教育・保育推進担当課長	大澤 正文	
	教育委員会事務局教育相談・特別支援教育課長	松田 京子	
	教育委員会事務局教育政策部副参事 (学校経営推進担当)	青木 雄二	
	教育委員会事務局副参事 (新教育センター整備担当)	増井 賢一	

敬称略

8 世田谷区新教育センター基本構想検討委員会検討状況

【平成27年度検討状況】

開催月日	検討内容
第1回検討委員会 平成27年 6月 4日(木)	【自由な発言・議論】 学校や教職員、児童生徒、保護者等をバックアップする教育センターに係る委員からの自由な発言(意見等)・議論
第2回検討委員会 平成27年 7月22日(水)	【整備機能イメージの検討】 前回の議論を踏まえるとともに、検討部会の検討状況をもとに、整備すべき機能イメージ(たたき台)を示した上で、検討
第3回検討委員会 平成27年10月27日(火)	【構想の検討】 前回までの議論や議会等の議論を踏まえ、整備する各機能の基本的な考え方や今後の事業展開の方向等を示した上で、検討
第4回検討委員会 平成27年12月16日(水)	【構想素案の検討・確認】 整備構想の素案を示した上で、検討・素案の確認

【平成28年度】

第5回検討委員会 平成28年5月23日(月)	【検討体制、スケジュール等の確認】 施設基本構想策定委員会の新設など構想策定に向けた検討体制、スケジュール、意見聴取等を確認し、議論
構想素案に対する意見聴取等 ・教員向けワークショップの開催(6月) ・教員、PTAを対象としてアンケートの実施(7月~9月) ・「世田谷区教育推進会議」での意見聴取(7月、10月) など	
第6回検討委員会 平成28年11月18日(金)	【構想素案 Ver.2 の検討】 意見聴取の結果や施設基本構想の検討状況等を確認し、構想素案 Ver.2 について検討
第7回検討委員会 平成29年3月13日(月)	【構想案の検討・確認】 構想(案)に向けた検討・確認

9 世田谷区新教育センター基本構想検討委員会部会検討状況

【教員の研修・研究機能】

開催月日	検討内容の概要
平成27年 7月 7日	教育センターの研修・研究機能に係る現状の確認及び課題や問題点の抽出、基本的考え方等の検討 など
平成27年 9月18日	新教育センターにおける研修・研究機能に係る事業運営・展開等の検討、機能整備の方向性の整理
平成28年 6月28日	28年度は、学校支援機能部会に統合し、検討

【教育情報機能】

開催月日	検討内容の概要
平成27年 7月10日	教育センターの教育情報機能に係る現状の確認及び課題・問題点の抽出 など
平成27年 8月24日	新教育センターの教育情報機能に係る基本的考え方、事業運営のあり方等の検討 など
平成27年10月20日	教育情報機能の整備の方向性についての整理
平成28年 6月28日	28年度は、学校支援機能部会に統合し、検討

【学校支援(地域連携)機能】

開催月日	検討内容の概要
平成27年 7月15日	学校支援の検討範囲、学校支援の現状・今後の方向 など
平成27年 9月18日	学校への今後の具体の支援策などの検討 など
平成27年10月15日	区内大学との連携の取組状況、今後の連携策の検討
平成28年 6月28日	学校支援機能 研修・研究機能、教育情報機能含む の内容及び教員等への意見聴取についての検討 28年度、「地域連携」機能は、「施設運営・地域連携機能作業部会」を設置し、検討

【施設運営・地域連携機能】

開催月日	検討内容の概要
平成28年 6月24日	人材コーディネートの機能、地域・大学との連携、家庭教育への支援 など

【教育相談機能・不登校支援機能】

開催月日	検討内容の概要
平成27年 7月 9日	児童・生徒を取り巻く現状・課題、今後の取り組みの基本的考え方 など
平成27年 8月27日	一元的な教育相談体制の構築、不登校支援の強化など、今後求められる具体の機能、組織体制等の検討
平成28年 6月23日	機能及び事業イメージについて、施設・設備のあり方についての検討

【幼児教育(センター)機能】

開催月日	検討内容の概要
平成27年 7月 9日	教育センターの幼児教育(センター)機能に係る現状の確認及び課題・問題点の抽出 など
平成27年 8月12日	他自治体の事例の報告(福井県幼児教育支援センター)新教育センターにおける幼児教育(センター)機能に係る基本的考え方、事業運営・展開等の検討 など
平成27年 9月16日	幼児教育(センター)機能の整備の方向性についての整理
平成28年 7月29日	「幼児教育・保育推進ビジョン」の策定体制について、幼児教育センター専門部会の設置と、幼児教育センターの機能の検討
平成28年 9月 7日	幼児教育センター機能の検討
平成28年10月13日	幼児教育センター機能の検討のまとめ

10 世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会検討状況

開催月日	検討内容
<p>第1回策定委員会 平成28年 7月 4日(月)</p>	<p>【基本理念・基本方針の検討】 委員からの自由な発言(意見等)をいただくとともに、「世田谷区新教育センター構想(素案)」「若林小学校跡地活用方針」を踏まえた施設整備にあたっての基本理念・基本方針(たたき台)を示した上で、検討</p>
<p>第2回策定委員会 平成28年 9月20日(火)</p>	<p>【建物配置の検討】 基本理念・基本方針等を踏まえた建物配置のイメージを複数示した上で、検討 併せて、施設開放のあり方、災害時の避難所機能について、骨子を示した上で、検討</p>
<p>第3回策定委員会 平成28年11月14日(月)</p>	<p>【施設構想、配置・ゾーニングの検討】 前回までの議論を踏まえ、施設構想の構成や記載イメージを示した上で、検討 機能の関連の検討を踏まえた、配置・ゾーニング図を複数示した上で、検討</p>
<p>第4回策定委員会 平成29年 3月13日(月)</p>	<p>【施設構想案の検討・確認】 施設構想(案)に向けた検討・確認</p>

11 現教育センターの諸室及びその機能と事業所管等

室名	階	面積 (㎡)	主な機能	主な実施事業 (研修会場の利用事業)等	主な利用所管・事業所管等			センターの職員配置	
					主な利用所管 主な事業所管	担当職員の配置場所 センター 本庁		配置職員	人数
大研修室 [105人]	3階	194.5	研修会場 会議会場	教職員研修事業 小中教育関連連絡会等	教育指導課 "				
第1研修室[60人]		108.5	研修会場 会議会場	教職員研修事業 幼小中 PTA 連合会会議会場	教育指導課 生涯学習・地域・学校連携課				
第2研修室[24人]		51.3	研修会場	学校教育相談研修事業	教育相談・特別支援教育課				
第3研修室[18人]		47.8	会議会場	中央図書館事業運営関連会議	中央図書館				
第4研修室[16人]		39.7	会議会場	教育相談関連事業会議等	教育相談・特別支援教育課 (教育相談係)				
総合教育相談室	2階	82.4	教育相談	来所相談・電話相談・不登校相談	教育相談・特別支援教育課 (教育相談係)			教育相談専門相談員等	9人
就学相談室(面接)	3階	71.2	教育相談	就学相談事業(面接相談)	教育相談・特別支援教育課 (就学相談・特別支援教育)				
就学相談室 (プレイルーム)	2階	131.6	教育相談	就学相談事業(プレイセラピー 等)					
科学実験室	3階	114.5	科学実験	小中科学センター事業 中学校移動教室	教育相談・特別支援教育課 (教育センター)				
学校教育研究室	2階	114.4	教育情報提供	収集・提供・閲覧・貸出 教科書センター(法定展示等)				教育嘱託員等 1	6人
統管理事務室	2階	166.0	事務室	施設管理 センター事業運営	教育相談・特別支援教育課 (教育センター)			常勤 教育嘱託員等 2	4人 3人
				指導力向上学校サポート事業	教育指導課			教育嘱託員	9人
				教育ネットワーク事業	教育総務課 (教育情報化)			常勤職員 (委託事業者)	4人
				教育ネットワークヘルプデスク					
会議室	2階	27.0	事務室	教育情報事業会議	教育総務課				
会議室	2階	27.0	事務室	職員休養室	教育相談・特別支援教育課				
和室	2階	22.0	事務室	医務・救護・職員休養室	教育相談・特別支援教育課 (教育センター)				
面積合計		1197.9				配置職員計		常勤職員 教育嘱託員等	8人 27人
								合計	35人

郷土学習室	2階	482.3	体験学習会場	小中学校移動(郷土学習)	教育相談・特別支援教育課 (教育センター)				
プラネタリウム	2階	343.1	体験学習会場	小中学校移動(天文学習) 幼児投影・一般投影・特別投影				(委託事業者)	
視聴覚ライブラリー	B1階	143.0	視聴覚教材等保管	視聴覚教材・機器の保管・貸出					
面積合計		968.4							

1：学校教育研究室に配置された教育嘱託員が、郷土学習室と視聴覚ライブラリーの業務を担当。

2：統管理事務室に配置された教育嘱託員等が、科学実験室の業務を担当。

12 新しい教育センターを考える教員向けワークショップ実施結果

(1) 日時 平成28年6月25日13時から15時

(2) 会場 下北沢フューチャーセンター(世田谷区代田6-12-33)

(3) 内容

「学校教育の総合的バックアップセンター」としての新教育センターに必要な機能

学校現場で望まれる支援

について世田谷区の教職員からヒアリングをする

参加者 小学校5名、中学校1名

主な意見

新教育センター構想(素案)で挙げられている6つの機能のうち、主に「教育研究・教職員研究機能」「学校支援機能」「教育情報収集提供機能」について、「必要だと思う機能」や「望まれる支援」について対話を通してアイデアや意見を出してもらった。

教員が忙しいなかでも、教科指導などに向け自主的に研究・研鑽、教材づくりなどに取り組んでいる状況があった。

それぞれについての主な意見等は以下のとおり。

ア 教育研究・教職員研究機能

- ・教科学習に関する具体的な研修があれば参加したい。
- ・企業やNPO、教員によるサークルが広いテーマや内容で実施する研修に勤務時間外に自主的に参加している教員も多い。

イ 教育研究・教職員研究機能

- ・自主的研究等への使用や夜間使用ができるようなスペースが欲しい。
- ・ICTを活用して、情報の収集・発信や作業を行える環境の整備を望む。
- ・授業について相談できる体制の整備を望む。

ウ 学校支援機能

- ・学校運営をサポートする人材や授業改善等のために教員にアドバイス等を行う人材の派遣・情報提供を望む。
- ・都・区教育委員会から調査への対応が負担となっている。

エ 教育情報収集提供機能

- ・指導案や模範授業の動画等のデータベース化や校内インターネットの閲覧制限が厳格すぎるため調べ学習に活用できる制限を緩和したインターネット機の設置を望む。
- その他詳細は次頁以降を参照。

(1) 教育研究・教職員研究機能について

最近参加した研修や、学びたいことはどのような内容か

教科学習研修	
百人一首研究会（英会話）	理科実験研修（ナリカ）
新指導要領に関する研修	体育自主研修「月曜会」
伝統的な言語文化	英語に関する研修
ライティングワークショップ	水源林を見に行く研修（水道局・大学）
ジャズ研修	
教育全般に係る研修	
教育相談研修	オリンピック・パラリンピック教育
プロジェクトアドベンチャー	ホワイトボードミーティング
批判思考と探究力	マインドマップ
レクリエーション	水分補給に関する研修（大塚製薬）
ぱぱとままになるまえに（NPO）	
ICT 研修	
白板ソフトでのプログラミング研修	レゴマインドストーム研修
体育用動画作成	ラズベリーパイを使った電子工作研修

教師としての考え方やあり方に関する研修が大事だということはわかりつつも、教科学習に関する具体的な研修があれば参加したい、という声が多く聞かれたとともに、官製研修では得られない広いテーマや内容の研修に自律的に参加している方が多く見受けられた。それらは、企業やNPO、教員によるサークル的自主研修であることがわかった。

新教育センターに必要なと思う機能やアイデア

<スペースについて>

- ・ 自主的研究や世小（中）研の打ち合わせなどに使用できる部屋や場所
- ・ 教材教具を実際に制作できる部屋や場所
- ・ 夜間 21 時頃まで使用できる
- ・ 主に教員が使用するとしても、平日の昼間などは市民に開放するなどしてオープンな場に

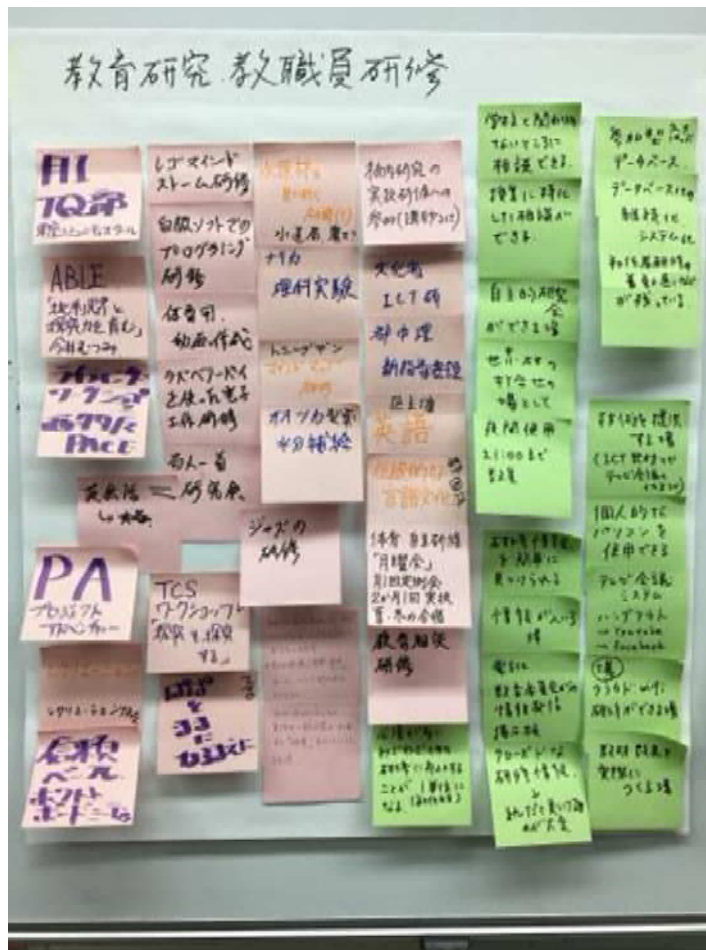
<機能について>

- ・ 研修情報などが簡単に入るような仕組み（紙ではなくデジタルで）
- ・ 教育委員会からの情報発信や、掲示板機能
- ・ ICT 機材などや技術を提供することで会議や研究に使用できる部屋や場所
- ・ 全員が集まらなくても会議が実施できるようなテレビ会議システム
- ・ 個人のパソコンを持ち込んでインターネットを使用できる環境（Wi-Fi の使用が可能）

- ・ 授業に特化した相談ができる場や人（学校と直接関わりがないところに相談できることも含める）
- ・ 教員参加型データベース（指導案等のデータベースを継続的なシステムで）
- ・ 初任者研修や10年次研修を動画に撮ったものが自由に見ることができる
- ・ 電子化された情報そのままは活用しにくい。クックパットのような書き込みができる機能を教員で共有したい。

< 研修内容や制度について >

- ・ 官製研修だけではなく、あえて自ら選んだ企業や NPO などが主催する研修についても単位や、出張が認められるような制度があると研究がより深まるのではないか。



(2) 学校支援機能について

どのような支援があれば、学校がより良い学びの場になるか

人材	新人教員への精神面や指導面でのサポートをする人
	事務的な作業に対するサポートする人
	校内の電子情報の専門家のサポート(分掌ではなく)する人
	補教してくれる人
	支援員や学校ボランティアに参加する人
	発達に課題のある児童に関する手立てなどを相談ができる人
機能	教員向けヘルプデスク(技術的なものに関するもの)
	教員対象のカウンセリング(心のサポート)
	保護者との関わりや児童相談、就学援助などまとめて相談できる窓口
	教員間で情報共有がしやすい機能
	授業アイデア集のデータや動画
	指導案データベース、動画データベース(各教科)
	勤務時間外の保護者からの相談等に一括して対応する電話受付
	調べ学習などできちんと調べることのできるインターネット整備
	事務作業や校務システムの電子化

新教育センターに必要だと思う機能やアイデア

- ・ 実践的な研修や体験的な研修に参加できる環境
- ・ 月1回は就業時間内に研修に行けるような制度
- ・ 行事などをサポートしてくれる人材を派遣してくれる仕組み
- ・ 教育相談などの窓口を1つにし、センターに設置(福祉とも連携する。せめて教育委員会の窓口は1つにしてほしい)

その他に、学校包括支援員の有効活用(15時から17時に事務作業などのサポートをお願いする)を考える必要があることや、授業を見学して共に改善点などを考えてくれるサポーターのアウトリーチや、学校関係者以外(企業やNPOなど)による学ぶ機会やサポートを受けられるようにするという点についても多くの意見が出た。その一方で、外部人材の支援してもらいたくても、児童・生徒の個人情報に触れるような作業については頼みたくても頼めない、都や区の教育委員会からの調査依頼が多く大きな負担となっているが、回答してもフィードバックがない、などの意見も出た。

また、校内のインターネットの閲覧制限があまりにも厳しすぎて、「文科省のホームページ上にある動画でさえ検索することができない」「調べ学習にインターネットを活用することが難しい」など切実な意見が多く出た。これらについては、新教育センターの機能については直接関係ないかもしれないが学校支援による教育環境の充実という点では、重要なことだと思われる。



(3) 教育情報収集提供機能について

教育情報収集については、教育研究・教職員研究機能や学校支援機能について考える際にも多く出たが、

世田谷区独自の指導案や動画などのデータベースを使用できる

データのフィルタリングブロックが緩い調べ学習用インターネットの利用の必要性は繰り返し発言された。
--

そのほか、新教育センターに必要な機能アイデアとして、

授業準備や教材などに関することを相談できるコンシェルジェの設置

デジタル図書館（学校でも見ることができる）

授業教材だけでなく「教育」に関する本に特化した教育図書館

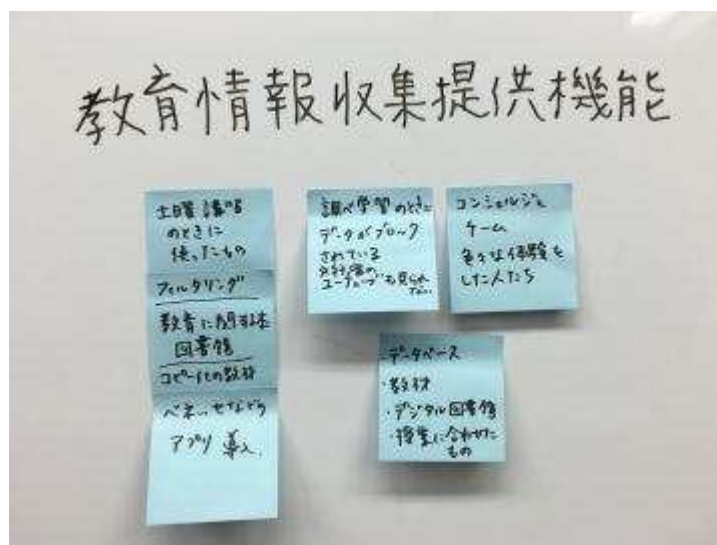
自由にコピーして使用して良い教材の提供（土曜講習で作成した教材等）

アプリ教材を体験できる場

教員向け研修やワークショップを実施している NPO などによる企画運営

など具体的なものが出された。

今回のワークショップでは多くの率直な意見やアイデアが出されたが、このような生の声を聞く場は継続的に行う必要性についても語られた。



(4) その他

ワークショップ終了後、会場として使用した下北沢フューチャーセンターにについて、教育に関わる資料以外の文献も揃えている点やソファなど寛いだ雰囲気話することができる環境のある点などに触れ、このような空間があれば教員も訪れたいのでは、という意見もあった。

13 新しい教育センターの整備に向けた教員及びPTAアンケート集計結果

(1) 教員向けアンケート

対象：主幹・指導教諭、主任教諭、教諭

実施時期：平成28年7月下旬～9月

回収数：149

区分	回収数		
	小学校	中学校	計
主幹・指導教諭	27	12	39
主任教諭	26	10	36
教諭(採用8年以上)	27	5	32
教諭(採用8年未満)	27	9	36
不明	6	0	6
合計	113	36	149

主な質問事項

- ・ 研究に関し、これから取り組むべき子どもの課題や教育課題
- ・ 研修に関し、これまで参加した研修に対する意見や今後の研修への要望
- ・ 学校への支援に関し、現在の学校や教師の抱えている悩みやその解決方法
- ・ 新たな教育センターにおける、研修・研究や学校・教員への支援や施設の機能や施設運用面での期待

(2) PTA向けアンケート

対象：各小中学校 PTA

実施時期：平成28年9月

回収数：68

区分	回収数		
	小学校	中学校	計
	43	25	68

主な質問事項

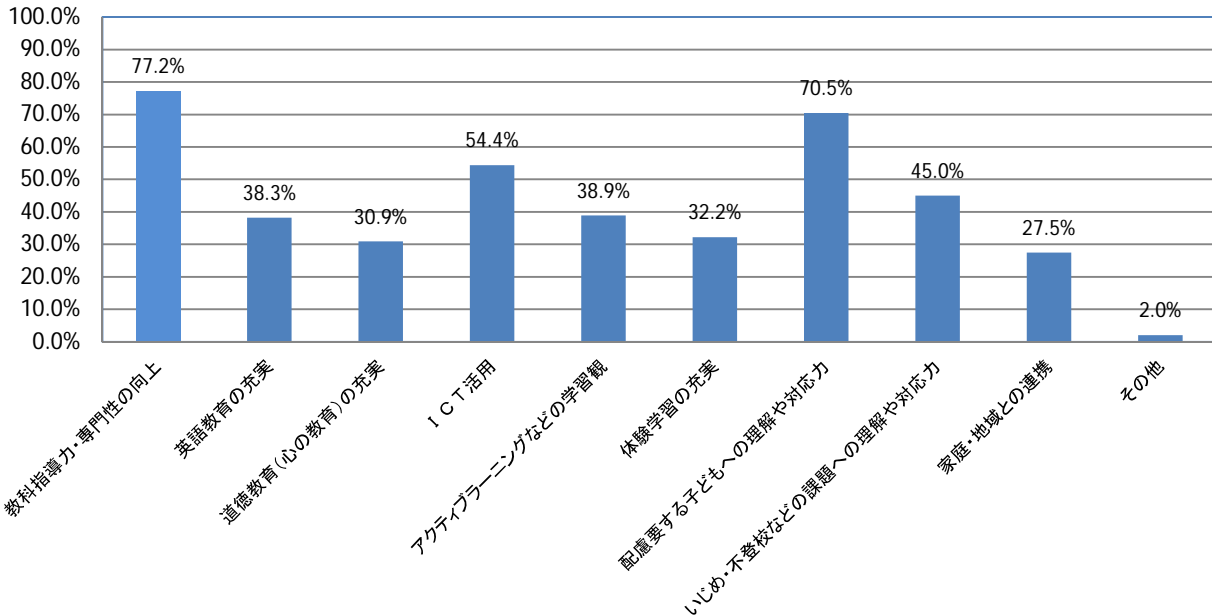
- ・ 学校や教員の課題に感じていることや期待していること
- ・ 保護者や地域が学校に対して協力できることや人材の活用に必要なと感じること
- ・ 子どもに対する心配事、家庭教育学級で取り組む必要のあるテーマや家庭教育に関し、新たな教育センターで必要と思う機能
- ・ 子どものことに関する相談機関の活用

(3) 新しい教育センターの整備に向けた教員アンケート 集計結果概要

< 研究について >

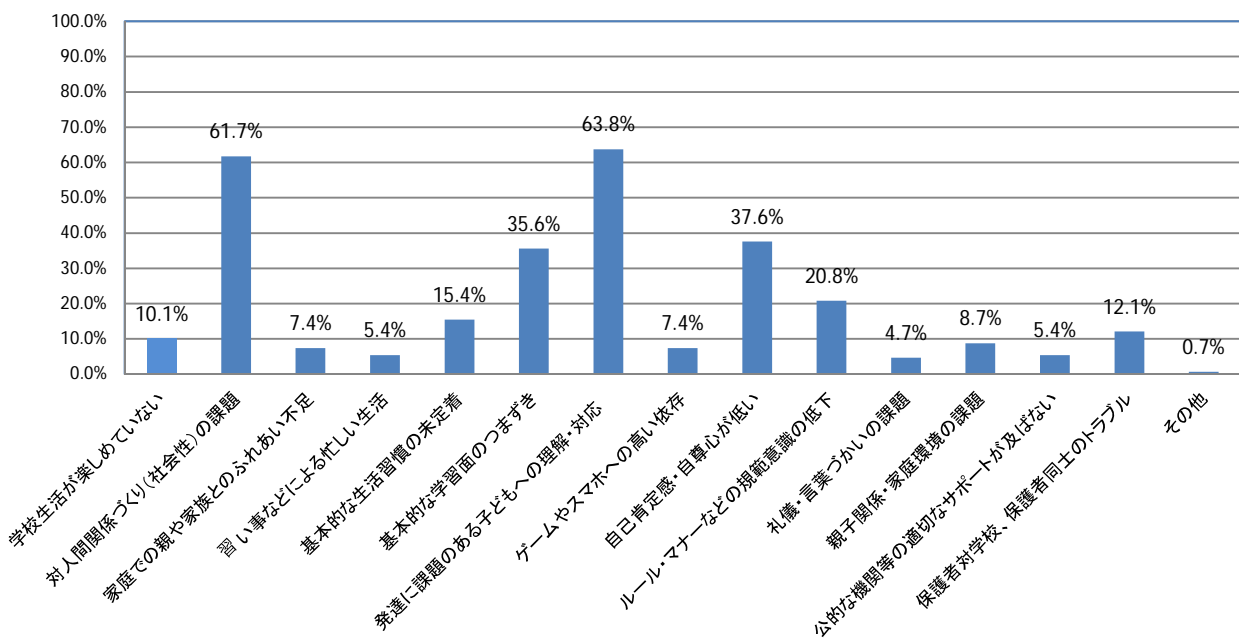
新センターの開設時(平成33年度)に、学校教育に求められること、ご自身が必要になると考えていることはどんなことか。(複数回答可)【n = 149】

新教育センター開設時に学校教育に求められること



今後学校が対応の検討や研究していくべき子どもたちの姿は。
(複数回答3つまで)【n = 149】

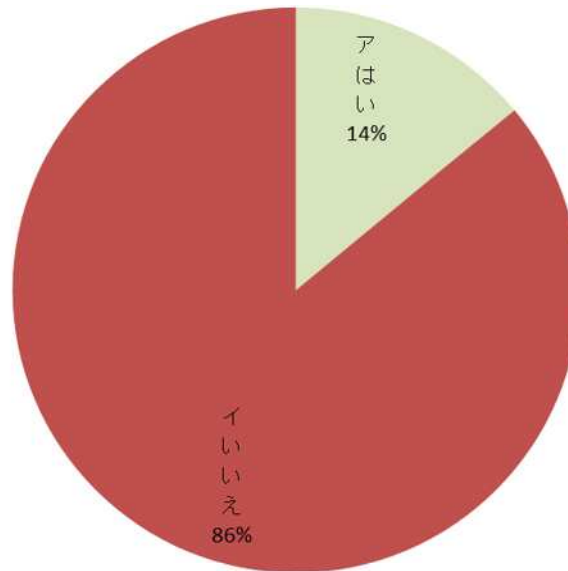
学校が対応や検討をしていくべき子どもたちの姿



国・都・区などの教科等の研究団体（世田谷区立中学校研究〇〇部・東京都小学校科教育研究会など）以外の、自主的な研究会・研究グループ等に所属しているか。

【 n = 149 】

国・都・区などの教科等の研究団体会など以外の
自主的な研究会・研究グループ等所属しているか



自主的な研究会・研究グループに所属している場合、所属会で新センターを利活用するとすれば、どのような機能や施設・設備を期待するか、また、どのような運用（利用時間・申込手続き等）を期待するか？

《多数あった回答》

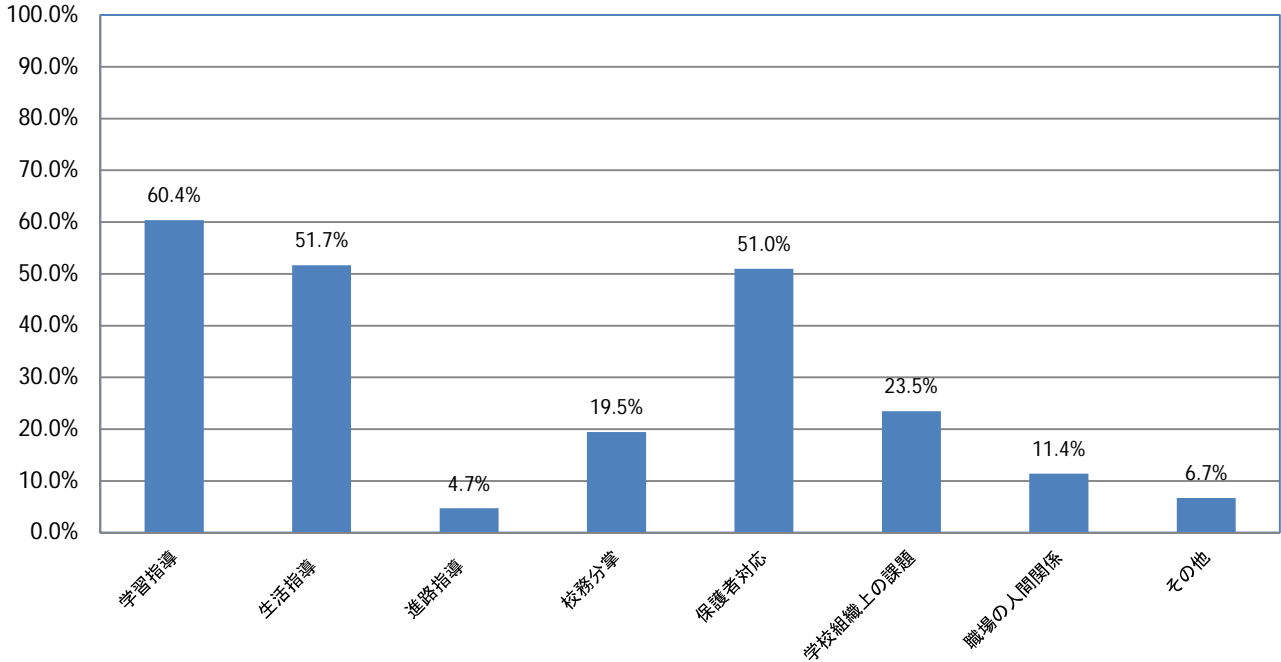
- ・勤務時間外（土日・夜間）の利用ができるようにしてほしい。
- ・気軽に申し込みができ、利用できるようにしてほしい。
- ・教材や教育資料が蓄積され、利用・閲覧しやすい場に、また、資料の貸出などしてほしい。
- ・自主的な研修を行える場に。
- ・シェアオフィスのように研究グループ同士などがつながりあえる場に。
- ・ICT環境の充実した場にほしい。

< 学校支援について >

職務上の課題や教師としての悩みの中で大きいものは何ですか。

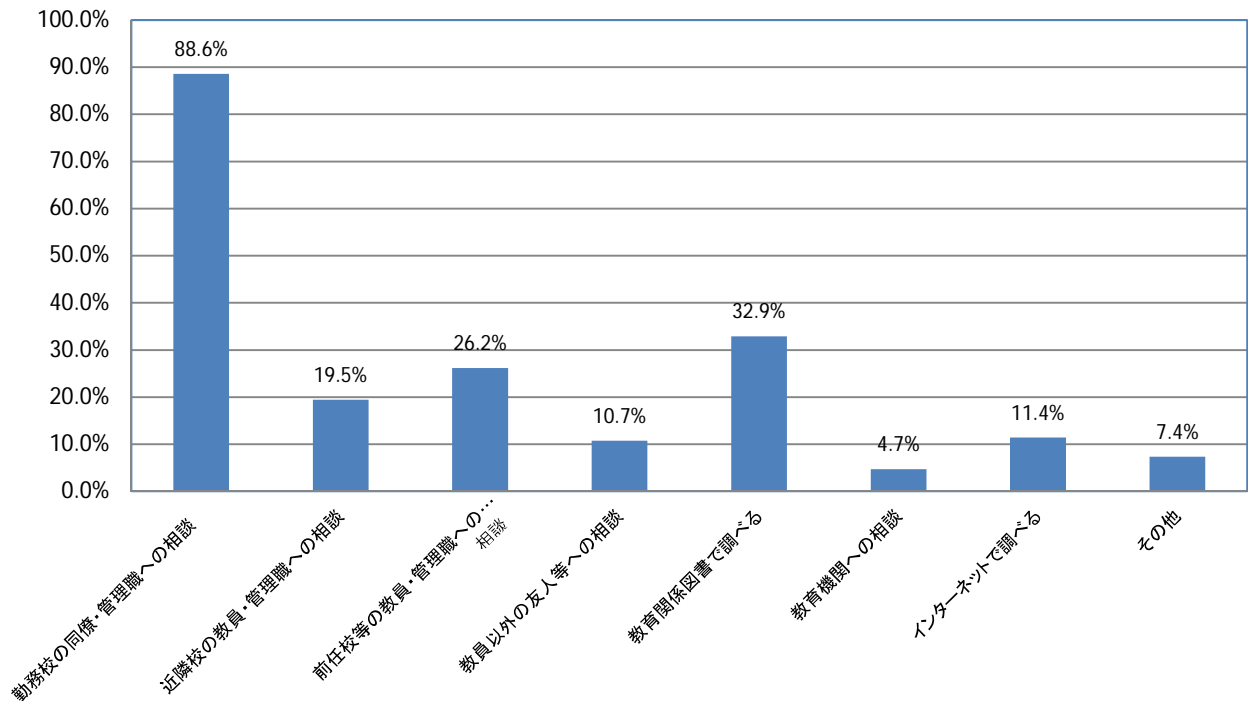
(複数回答3つまで)【n = 149】

職務上の課題や教師としての悩み



上記1は。どのように解決していますか。(複数回答3つまで)【n = 149】

課題の悩みの解決方法



新教育センターについて 自由回答で多数あった意見・回答など

研究・研修の機能について、

研修機能について

- ・ 実際の、具体的な学校現場で役に立つ研修が必要 48 件
- ・ 専門的・先進的な教育スキル等についての研修が必要 17 件
- ・ ICT を効果的に活用した授業を実施するための研修や機器等の充実が必要 12 件
- ・ 特別支援教育に関する研修が必要 5 件
- ・ アクティブ・ラーニングに関する研修が必要 5 件
- ・ 英語教育に関する研修が必要 3 件
- ・ 教員の自主的な研修への支援が必要 2 件

研究機能について

- ・ 学校現場のニーズを踏まえ、実際に活用できる研究に取り組むことが必要 14 件
- ・ 専門性の高い研究に取り組むことが必要 4 件
- ・ 多様な教育課題（特別支援教育、アクティブ・ラーニング、英語教育）に関する研究に取り組むことが必要 2 件
- ・ 自主的な研究活動へのサポート機能が必要 1 件
- ・ 教科指導、学級経営の実践事例や指導案、教材データの蓄積や貸出し・提供をしてほしい。 16 件

学校支援機能について、

- ・ 学校に関わる人材の充実・確保・紹介などの機能をセンターが担ってほしい。
(人材バンク機能など) 47 件
- ・ 要配慮、発達障害、不登校などの児童・生徒への支援が必要 27 件
- ・ 専門性のある人材によるサポートを充実してほしい 24 件
- ・ 関係各機関との調整機能を担ってほしい。 6 件
- ・ 保護者への支援、保護者対応への支援が必要 5 件
- ・ 教員に対する相談支援機能を担ってほしい。 5 件

施設・設備面について

- ・ 大小の会議室を整備してほしい。 9 件
- ・ ICT 環境を整え、インターネットを通して、様々な教育教材にアクセスでき、データを学校や研究活動で活用できるようにしてほしい。 8 件
- ・ 少人数のグループで研究等を行ったり、教員同士が集まって、居心地の良いなかで対話やアイデアを生むような場がほしい。 7 件

- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設にしてほしい。 5件
- ・教育用ICT機器やDVDを充実してほしい。 4件

運用面（開館時間や資料等の保管）について

- ・勤務時間外・夜間の利用や資料の閲覧ができるようにしてほしい。 68件
- ・教科指導、学級経営の実践事例や指導案、教材データの蓄積やインターネットによる予約、貸出し・提供・閲覧をしてほしい。 33件
- ・土日の利用ができる施設にしてほしい。 15件

夜間や週休日に、新センターを活用したくなるような要素（機能・施設など）について

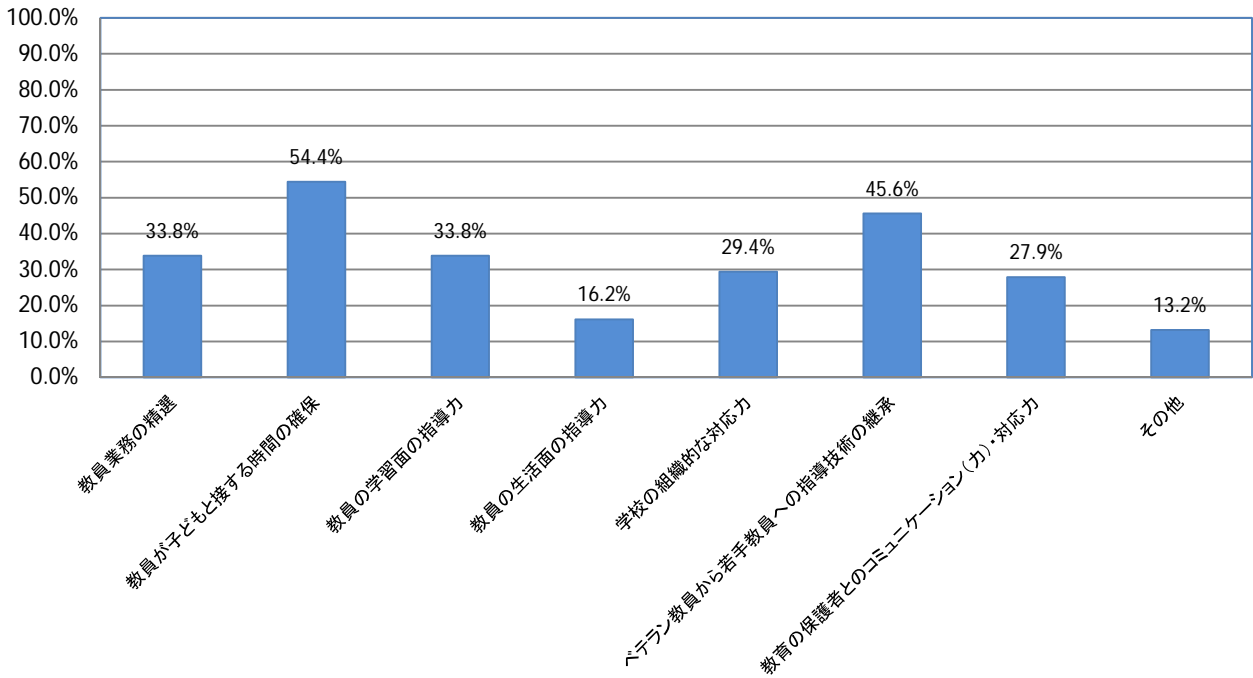
- ・教育に関する資料・図書等が充実しており、閲覧や貸し出しができること 47件
- ・様々なイベント、講座・研修、ワークショップ等が実施されること 16件
- ・授業等に必要な教材・教具の紹介や貸し出しを受けたり、教材研究の場として活用できること 14件
- ・学芸員やカウンセラー等の配置や教育に関する相談窓口の設置など 12件

(4) 新しい教育センターの整備に向けたアンケート集計結果 (PTA)

< 学校・教員に関して >

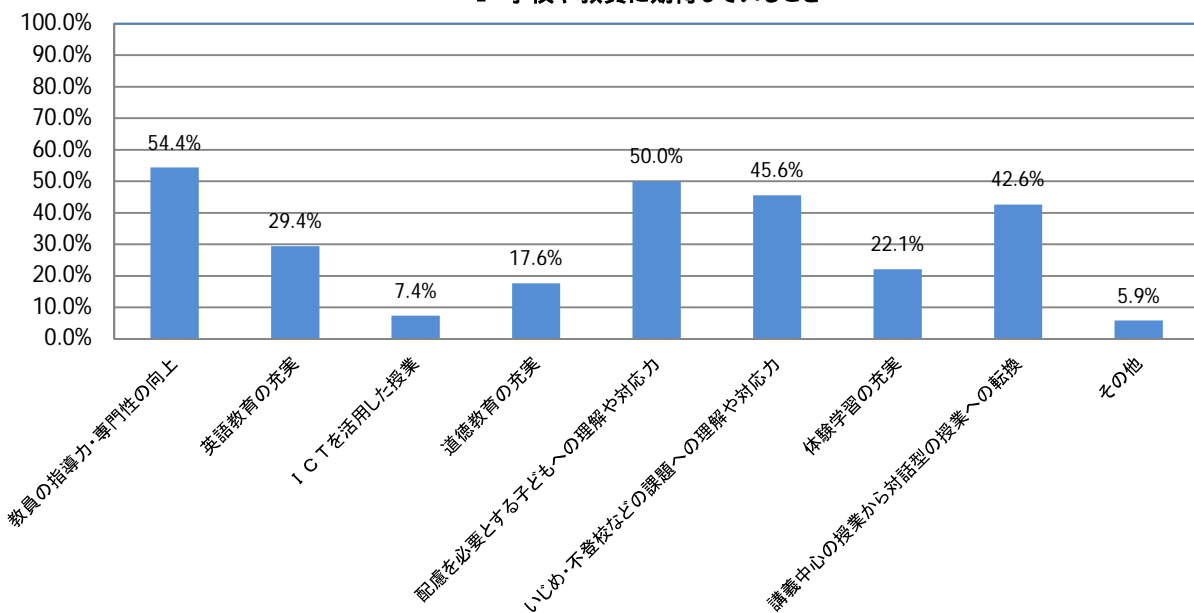
現在の学校教育で課題と感じていることには、どんなことがありますか。(複数回答可。3つまで)【n = 68】

1 現在の学校教育で課題と感じていること



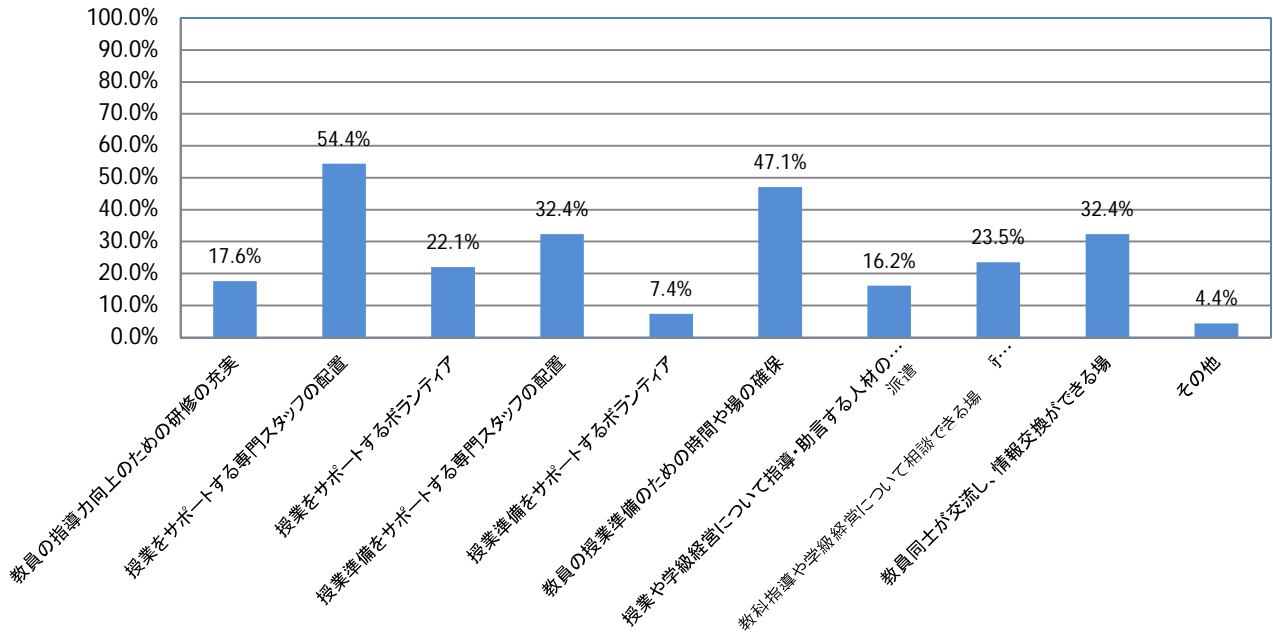
学校や教員に期待していることにはどのようなものがありますか。(複数回答可。3つまで)【n = 68】

2 学校や教員に期待していること



質問1と2を改善・実施していくために、どのような体制や場がある良
 と思いますか。(複数回答可。3つまで)【n = 68】

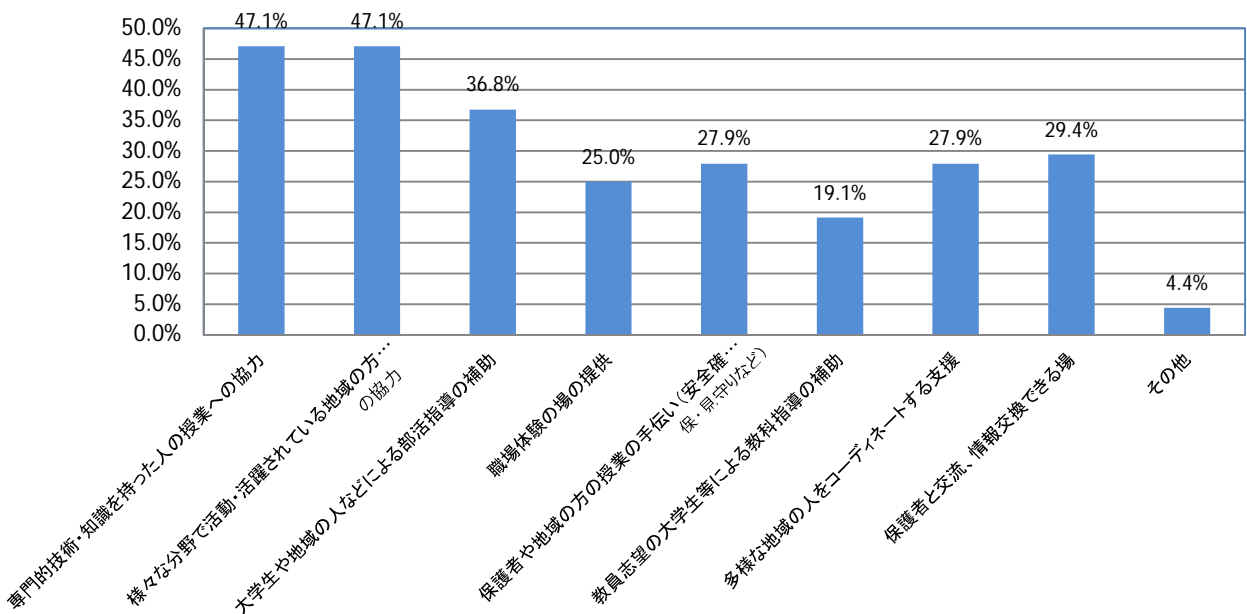
3 1、2を改善していくための体制・場



< 保護者・地域との連携について >

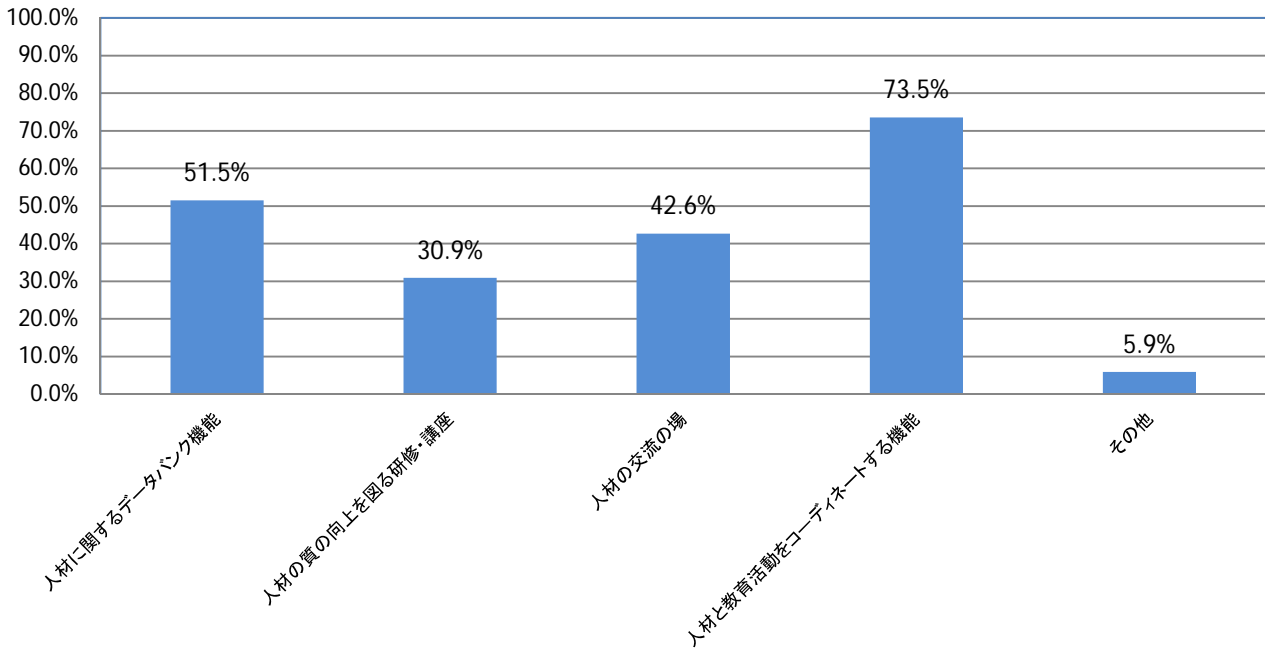
学校・教員に対して、保護者や地域のどのような協力があると良いと思いますか。(複数回答可。3つまで)【n = 68】

4 学校・教員に対して保護者や地域からどのような支援があると良いか



地域の人材を活用していく上で、どのようなことが必要と思いますか。
 (複数回答可。3つまで)【n = 68】

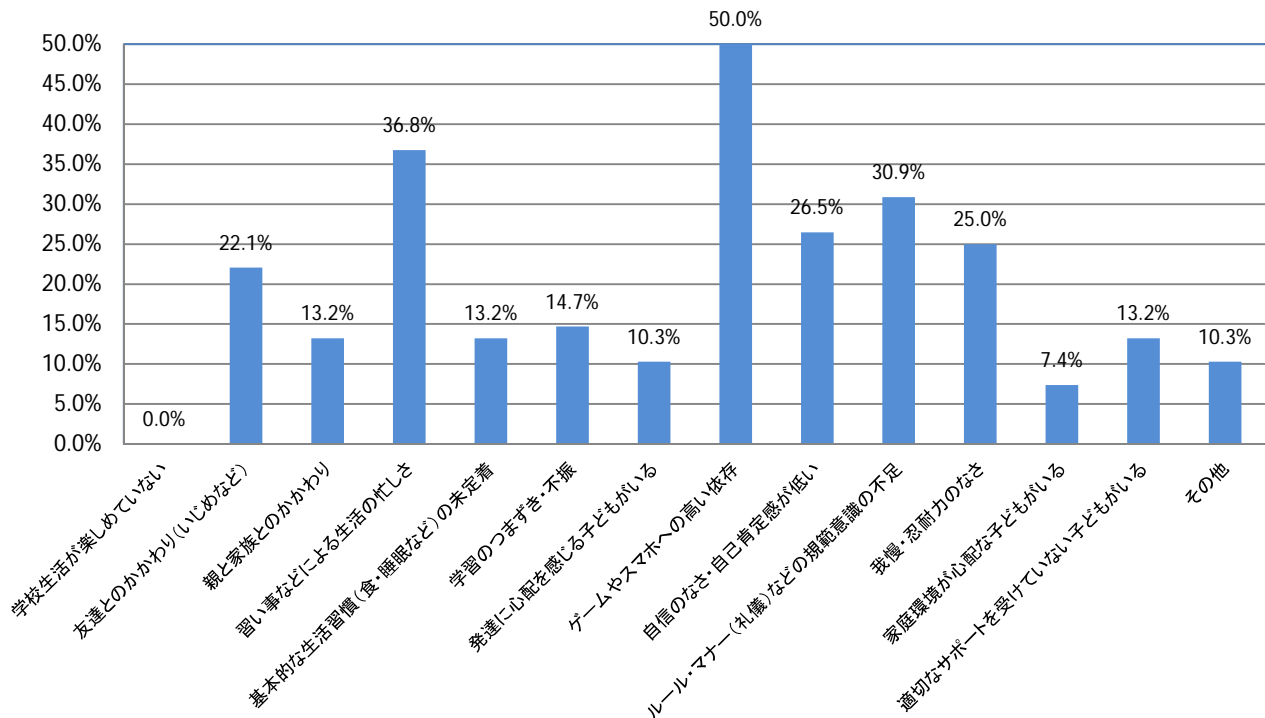
5 地域人材を活用していくうえで必要なこと



<家庭教育について>

子どもたちの日常の姿で気になることや心配に感じることはありますか。(複数回答可。3つまで)【n = 68】

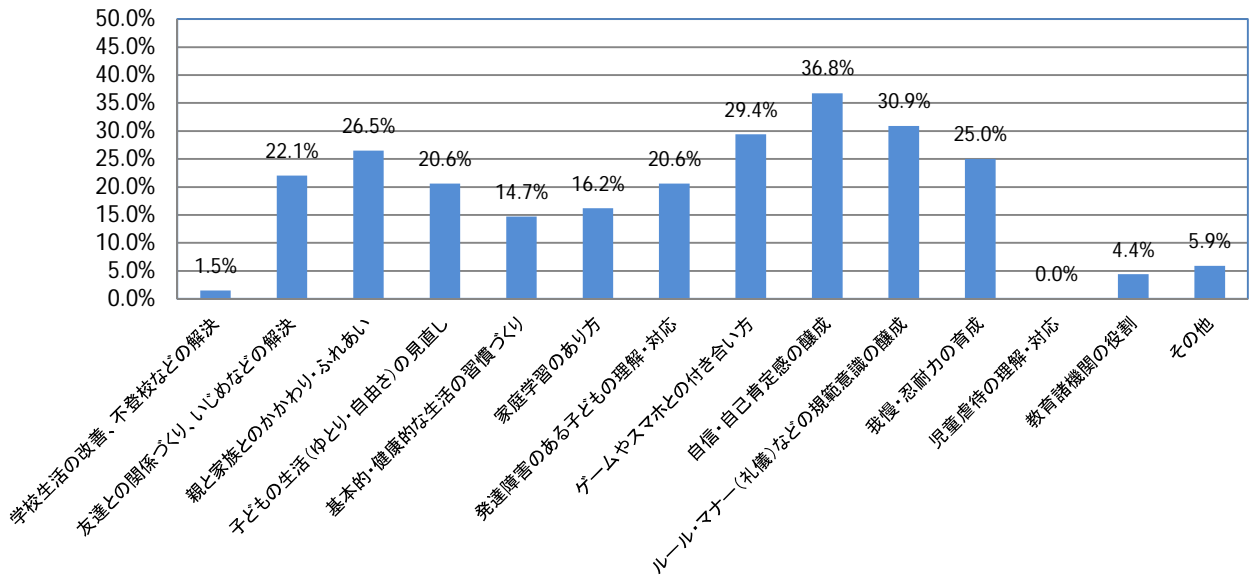
6 子どもたちの日常の姿で気になること・心配なこと



質問6の気になることや心配に感じるもののなかで、家庭教育学級では、どのようなテーマを取り上げることが必要だと思いますか

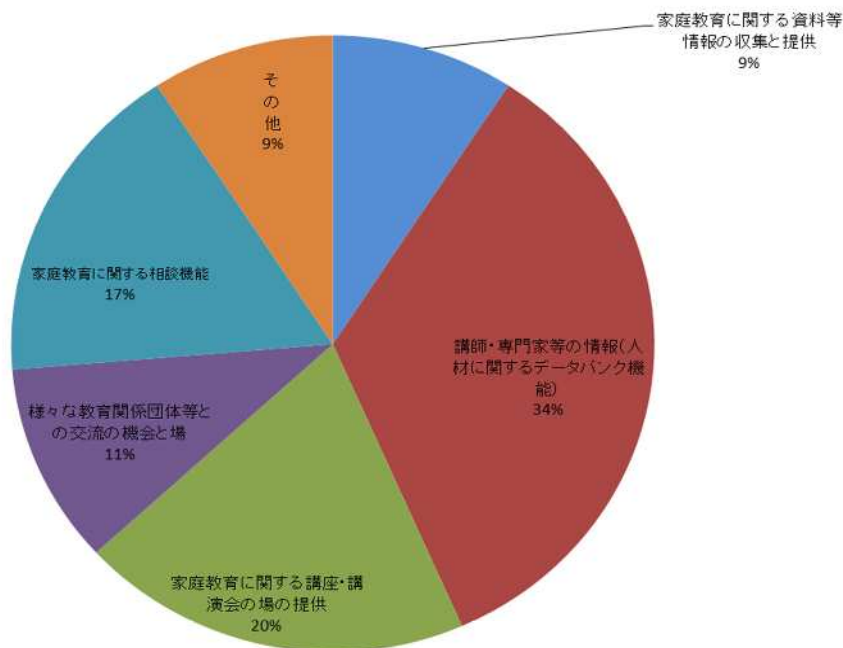
(複数回答可。3つまで)【n = 68】

7 6に対応した家庭教育学級のテーマ



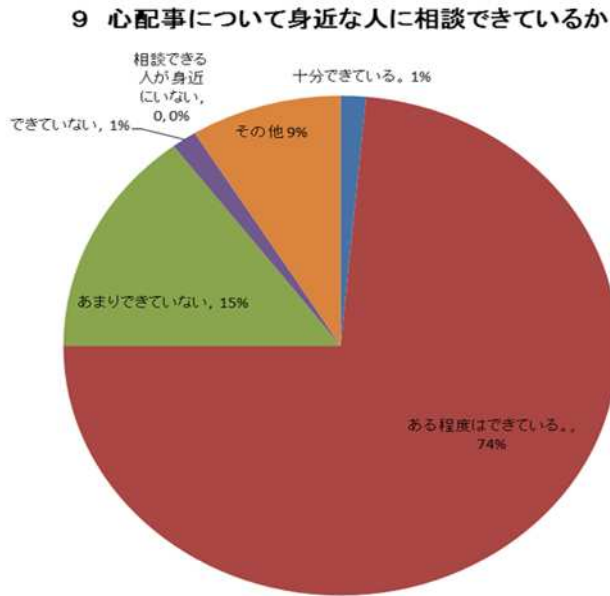
質問7で選んだテーマに取り組んでいく上で、新たな教育センターに必要と思う機能は、次のどれですか。ひとつ選んでください。【n = 68】

8 7に対応して新教育センターに必要な機能



<相談について>

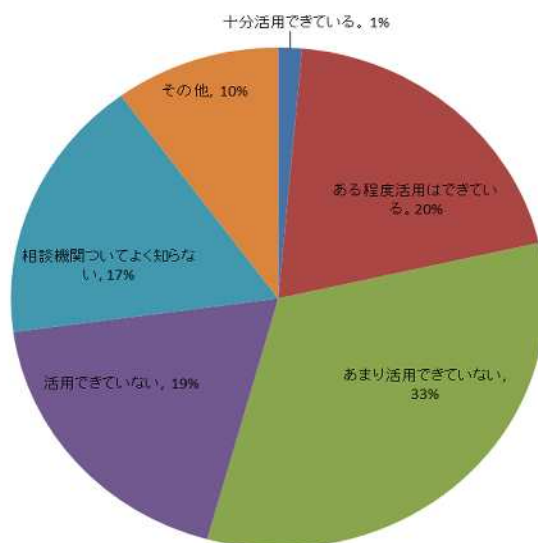
保護者の皆さんは、学校生活のこと、学習のこと、発達のこと、子育てのことなど様々な心配事などに対して、身近な人に相談ができていますか。【n = 68】



保護者の皆さんは、学校生活のこと、学習のこと、発達のこと、子育てのことなど様々な心配事などに対して、学校以外の相談機関等を活用できていると感じますか。

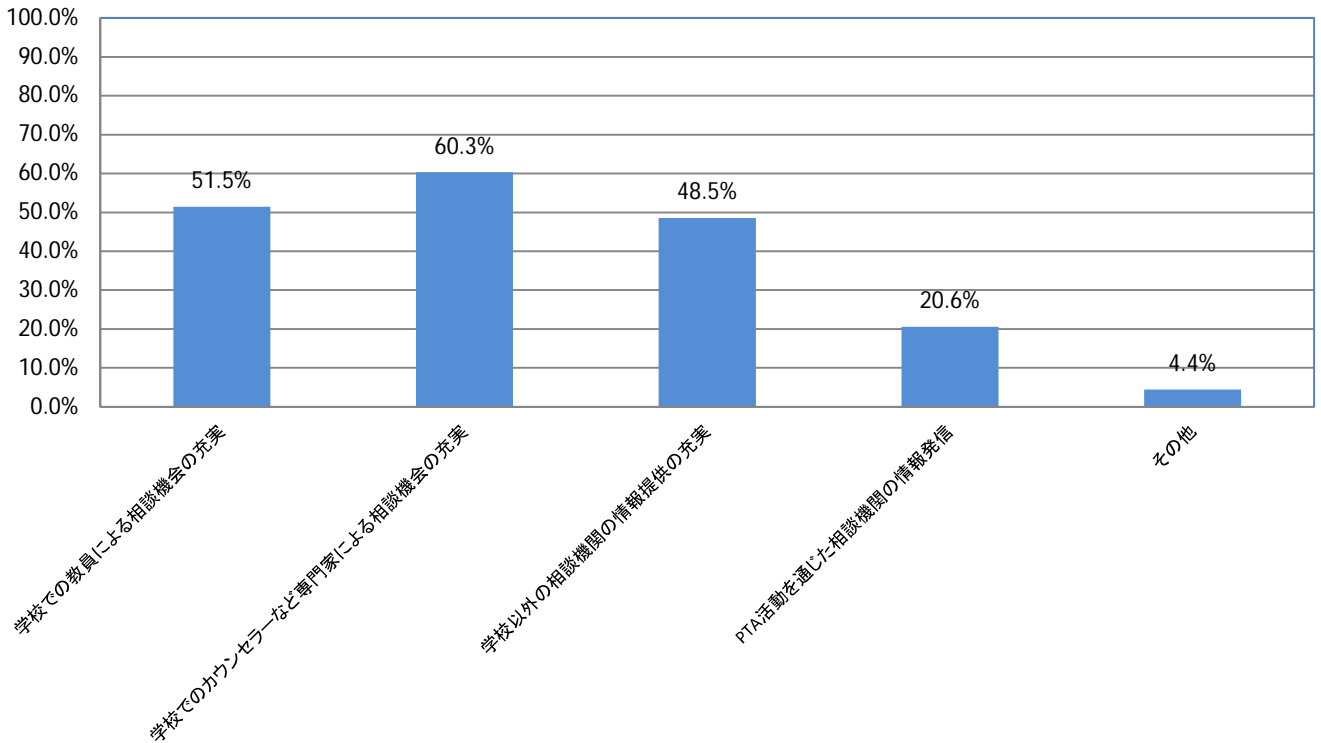
【n = 68】

10 心配事について学校以外の相談機関を活用できているか



保護者の方が、学校生活のこと、子どものことを気軽に相談できるようになるには、どのような取り組みが必要とされますか。(複数回答可。3つまで)【n = 68】

11 保護者が気軽に相談できるためにはどのような取り組みが必要か



<その他>

新たな教育センターが、子ども、保護者、教員・学校への支援し、学校教育を充実していく「学校教育のバックアップセンター」として機能していくために、どのような取り組みがあればよいと思いますか。(自由回答)

〔教員・学校への支援〕21件

- ・教員が、発達障害についてより知識と理解を深めて頂ける研修機関等を充実して欲しい。
- ・教員の負担を軽減し、児童と接する時間と質の向上を図って欲しい。
- ・多様性の尊重、多様な個性や能力を、より理解し、積極的に指導していくことができるように教員のレベルの向上をバックアップして欲しい。
- ・学校の先生が本来の目的である子どもとのかかわりをきちんともてる環境を作って欲しい。
- ・学校の様々な課題を解決するため授業や生活指導をサポートする専門的なスタッフの育成と配置を希望する。
- ・学校教育や教員をサポートできる人材のデータベースを整備すると同時に、人材コーディネーター専門の担当者を配置してもらいたい。
- ・教員のサポートのために専門性や経験のある方を教育センターから派遣して欲しい。

〔学校・地域等との連携・交流〕 12件

- ・教員が、発達障害についてより知識と理解を深めて頂ける研修機関等を充実して欲しい。
- ・PTA活動を通じたコミュニケーションなど学校と家庭の連携が大切と思うが、先生方に重くのしかかるような政策にならないようにして欲しい。
- ・学校とカウンセラー、療育などの関係性もしっかりして、横のつながりをもって欲しい。
- ・施設の地域開放や教育に関するイベント実施を通して、各種分野で活躍されている地域の人や学生と交流、情報交換をして、学校教育を充実して欲しいと思います。
- ・まちづくりセンターや地区センター、児童館など（学校を含め）を活用して横断的な区としての対応が望ましい。
- ・専門の講師等による勉強会の開催や地域人材や外部からの人材を学校と結びつけるための取り組み等を充実して欲しい。

〔相談機能〕 9件

- ・日ごろから教育センターと関わる機会を作ってもらい、相談や悩みがある際に連絡しやすい関係となる取り組みを期待する。
- ・子ども、保護者、教員が問い合わせしやすい窓口を設置することが、全ての解決につながると思う。
- ・学校でのトラブルがあった場合、教員・学校からの支援が受けられないと感じた保護者が相談できる場となるとよいと思います。

〔教育センターの周知・情報提供〕 14件

- ・教育センターの存在を知らない保護者も多いので、活動内容の学校を通しての告知、インターネットを介しての情報公開を図って欲しい。
- ・存在が広く知られるよう、認知度を上げるとともに、形骸化しないよう、内容の充実に努めて欲しい。
- ・学校、教員、家庭それぞれの悩み、ニーズ等をコンスタントに収集して整理した上で、情報提供をしてくれることを期待する。

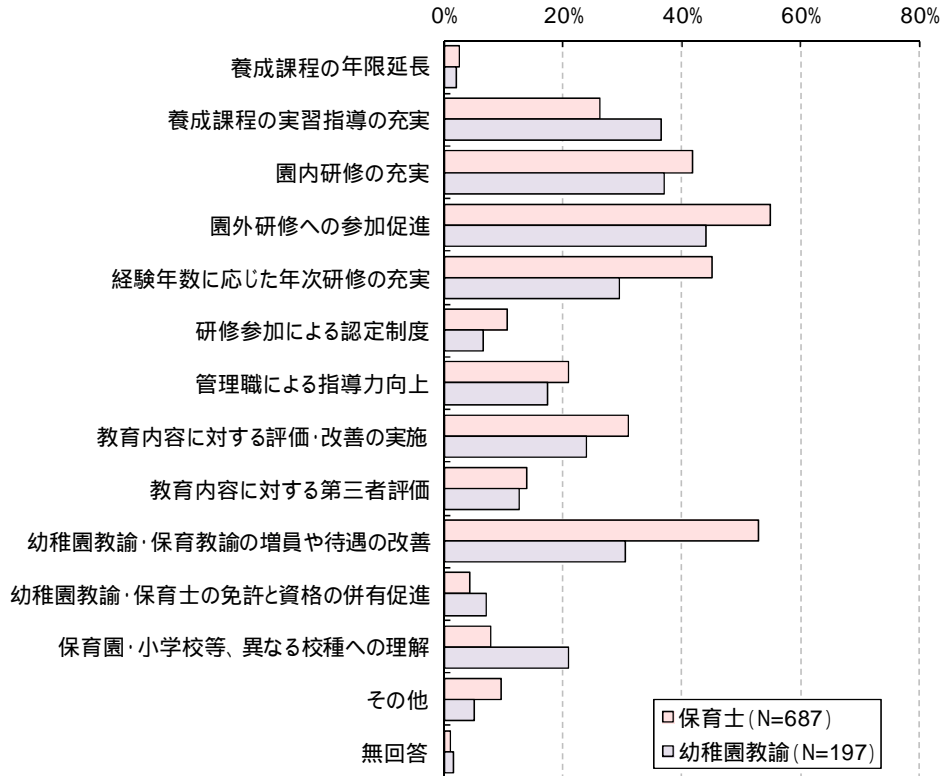
〔その他〕

- ・教育委員会と教育センターの業務の重複がないよう、役割分担をして欲しい。

14 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンのためのアンケート集計結果（抜粋）

(1) 保育・幼児教育の質の向上

図 保育士・幼稚園教諭が自身の資質向上のために必要と思うこと
 （保育士向け調査、幼稚園教諭向け調査より）



(2) 保幼連携・保幼小連携のあり方

図 保育園長・幼稚園長・小学校長が思う有効な保幼小連携のあり方
 (保育園長向け調査、幼稚園長向け調査、小学校長向け調査より)

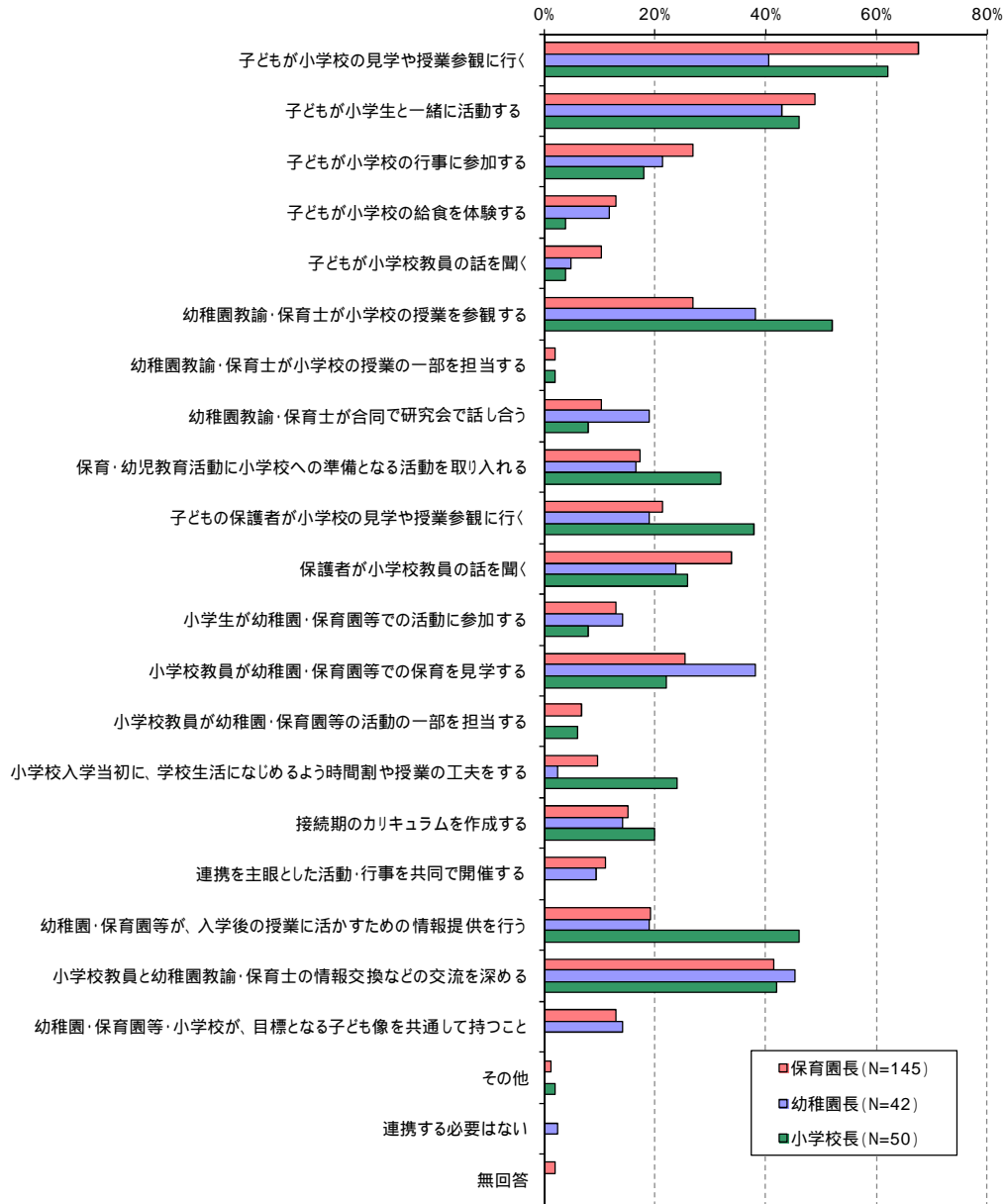
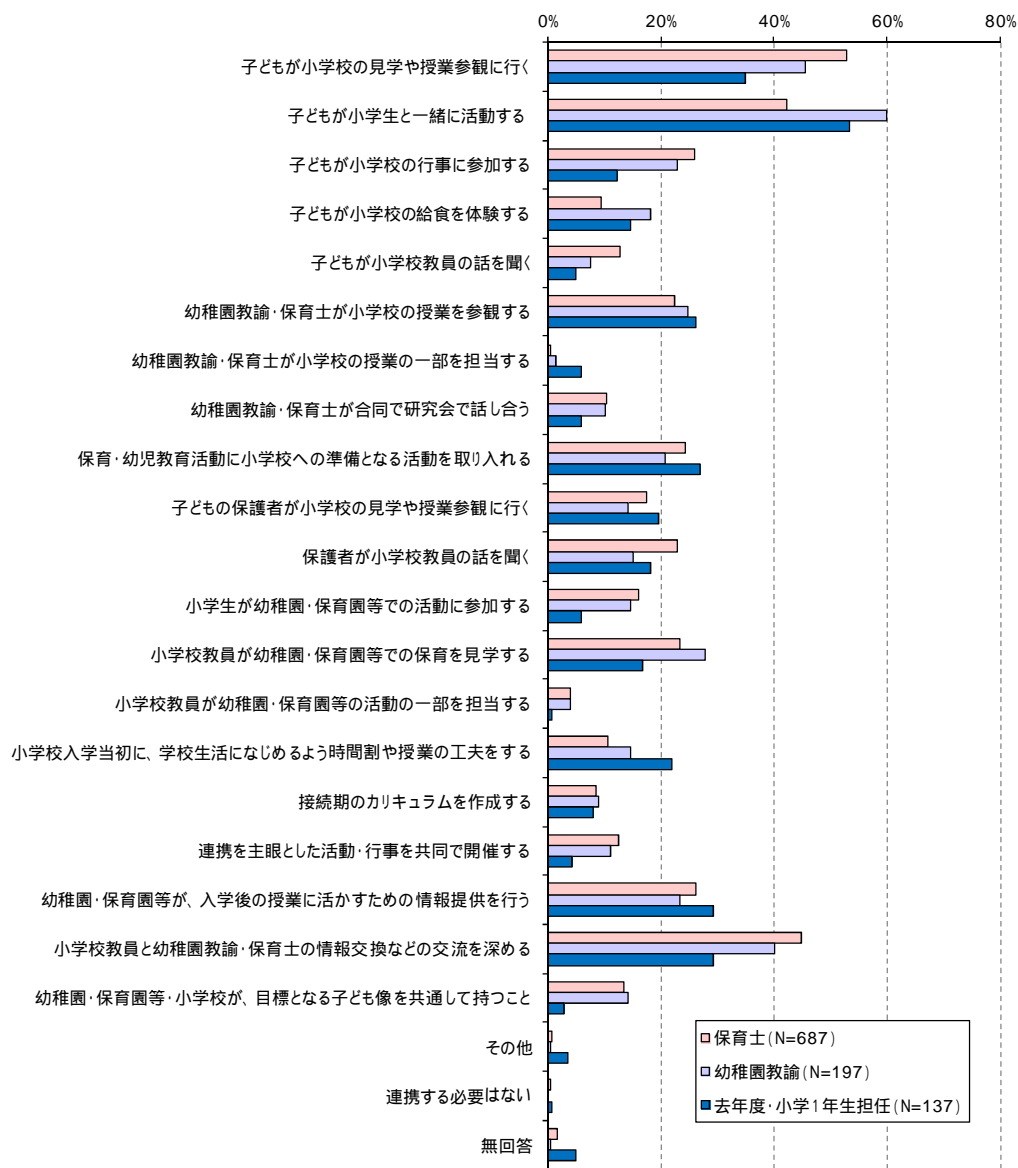


図 保育士・幼稚園教諭・小学校教諭が思う有効な保幼小連携のあり方
(保育士向け調査、幼稚園教諭向け調査、去年度・小学1年生担任向け調査より)



(3) 新教育センターに対する期待

図 保育士・幼稚園教諭が新教育センターにおける幼児教育センター機能に期待すること
(保育士向け調査、幼稚園教諭向け調査より)

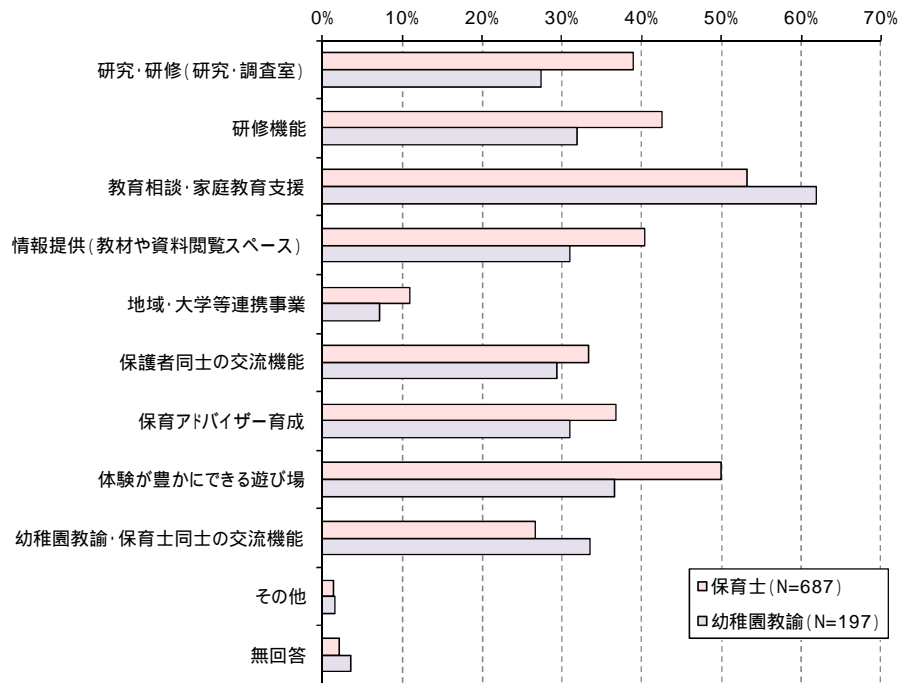
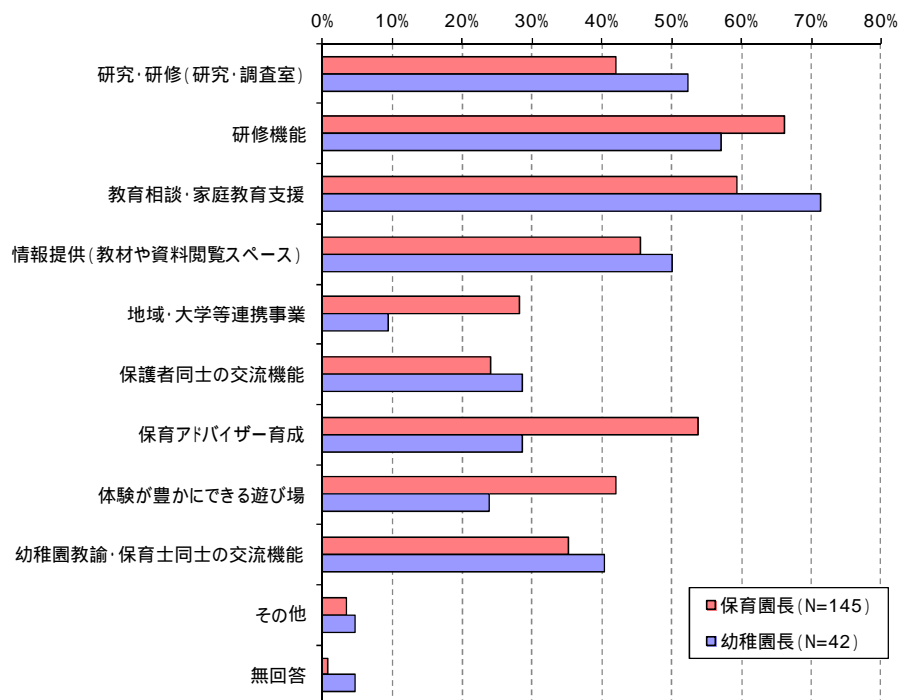


図 保育士・幼稚園教諭が新教育センターにおける幼児教育センター機能に期待すること
(保育士向け調査、幼稚園教諭向け調査より)



15 平成27年度世田谷教育推進会議（第2回）来場者アンケート結果

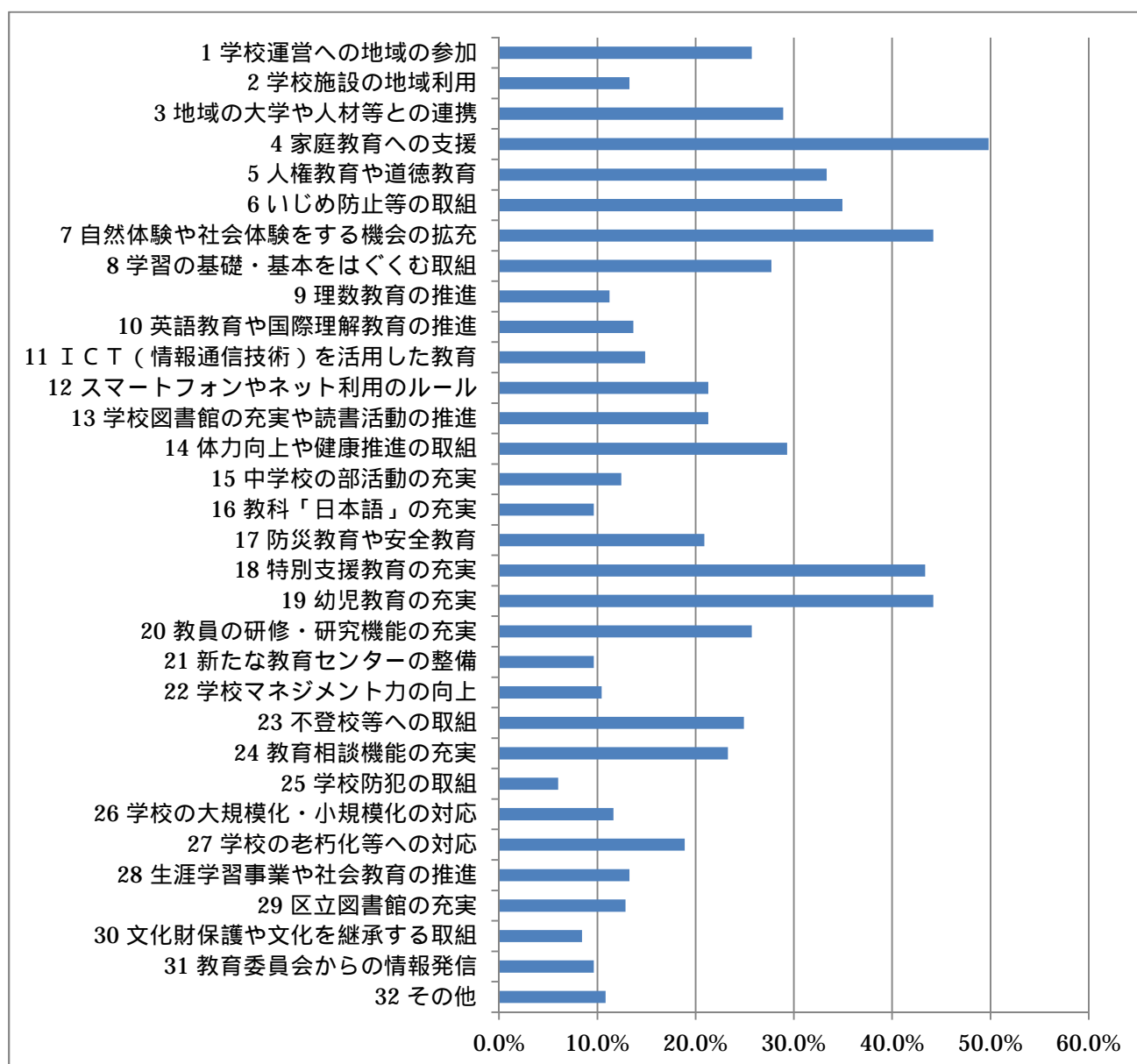
世田谷教育推進会議（第2回）の概要	
1 日時・会場	平成27年7月24日（金） 午前9時30分～11時30分 世田谷区民会館ホール
2 来場者	336人
3 プログラム	基調講演「豊かな人間性の育成」 白梅学園大学学長 汐見 稔幸 氏 シンポジウム「【点検・評価】教育課題を考える」 世田谷区教育委員会委員長 澁澤 寿一 大阪体育大学教育学部教授 工藤 文三 氏 国土館大学体育学部教授 北神 正行 氏 白梅学園大学学長 汐見 稔幸 氏

上記会議の来場者に対するアンケートの集計結果は、以下のとおり。

- ・ アンケート回収件数
回収件数は249件で、来場者336名のうち74.1%の回収率
- ・ 来場者の属性（複数回答あり）
「区民」の来場者が最も多く140件（39.7%）で、その内訳は「区内保護者」、「学校関係者（学校運営委員、学校関係者評価委員、学校協議会等）」、「その他」となっている。また、「区内教職員」が2番目に多く92件（26.1%）で、「区外」も34件（9.6%）あった。
- ・ アンケートの項目の1つで、第2次教育ビジョンや今日的な教育課題より、下記の32項目を挙げ、特に力を入れて取り組むべきとお考えのもの（いくつでも可）に回答していただいた結果は以下のとおり。
回答の最も多かったのは、「家庭教育への支援」の124件（49.8%）で、回答者の約半数が特に力を入れて取り組むべきと考えている。
続いて、「自然体験や社会体験をする機会の拡充」と「幼児教育の充実」が110件（44.2%）、「特別支援教育の充実」が108件（43.4%）、「いじめ防止等の取組」が87件（34.9%）、「人権教育や道徳教育」が83件（33.3%）となった。
項目ごとの結果は、以下のとおりである。

01	学校運営への地域の参加	64件（25.7%）
02	学校施設の地域利用	33件（13.3%）
03	地域の大学や人材等との連携	72件（28.9%）
04	家庭教育への支援	124件（49.8%）
05	人権教育や道徳教育	83件（33.3%）
06	いじめ防止等の取組	87件（34.9%）
07	自然体験や社会体験をする機会の拡充	110件（44.2%）
08	学習の基礎・基本をはぐくむ取組	69件（27.7%）
09	理数教育の推進	28件（11.2%）
10	英語教育や国際理解教育の推進	34件（13.7%）
11	ICT（情報通信技術）を活用した教育	37件（14.9%）
12	スマートフォンやネット利用のルール	53件（21.3%）
13	学校図書館の充実や読書活動の推進	53件（21.3%）
14	体力向上や健康推進の取組	73件（29.3%）
15	中学校の部活動の充実	31件（12.4%）

1 6	教科「日本語」の充実	2 4 件 (9 . 6 %)
1 7	防災教育や安全教育	5 2 件 (2 0 . 9 %)
1 8	特別支援教育の充実	1 0 8 件 (4 3 . 4 %)
1 9	幼児教育の充実	1 1 0 件 (4 4 . 2 %)
2 0	教員の研修・研究機能の充実	6 4 件 (2 5 . 7 %)
2 1	新たな教育センターの整備	2 4 件 (9 . 6 %)
2 2	学校マネジメント力の向上	2 6 件 (1 0 . 4 %)
2 3	不登校等への取組	6 2 件 (2 4 . 9 %)
2 4	教育相談機能の充実	5 8 件 (2 3 . 3 %)
2 5	学校防犯の取組	1 5 件 (6 . 0 %)
2 6	学校の大規模化・小規模化の対応	2 9 件 (1 1 . 6 %)
2 7	学校の老朽化等への対応	4 7 件 (1 8 . 9 %)
2 8	生涯学習事業や社会教育の推進	3 3 件 (1 3 . 3 %)
2 9	区立図書館の充実	3 2 件 (1 2 . 9 %)
3 0	文化財保護や文化を継承する取組	2 1 件 (8 . 4 %)
3 1	教育委員会からの情報発信	2 4 件 (9 . 6 %)
3 2	その他	2 7 件 (1 0 . 8 %)



16 平成27年度世田谷教育推進会議（第3回）の実施結果

1 概要

教育の今日的諸課題を学校・家庭・地域及び教育委員会が課題共有し協働して取り組む世田谷教育推進会議（第3回）について、「幼児教育の充実に向けて」「共に考える学校支援（新教育センター）」「特別支援教育の今後について」の3つをテーマに、ワークショップ形式で区民参加のもと実施した。

当日は、第1部にて、区長部局主催の世田谷区総合教育会議（第3回）を開催し、前回の7月に実施した教育推進会議の基調講演・シンポジウムを振り返り、幼児教育の重要性など、参加者と課題意識を共有した。

2 日時・会場

平成27年10月17日（土）午後2時00分～5時00分

世田谷区民会館

（第1部の世田谷区総合教育会議（第3回）は午後1時00分～1時45分）

3 参加者 104名

【内訳】 ワークショップ参加者 49名（公募区民 35名、オブザーバー（PTA、小・中学校長、幼稚園長、学校運営委員）14名）・傍聴者 16名 関係者 39名

4 ワークショップでの発表のまとめ

それぞれのテーマにつき2グループ（全体で6グループ）をつくり、各グループで1～2つの取り組みを話しあい、発表した。

（1）幼児教育の充実に向けて

「地域の中で人とかわかり、子どもも、親も成長する」

- ・ 区立幼稚園の特徴は、周辺地域の子どもが家庭環境に関わらず集まることができること。色々な人が集まることで、子ども達が多様性を学び取る環境が生まれると思う。
- ・ 一人の子どもに対し、地域の色々な人が関われる環境づくりが理想的。親だけでの子育てには限界があるので、責任を押し付けず、大変さを共有し、皆で子育てをサポートできる環境を作っていくべき。
- ・ 保護者のほか、学校、地域に呼びかけをして、子どもの成長を地域全体で見守ること。人のために役立つ体験をさせ、成功体験を結果だけではなくプロセスも含めてほめることが重要。
- ・ 子どもが地域の人々と顔見知りになって安心するため、地域のお祭りやイベントに参加する事が良いのでは。地域のイベント、祭りの情報を、区からたくさん発信してほしい。

(2) 共に考える学校支援（新教育センター）

「学校(教員)」や「学習」を強力にバックアップする新教育センターになってほしい」

- ・ 先生には、「事務的な多忙さ」「親対応等の多忙さ」「教育本来の授業準備等の多忙さ」があり、それぞれの多忙さを解消することが新教育センターの役割として求められている。
- ・ エキスパートを養成し、学校へ派遣するなど、教育内容の援助も新教育センターにやってもらいたい。
- ・ 学校は「地域の核」であり、「地域を支えるのは学校支援だ」という点から学校支援をマクロに捉え、福祉行政と教育行政の一体化や横断化が必要である。
- ・ プロジェクトチームを作り、常勤のコーディネーターを教育センターにおいてほしい。そのためには予算も専門家も必要である。

(3) 特別支援教育の今後について

「障害に対する相互理解を深め、みんなで協力して取り組む」

- ・ 来年度からの特別支援教室の制度変更に不安があるので、保護者が中心となり、区、都、国に依頼し人員の加配を進める。先生と保護者、お互いの情報交換も今より活発に行いたい。
- ・ 障害のある子もない子も同じ教室で共に学ぶことは、これからの社会を生きていくうえで、色々な人がいて多様性があることを、小さいころから感じられる。そのためには相互理解が必要で、保護者中心でやっていけたらいい。
- ・ 通常学級における支援が必要な児童・生徒の理解について、興味がある人は限られてくるので、なるべく幅広く情報発信し、多くの方に知っていただき、その中から協力者になってもらう。
- ・ 必要不可欠なのはまず理解をしてもらうこと。学校の先生や保護者の方、地域の学校運営委員会の方たちで、協力者を探し、理解を深めていき協力者を増やしていく。

(参考) ワークショップの様子



17 平成28年度世田谷教育推進会議（第2回）の来場者アンケート結果

世田谷教育推進会議（第2回）の概要	
1 日時・会場	平成28年7月22日（金） 午後1時00分～2時40分 世田谷区民会館ホール
2 来場者	216人
3 プログラム	基調講演「新しい時代に必要となる資質・能力を育てるために」 文部科学省大臣官房審議官(高大接続及び初等中等教育局担当) 浅田 和伸氏 シンポジウム「点検・評価の重点項目に着眼した教育課題」 世田谷区教育委員会委員長 澁澤 寿一 大阪体育大学教育学部教授 工藤 文三氏 流通経済大学社会学部教授 小松 郁夫氏 文部科学省大臣官房審議官(高大接続及び初等中等教育局担当) 浅田 和伸氏

上記会議の来場者に対するアンケートの集計結果は、以下のとおり。

アンケート回収件数

回収件数は143件で、来場者216名のうち66.2%の回収率

来場者の属性（複数回答あり）

「区内教職員」の来場者が最も多く64件（28.2%）で、「区外」が2番目に多く46件（20.3%）で、「区民」は43件（18.9%）あった。

アンケートの項目の1つで、第2次教育ビジョンや今日的な教育課題より、下記の32項目を挙げ、特に力を入れて取り組むべきとお考えのもの（いくつでも可）に回答していただいた結果は以下のとおり。

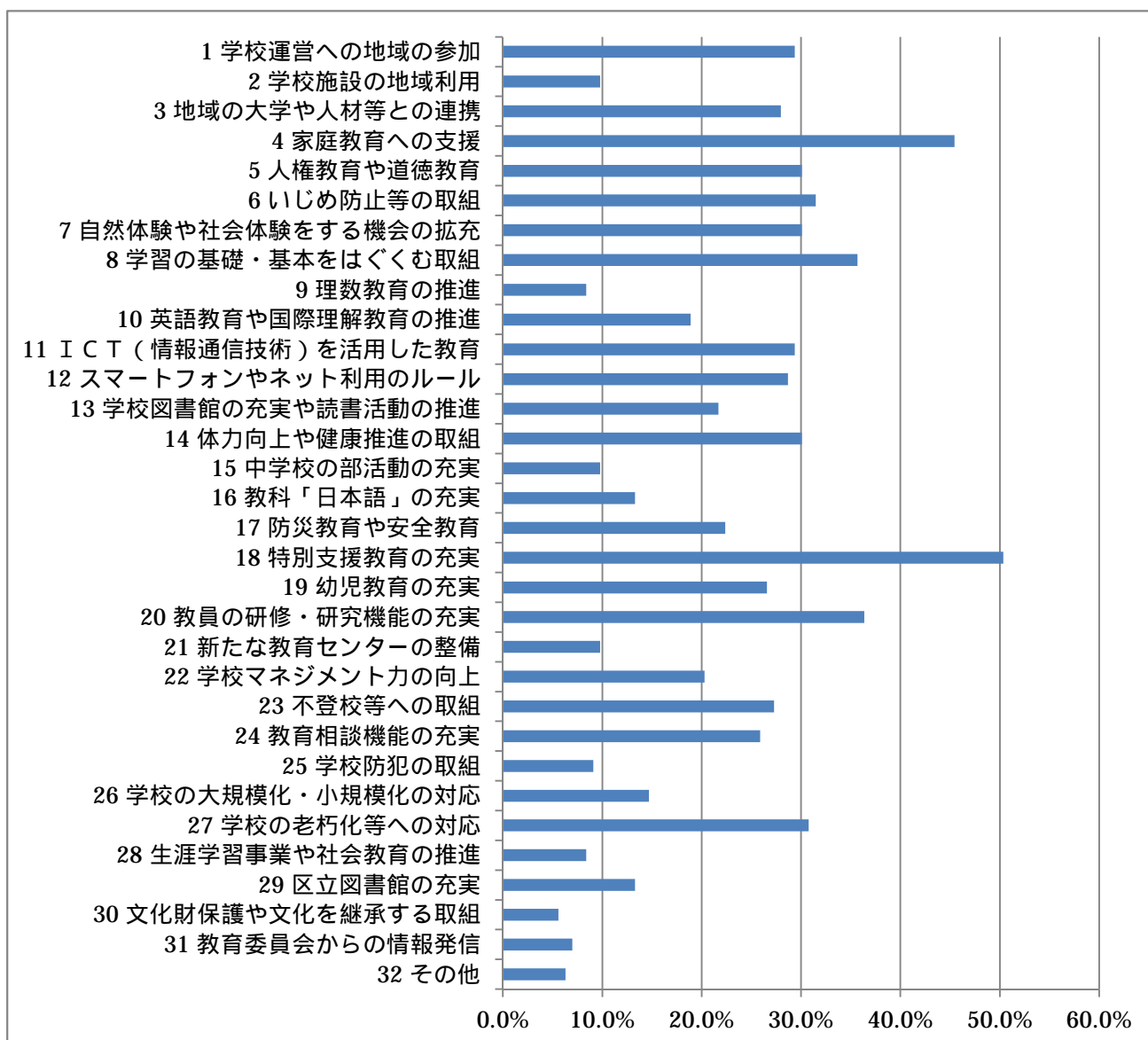
回答の最も多かったのは、「特別支援教育の充実」の72件（50.3%）で、回答者の約半数が特に力を入れて取り組むべきと考えている。

続いて、「家庭教育への支援」が65件（45.5%）、「教職員の研修・研究機能の充実」が52件（36.4%）、「学習の基礎・基本をはぐくむ取組」が51件（35.7%）、「いじめ防止等の取組」が45件（31.5%）となった。

項目ごとの結果は、以下のとおりである。

01	学校運営への地域の参加	42件（29.4%）
02	学校施設の地域利用	14件（9.8%）
03	地域の大学や人材等との連携	40件（28.0%）
04	家庭教育への支援	65件（45.5%）
05	人権教育や道徳教育	43件（30.1%）
06	いじめ防止等の取組	45件（31.5%）
07	自然体験や社会体験をする機会の拡充	43件（30.1%）
08	学習の基礎・基本をはぐくむ取組	51件（35.7%）
09	理数教育の推進	12件（8.4%）
10	英語教育や国際理解教育の推進	27件（18.9%）
11	ICT（情報通信技術）を活用した教育	42件（29.4%）
12	スマートフォンやネット利用のルール	41件（28.7%）
13	学校図書館の充実や読書活動の推進	31件（21.7%）
14	体力向上や健康推進の取組	43件（30.1%）

15	中学校の部活動の充実	14件 (9.8%)
16	教科「日本語」の充実	19件 (13.3%)
17	防災教育や安全教育	32件 (22.4%)
18	特別支援教育の充実	72件 (50.3%)
19	幼児教育の充実	38件 (26.6%)
20	教員の研修・研究機能の充実	52件 (36.4%)
21	新たな教育センターの整備	14件 (9.8%)
22	学校マネジメント力の向上	29件 (20.3%)
23	不登校等への取組	39件 (27.3%)
24	教育相談機能の充実	37件 (25.9%)
25	学校防犯の取組	13件 (9.1%)
26	学校の大規模化・小規模化の対応	21件 (14.7%)
27	学校の老朽化等への対応	44件 (30.8%)
28	生涯学習事業や社会教育の推進	12件 (8.4%)
29	区立図書館の充実	19件 (13.3%)
30	文化財保護や文化を継承する取組	8件 (5.6%)
31	教育委員会からの情報発信	10件 (7.0%)
32	その他	9件 (6.3%)



18 平成28年度世田谷教育推進会議（第3回）の実施結果

1. 概要

教育の今日的諸課題を学校・家庭・地域及び教育委員会が課題共有し協働して取り組む世田谷教育推進会議（第3回）について、「特別支援教育の充実」「家庭の教育力向上に向けた支援」の2つをテーマに、ワークショップ形式で区民参加のもと実施した。当日は、第1部にて、区長部局主催の世田谷区総合教育会議（第2回）を開催し、今回テーマの2つの課題について区長と教育委員がディスカッションし、参加者と課題意識を共有した。

2. 日時・会場

平成28年10月22日（土）午後2時10分～4時30分

世田谷区役所第3庁舎3階ブライツホール

（第1部の世田谷区総合教育会議（第2回）は午後1時00分～2時00分）

3. 参加者 69名

【内訳】

- ・ワークショップ参加者 24名
（公募区民 16名、オブザーバー（PTA、小・中学校長、幼稚園長、学校運営委員） 8名）
- ・傍聴者 3名
- ・関係者 42名

4. ワークショップでの発表のまとめ

それぞれのテーマにつき2グループ（全体で4グループ）をつくり、各グループで2つの取り組みを話しあい、発表した。

（4）特別支援教育の充実

- 「特別支援教育の理解を広げる」、「子どもの学びのノウハウを先生どうして共有する」、「医療と学校との関わり」、「将来をみすえた子どもたちへの支援」について提案された。
- ・家庭教育学級のテーマのひとつとして、特別支援教育を取り上げると、保護者の理解が進むと考える。
- ・特別支援教育の支援計画について、よりオープンに情報共有できるとよい。情報連絡会の場を設定し、情報の共有を図ってはどうか。
- ・外部の力を取り込んで課題解決に繋げてはどうか。特別支援についての医療知識を持っている人を校医に置き、学校と結びつけて課題解決に繋がれるとよい。
- ・自己肯定感を伸ばすことができるよう、小中学校の時期に、就労体験や生活そのものに対する支援が必要である。

（5）家庭の教育力向上に向けた支援

- 「親子が生きる力を家庭で育む」、「イベント・避難所運営訓練で生きる力を育む」

「大人のゆとりが子育てを豊かにする 親が集まれる場を作る、読み聞かせからはじめる 幼児教育」について提案された。

- ・子どもにとっては、親から褒められる効果は大きい。日頃から親子が話し合う時間をもち、子どもに「ありがとう」「愛してる」等と伝えると響く。
- ・地域のイベントをまちづくりセンターはじめ、区が積極的に仕掛けてほしい。色々な家族が参加すれば、自分の家族以外の様子が見えてくる。
- ・親として、どういった子育てをしたいのか、価値観を持つことができるように、区が親支援プロジェクトを作り、負担にならない程度で、親、若者、高齢者を含めた話し合いの場がほしい。
- ・親が子どもの話を聞く機会を持つ「読み聞かせ」を支援する。家庭での実施に留まらず図書館、駅前、コンコースでも読み聞かせの機会があると買い物帰りに立ち寄れてよいと思う。

5. ワークショップの結果について

11月7日に開催の世田谷教育推進会議（第4回）で、会議を構成する校長会長、PTA会長、学校運営委員、社会教育委員、青少年委員へ報告し、学校、家庭、地域の立場で各現場での取り組みの参考とするほか、教育委員会では、今後策定を予定している、第2次教育ビジョンの次期行動計画をはじめ、その他関連計画及び各施策の取り組みの検討材料としていく。

（参考）ワークショップの様子



19 無作為抽出型「世田谷区の教育に係る区民ワークショップ」の実施結果

1 趣 旨

幅広い世代の区民意見などを世田谷区の学校教育の振興や新教育センターの構想の策定等に活かすため、世田谷区の教育について、無作為抽出型の区民ワークショップを実施する。

2 開催日時

平成27年11月14日(土)午後1時～5時

3 会 場

世田谷区役所第三庁舎3階 ブライトホール

4 テーマ

世田谷区の教育について、様々な世代で以下のようなテーマで話し合う。

- (1)「私たちはこんな教育を受けてきた(残したいものや引き継ぎたいもの)」
- (2)「学校で学べること、学べないこと(学校の役割)と地域の支援」
- (3)「世田谷区の教育で大切にしたいこと」

5 参加者

- (1)選出方法 世田谷区に住民票がある15歳以上の区民の中から、無作為に抽出した1,500名に参加の「ご案内」を送付し、参加希望者を募った。

- (2)参加者数 21名

【内訳】

年 齢	男 性	女 性	合 計
10代		1	1
20代		1	1
30代	5	0	5
40代	2	2	4
50代	2	2	4
60代		1	1
70代	2	3	5
合 計	11	10	21

6 運営方法

各グループにファシリテーターを配置したワークショップ方式とワールドカフェ方式の併用とする。参加予定者数や会場等の状況から、1グループ4～5名の5グループをつくり、4ラウンドを行った。テーマ(1)(2)(3)に沿って、第1～3ラウンドを行い、第1ラウンド終了後、第2ラウンドでグループ替え、第3ラウンドで第1ラウンドの席に戻って議論。第4ラウンドは各グループの意見表明等の場とした。

7 当日の主な意見

(1) 第1ラウンド テーマ「私たちはこんな教育を受けてきた」

- ・昔は「道徳やしつけ」の話がキライだったが、大人になって思うと大切なことを習っていたのだと思う。
- ・中学校の先生が進学についてすごく良く相談に乗ってくれた。
- ・中学校3年生の時、就職する友、芸人になる友、工業高校へ行く友、商業科へ入る友、いろいろな進路があることを実感した。人生様々、でも中学で決まる人生を実感。
- ・先生の存在が大きかった。自分のいろいろな力を引き出してくれた。授業終了後も教科書よりも進んだ算数の内容を教える時間を作ってクラスの子どもたちに教えてくれた。
- ・地域の囲碁教室の先生の存在が大きかった。幼稚園から高校まで成長を見てくれて、「人生いろいろな選択がある」とアドバイスしてくれた。

(2) 第2ラウンド テーマ「学校で学べること学べないこと」

- ・大人のお父さんのスキル（職業）を伝えられないか。
- ・親が自分の子どものことしか考えていない。
- ・クラブ活動、朗読、作文授業など、地域でも手伝える人材がいる。先生以外の第三者が入って学校を支援できないか。
- ・先生は忙し過ぎるので、役割分担が必要。生徒と先生という関係以外に、先生にも相談に乗ってもらうことのできる関係が必要。
- ・専門家を含め、地域のいろいろな職業の人と子どもを関わらせることは大事。生きる術や経験はその方たちからも学ぶ。中学校の職場体験もいい経験だと思う。

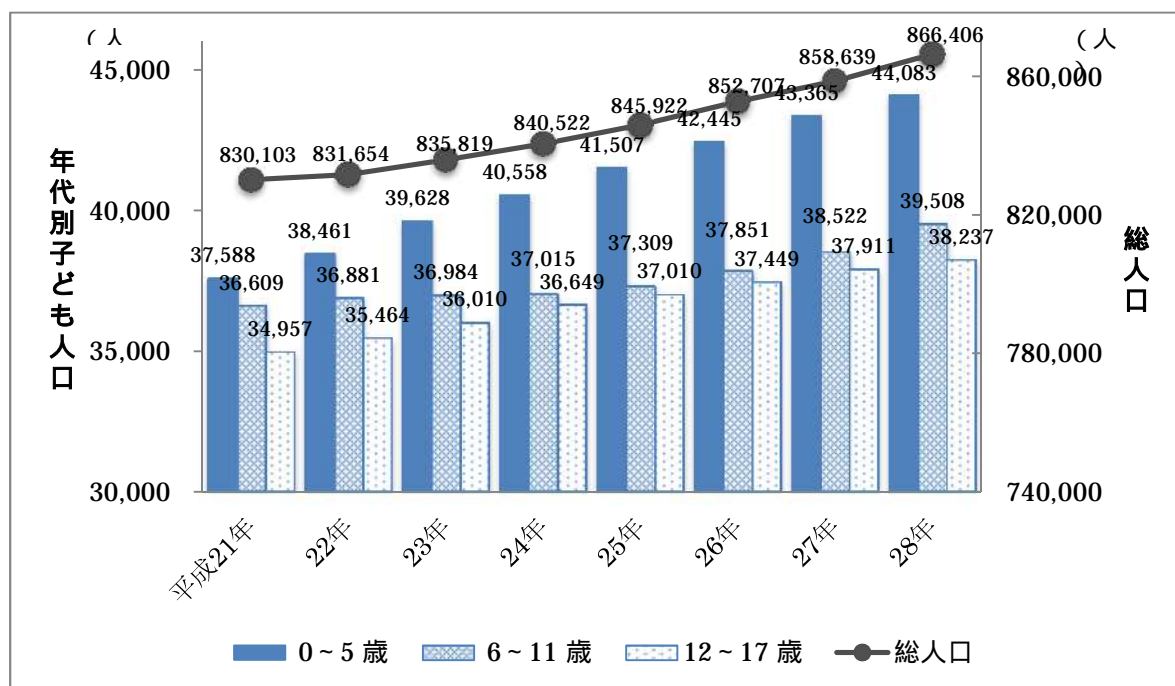
(3) 第3ラウンド テーマ「世田谷の教育で大切にしたいこと」

- ・相手に伝わるように、自分の言葉で正直に話すことが一番。
- ・地域や大学と連携して準先生を作ってはどうか。
- ・地域の大人が子どもの力を引き出す。先生ができることは限られている。
- ・現在、学校で行われている授業は一方方向性が強い。いま、ここで行っているようなワークショップ型の授業を取り入れるべき。
- ・新教育センターは先生の研修の場としてだけではなく、負担軽減の場として機能してほしい。

8 当日の風景



20 世田谷区の乳幼児、少年人口と総人口の推移



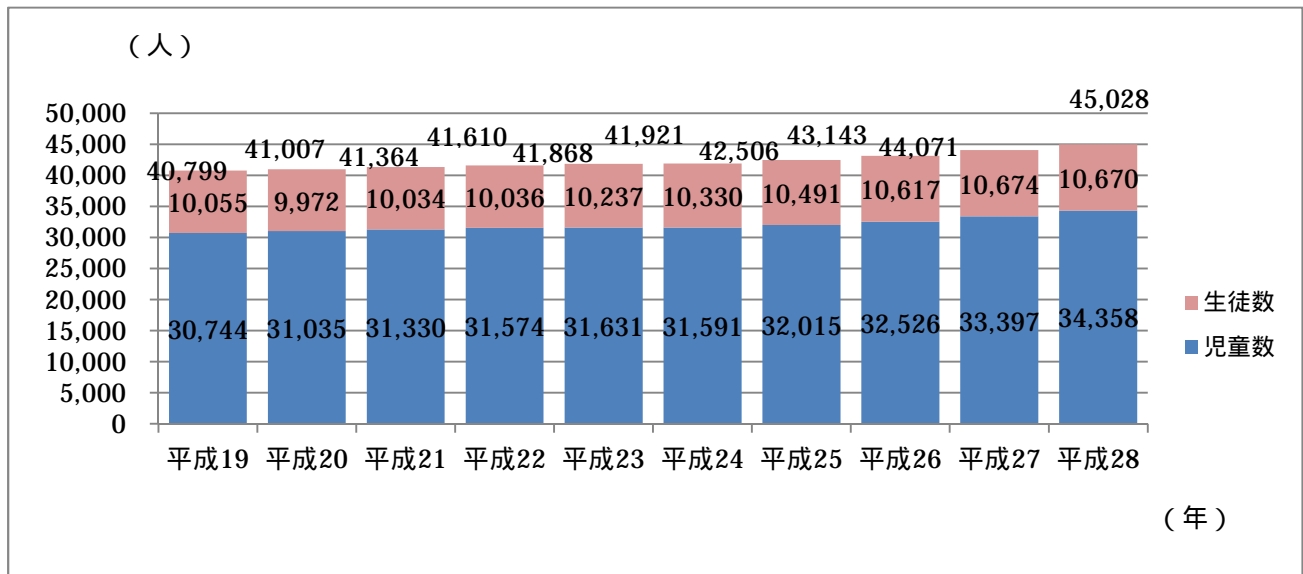
	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
0～5歳	37,588	38,461	39,628	40,558	41,507	42,445	43,365	44,083
6～11歳	36,609	36,881	36,984	37,015	37,309	37,851	38,522	39,508
12～17歳	34,957	35,464	36,010	36,649	37,010	37,449	37,911	38,237
総人口	830,103	831,654	835,819	840,522	845,922	852,707	858,639	866,406

21 年齢別乳幼児の養育状況

単位：人 平成28年4月1日
()内は平成27年4月1日

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育施設	1,447 (1,337)	2,906 (2,605)	3,073 (2,783)	2,673 (2,450)	2,554 (2,293)	2,390 (2,153)	15,043 (13,621)
	18.7% (17.1%)	37.5% (35.0%)	41.3% (38.6%)	37.6% (34.4%)	35.7% (32.4%)	33.4% (30.9%)	34.0% (31.2%)
幼稚園等	0 (0)	0 (0)	10 (6)	3,462 (3,411)	4,113 (4,201)	4,306 (4,291)	11,891 (11,909)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)	48.7% (47.9%)	57.6% (59.3%)	60.3% (61.5%)	26.8% (27.3%)
家庭・その他	6,272 (6,497)	4,845 (4,845)	4,359 (4,411)	975 (1,261)	479 (588)	449 (530)	17,379 (18,132)
	81.3% (82.9%)	62.5% (65.0%)	58.6% (61.3%)	13.7% (17.7%)	6.7% (8.3%)	6.3% (7.6%)	39.2% (41.5%)
乳幼児人口	7,719 (7,834)	7,751 (7,450)	7,442 (7,200)	7,110 (7,122)	7,146 (7,082)	7,145 (6,974)	44,313 (43,662)

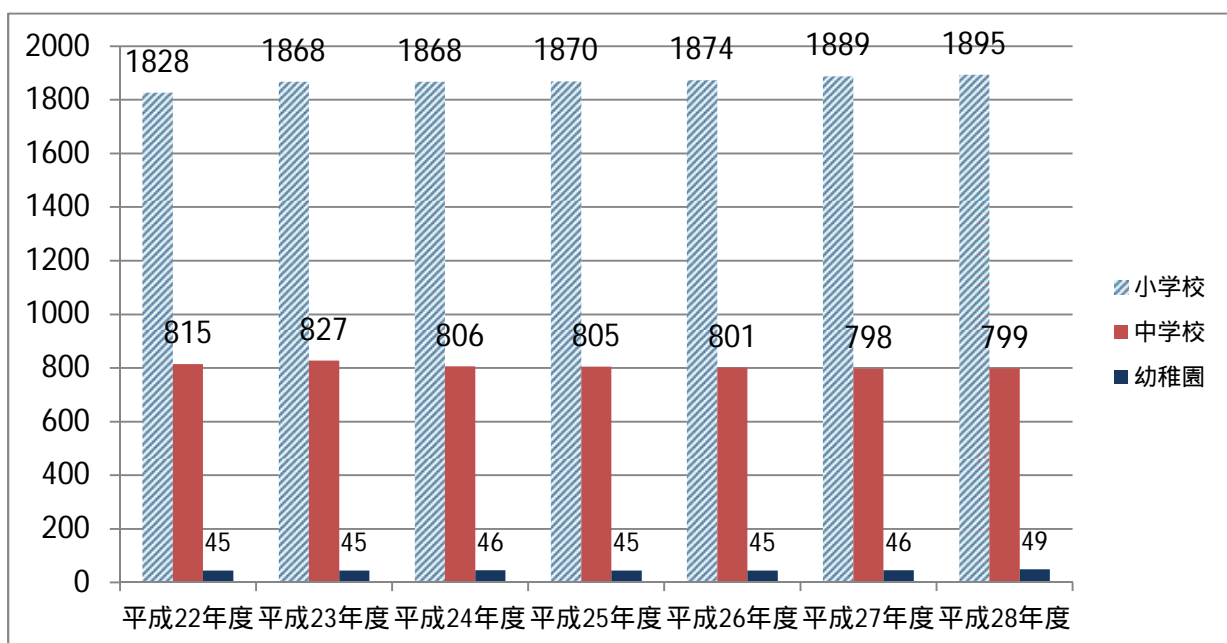
22 区立小学校児童数・中学校生徒数の推移



年 度		平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
小学校	児童数	30,744	31,035	31,330	31,574	31,631	31,591	32,015	32,526	33,397	34,358
	学級数	1,007	1,027	1,042	1,052	1,063	1,084	1,101	1,127	1,156	1,123
	校 数	64	64	64	64	64	64	64	64	64	63
中学校	生徒数	10,055	9,972	10,034	10,036	10,237	10,330	10,491	10,617	10,674	10,670
	学級数	320	320	325	333	337	332	343	342	350	351
	校 数	31	31	31	31	30	29	29	29	29	29

23 区立学校の学校関係職員数の推移

(1) 学校関係教職員数の推移



(2) 学校関係教職員数

単位：人 平成28年5月1日現在

	都 職 員											区 職 員							合 計		
	校 長	副 校 長	主幹教諭		指 導 教 諭	主任教諭		教 員			事 務	栄養職員	園 長	副 園 長	主任教諭	教 諭	栄 養 士	事 務		学 校 主 事	警 備
			教 諭	養 護 教 諭		教 諭	養 護 教 諭	教 諭	養 護 教 諭	栄 養 教 諭											
小学校	63	65	116	6	6	634	39	707	25	1	63	28						16	126		1,895
			(5)			(70)		(58)													(133)
中学校 《施設 課含》	29	30	79	1	3	198	21	321	7	1	29	11						17	36	16	799
			(2)			(24)		(30)													(56)
幼稚園													1	9	13	25	1				49
合 計	92	95	195	7	9	832	60	1,028	32	2	92	39	1	9	13	25	1	33	162	16	2,733
			(7)			(94)		(88)													(189)

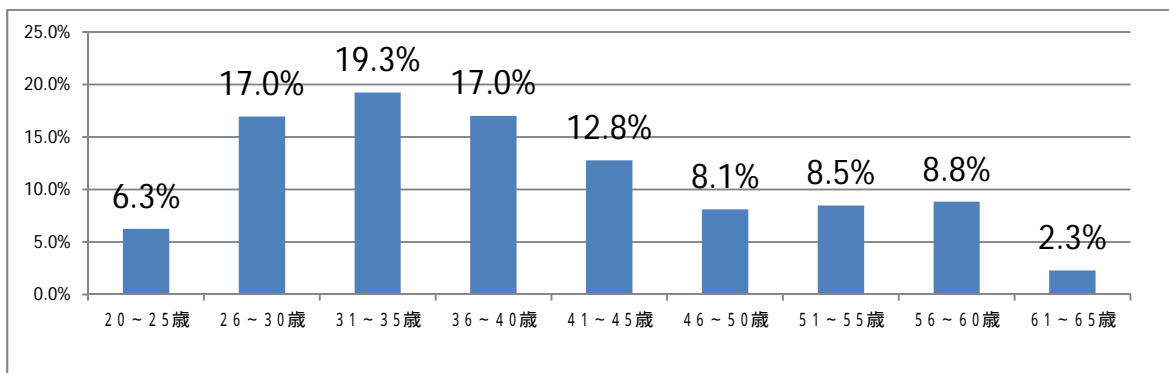
()は特別支援学級担当の再掲

都職員は再任用を含む

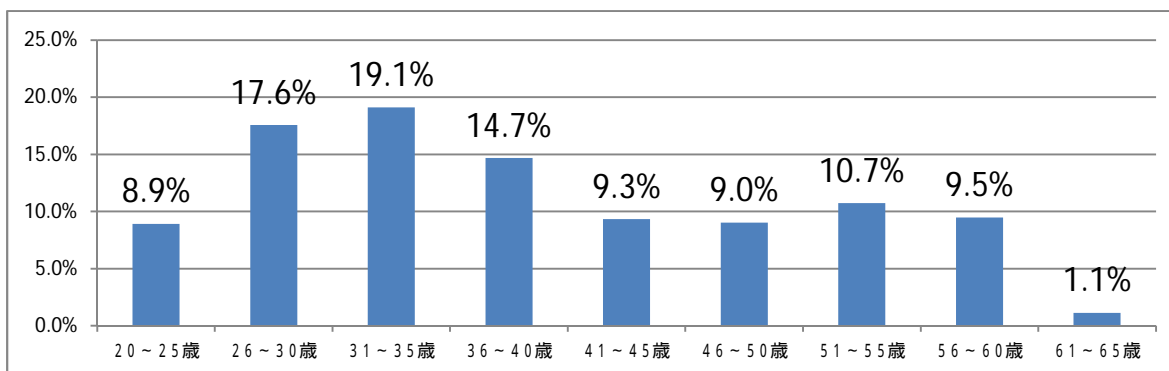
区職員は再任用(フルタイム勤務)を含む

24 公立小・中学校教員年代別構成割合

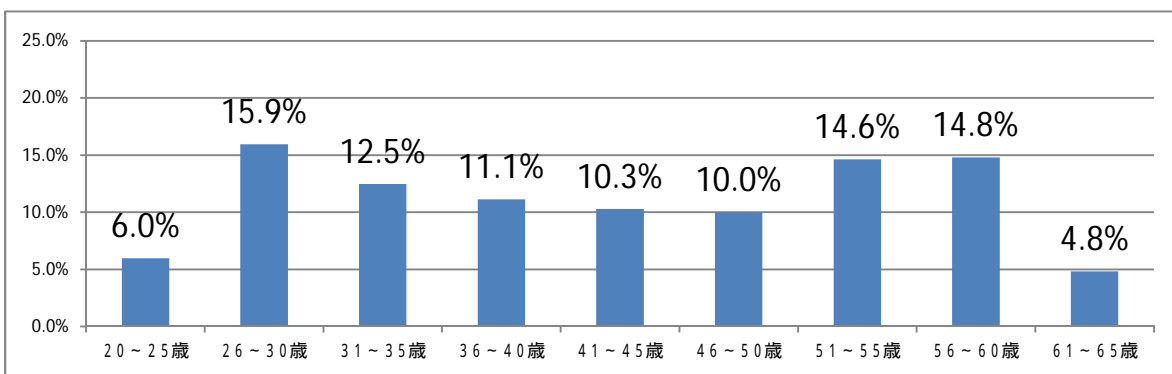
(1) 区立小学校の教員年代別構成



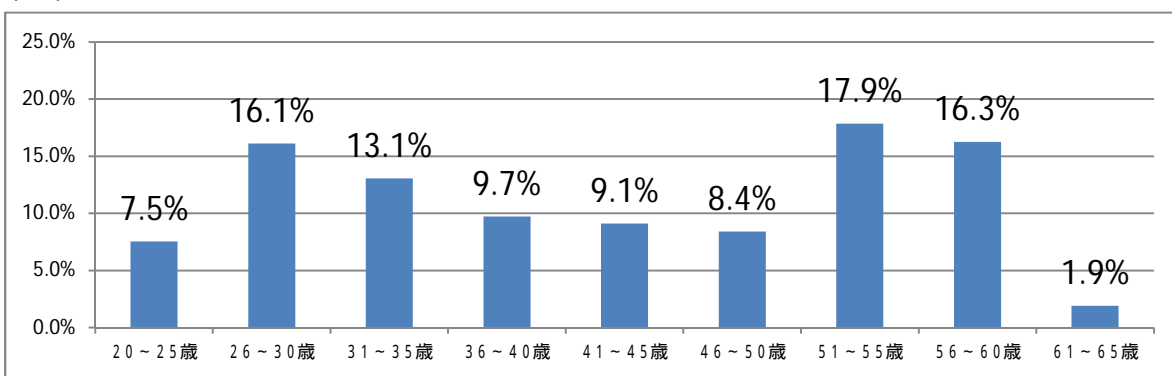
(2) 東京都公立小学校の教員年代別構成



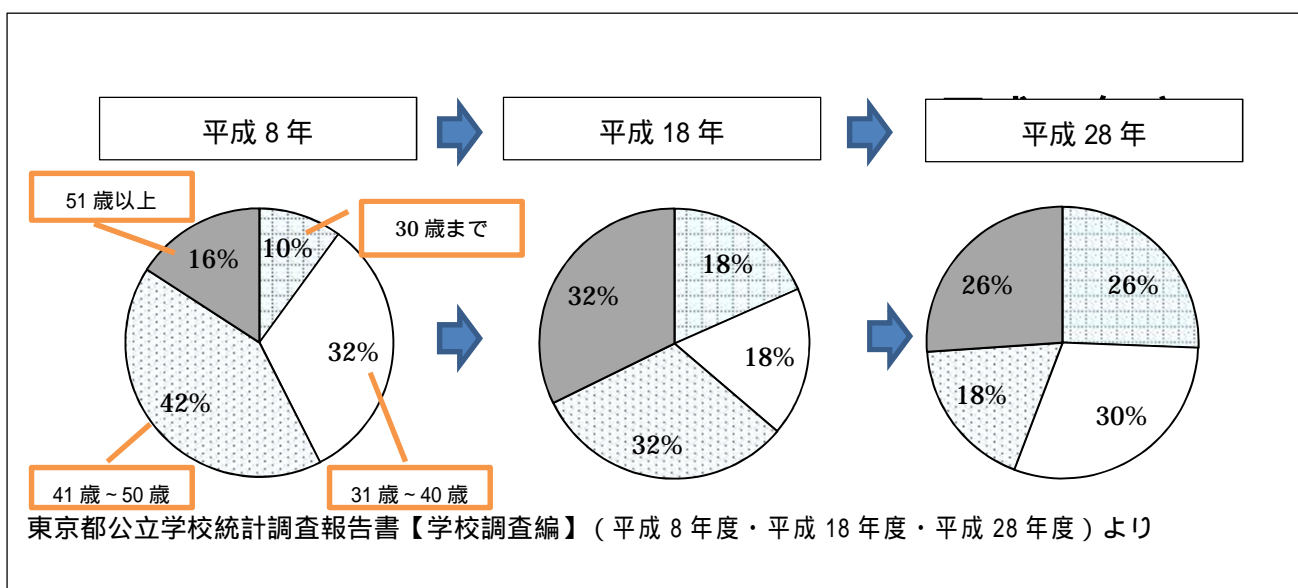
(3) 区立中学校の教員年代別構成



(4) 東京都公立中学校の教員年代別構成

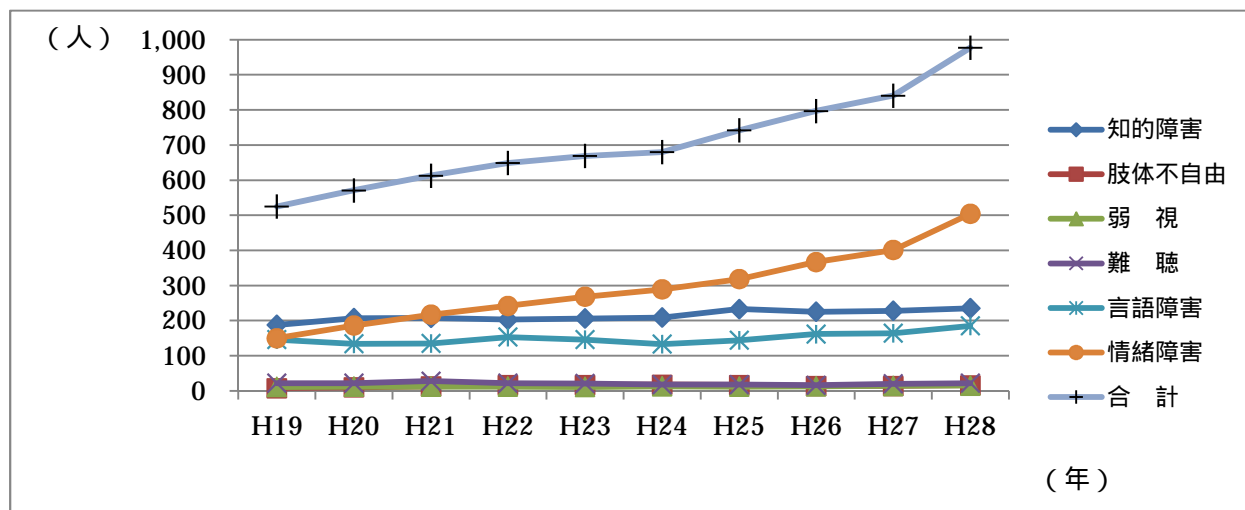


25 東京都における小・中学校教員の年齢構成変遷



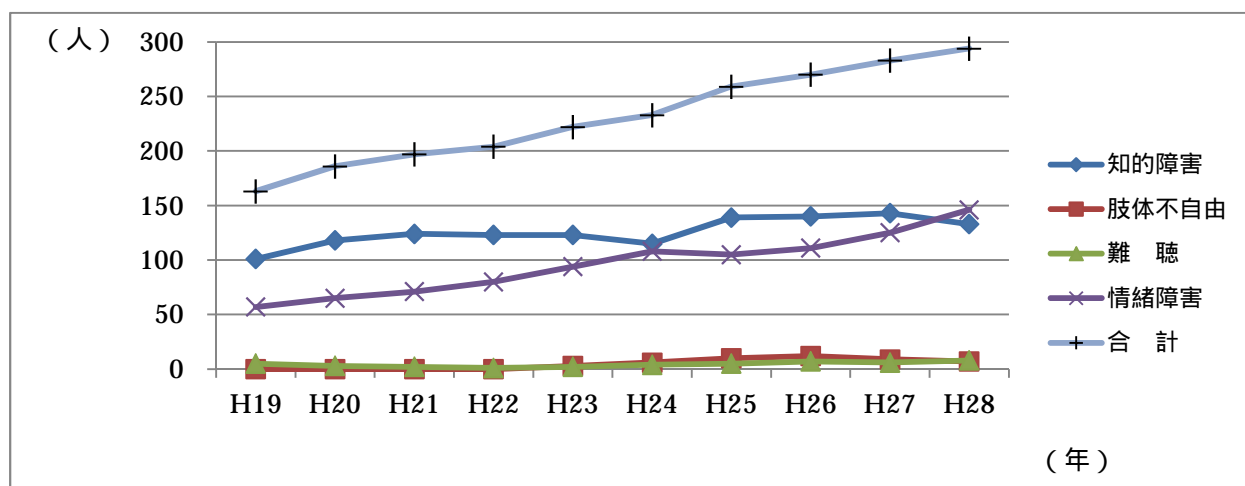
26 特別支援学級の現況

(1) 特別支援学級に在籍する児童数(小学校)



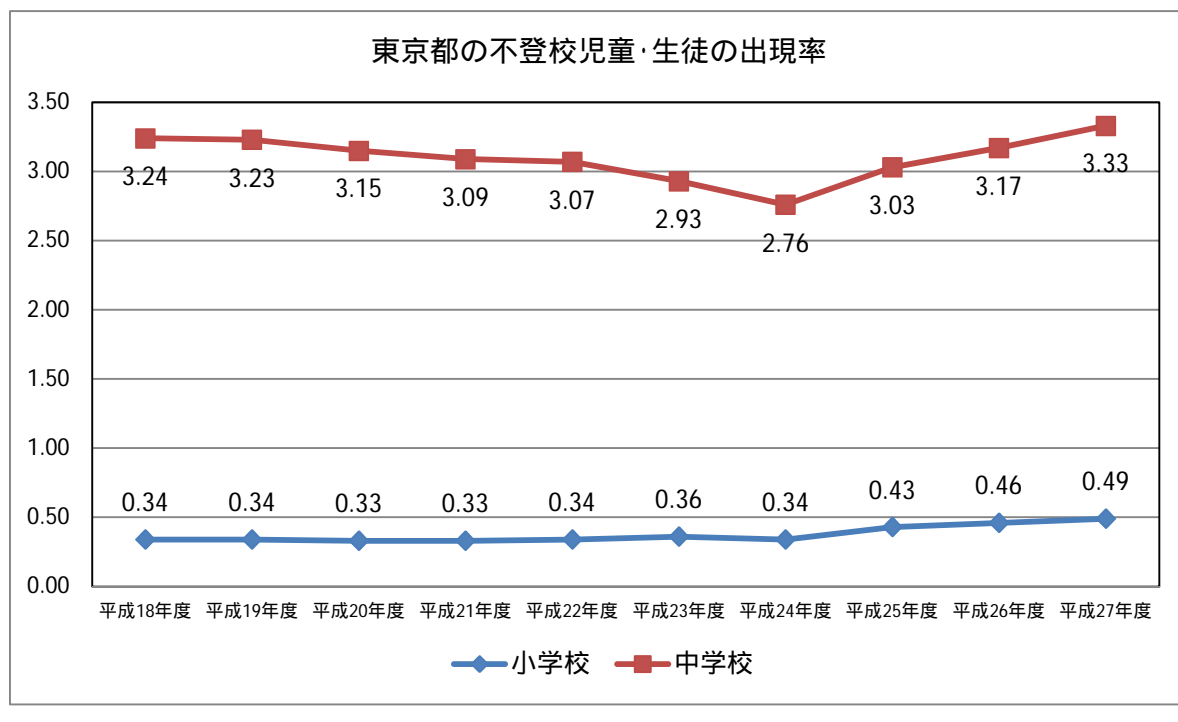
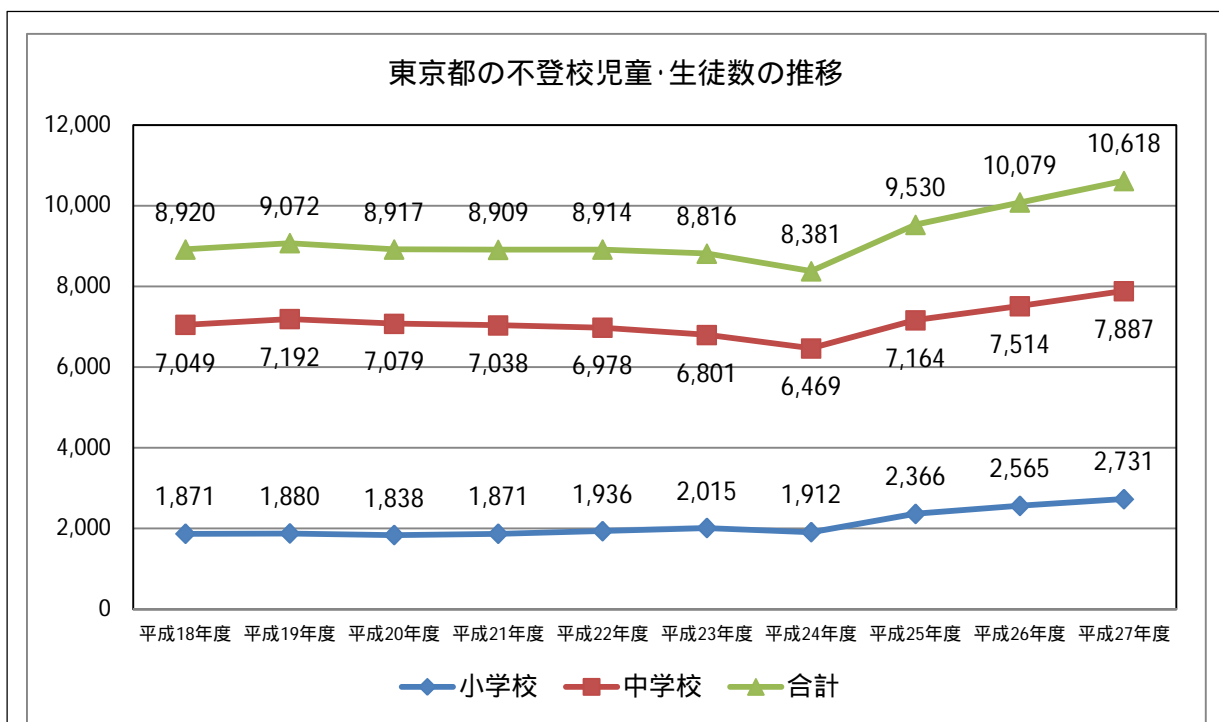
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
知的障害	188	207	208	203	206	209	233	225	228	235
肢体不自由	8	10	13	17	17	18	17	14	14	16
弱視	11	12	12	12	11	13	12	13	14	15
難聴	22	22	28	22	21	18	18	16	20	22
言語障害	146	134	135	153	146	133	144	162	164	185
情緒障害	150	186	217	242	268	289	318	367	401	504
合計	525	571	613	649	669	680	742	797	841	977

(2) 特別支援学級に在籍する生徒数(中学校)



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
知的障害	101	118	124	123	123	115	139	140	143	133
肢体不自由	0	0	0	0	3	6	10	12	9	7
難聴	5	3	2	1	2	4	5	7	6	8
情緒障害	57	65	71	80	94	108	105	111	125	146
合計	163	186	197	204	222	233	259	270	283	294

27 不登校児童・生徒数の現況



28 用語解説

あ行

ESD(持続可能な発展のための教育) P33

Education for Sustainable Development の略。日本ユネスコ国内委員会の提言により「持続可能な発展のための教育」と訳す。持続可能な社会の担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。

移動教室 P22

各学校から教育センターに出向いて、実施している学習活動。教育センター開設の昭和63年度より実施。現在、全区立小学校の4年生を対象に、「郷土学習室」を利用した「ふるさと世田谷」の調べ学習と、「プラネタリウム」を使用した天文学習を実施。

インクルーシブ教育システム P13、33

障害者の権利に関する条約第24条により、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある者となない者がともに学ぶしくみであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされている。

また、中央教育審議会の特別部会の報告では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟なしくみを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」としている。

合理的配慮

障害者から「社会的障壁の除去を必要としている」旨の意思の表明があり、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害しないよう社会的障壁を除去するために行う、必要かつ合理的な配慮のこと。配慮の内容は、場面や状況に応じて異なり多様であるため、網羅的な紹介は難しいが、例えば児童生徒・保護者の希望に応じて、聴覚過敏の子どものために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な子供のために黒板周りの掲示物を減らすなども、合理的配慮になり得る。

OJT(On the Job Training) P33

日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを意識的、計画的、継続的に高めていく取り組み。

か行

学習指導要領 P4、12、13、15、16、32、74

文部科学省が告示する教育課程の基準。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの各学校が各教科で教える内容を学校教育法施行規則を根拠に定めたもの。

学習習得確認調査 P5、30

区立小・中学校の児童・生徒の学習状況を確認するための区独自の調査。毎年、小学校5年生から中学校3年生を対象に実施。

学校インターンシップ P51

教員をめざす大学生が継続的に小中高の授業や部活動などを補助する学校体験活動として、中央教育審議会の分科会が素案を示しているもの。

学校基本調査 P39

学校教育法に規定されるすべての学校、及び区市町村教育委員会を対象に、毎年実施される、学校や教職員、児童・生徒等のに関する調査。

学校協議会 P46

平成9年度に全国に先駆け「児童・生徒の健全育成」「地域防災・防犯」「機養育活動の充実」の3つをねらいに、全区立小・中学校に設置された周辺地域の方々との協議体。

学校支援コーディネーター P46、48

学校からの要望や意向を受け、地域の人材や教育資源等の活用を図るため、必要な交渉や調整等のコーディネートを担う者。

学校支援地域本部 P46、48

学校の教育活動を支援するためのしくみ。学校支援コーディネーター及び主に地域住民からなるボランティア団体等で構成される。

カリキュラム・マネジメント P17、32、60、74

各学校が各校の教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき、どのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し、改善していくかという取り組み。

教育課程 P12、17、30、31、32、36、45、60、74

教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。各学校が編成。

教育支援チーム P46、47、48、49、61、74

学校だけでは対応が難しい課題等への対応として、心理、社会福祉、法律等の専門家で構成するチーム。専門的な立場から指導・助言を行い、指導主事等と連携しながら、問題の深刻化の未然防止や早期解決を図ることを目的に設置。

教育振興に関する大綱 P15

地方教育行政の組織運営に関する法律の改正により、区長が当該自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するとされた。区では、第2次教育ビジョンの「教育目標」「今後10年間の基本的な考え方」「3つの基本方針」「6つの施策の柱」を平成27年度第1回総合教育会議において「大綱」に位置づけると決定。

教育ビジョン・第2次教育ビジョン P1、2、3、4、8、9、12、21、30、74、75

教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定。第2次教育ビジョンの計画の対象範囲は、学校教育、就学前教育、生涯学習、社会教育など教育委員会のすべての事業活動が対象。

教科「日本語」 P1、4、12、30、33、35、74

「深く考える子どもを育てる」「自分を表現することができ、コミュニケーションができる子どもを育てる」「日本の文化を理解し大切にして、継承・発展させることができる子どもを育てる」を目的に、区立小・中学校に新しい教科「日本語」を設置。

義務教育学校・小中一貫型小中学校(仮称) P15

全国で多様な小中一貫教育の取り組みが実施されている状況を踏まえ、学校教育法の改正により、新しい学校種として創設された「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行うもの。また、「小中一貫型小中学校」は独立した小・中学校が小中一貫型小中学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにするもので、今後政省令を改正し、詳細が定められる。

研究開発校等 P32、36

教育ビジョン、「世田谷9年教育」の具現化の方策等を研究し、教職員の研修の一環としてその成果を教育活動に反映させるため、「研究開発校」や「研究課題校」等を設置。

校外アドバイザー P22、39、61

総合教育相談室の「学校支援」の取り組みの一つで、心理の相談員やスクールソーシャルワーカー

が校外アドバイザーとして、幼稚園、小・中学校を支援するもの。

子ども・子育て関連3法・子ども・子育て支援新制度 P15、21、43

幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため制定された次の3法。「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「関連法律の整備等に関する法律」。子ども・子育て新制度は、3法に基づき幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的に、平成27年4月から本格実施された制度。

さ行

才能の芽を育てる体験学習 P6

区立小・中学校の児童・生徒が自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見し成長する機会としての体験学習。各界の第一線で活躍する方々を講師として、普段の生活では経験できない内容の講座を実施。

指導主事 P31、32、46、49、54、61

教育委員会に置かれる専門的職員で、教育公務員特例法上の専門的教育職員の位置づけ。指導主事は学校教育を専ら担当。

指導教諭 P32、35、37、38

児童・生徒の教育または幼児の保育をつかさどり、並びに教職員に対して、教育指導の改善及び充実、または保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う教諭。

就園相談 P40、41、53、62

区立幼稚園を希望する配慮を必要とする子どもをもつ保護者からの相談。

就学相談 P40、53、62、69

特別支援学級や特別支援学校への入通級や入学を希望する児童・生徒と保護者からの相談。

主体的・対話的で深い学び P13、17、32、33、34、35、60、74

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。ある事柄を知っているだけでなく、実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探求し、成果等を表現していけるよう、学びの質や深まりを重視した学習手法。発見学習、問題解決学習、体験学習などが含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法とされる。

心理教育相談員 P6、39、41、61

教育相談室に配置され、来室相談や電話相談など児童・生徒・保護者の教育上の相談や学校支援、特別支援教育への支援などを行う心理の専門職。

スクールカウンセラー P6、19、22、34、35、39、40、41、46、48、49

学校内の教育相談機能として、教職員と連携しながら、いじめや不登校など児童・生徒、保護者の抱える課題の解決を支援する心理の専門職。

スクールソーシャルワーカー P6、19、22、39、41、46、49、61

福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、家庭や福祉関係施設など関係機関と連携しながら、児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ支援を行う福祉の専門職（社会福祉士、精神保健福祉士など）。

世田谷教育推進会議 P10、11、18、25、50、52

平成25年度まで実施していた「教育フォーラム」を見直し、子どもを取り巻く教育の諸課題を学校、家庭、地域がともに考え、対応を探り、道筋を共有し協働することをめざして設置。

世田谷区基本構想・基本計画 P1

基本構想は世田谷区の望ましい将来像の実現に向けて区民主体のまちづくりを進め、自治の発展を

めざす区政の基本的な指針。今後20年間の公共的な指針として、平成25年9月に区議会で議決。基本計画は行政運営の基本的な指針で、中長期的な展望を踏まえ、向こう10年間の施策を総合的かつ体系的に明らかにする区の最上位の行政計画。

世田谷区教育要領 P32、74

区立小・中学校における質の高い授業、教育活動の展開を目的に、学習指導要領を踏まえつつ、世田谷区独自の工夫を加えた教育指針。言語活動や発展的な内容などに特徴。

世田谷9年教育 P1、8、9、12、30、32、33、35

義務教育9年間を一体として捉え、区立小・中学校が一体となって、21世紀を生きる児童・生徒一人ひとりの有する個性や能力を伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、基本的な資質を養う、区民の高い期待と信頼に応えられるより質の高い義務教育を実現する取り組み。

世田谷マネジメントスタンダード P30、32、33、46、47

質の高い学校教育を推進するため、学校経営や学び舎運営のモデルとなる事例などを示し、全小・中学校の取り組みの参考とするもの。「世田谷9年教育」「地域運営学校」「教科「日本語」」「学校評価」「人材育成」の5事項の策定に取り組んでいる。

総合教育会議 P15、25

地方教育行政の組織運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日からすべての地方公共団体に設置。区長が設置し、区長と教育委員会という対等な執行機関同士の教育政策に関する協議及び調整の場という位置づけ。

た行

地域運営学校 P4、46、48

保護者や地域の方が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するしくみ。平成25年度に、区立全小中学校を地域運営学校に指定。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「コミュニティスクール」。

特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室 P41

「特別支援学校」は、学校教育法に基づき視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者などに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に順ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

「特別支援学級」は、学校教育法に基づき、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。

「特別支援教室」は、東京都が進める構想。これまで発達障害等への指導は「通級による指導」であったが、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、子どもの在籍校における支援体制を整備し、教員が各校を巡回指導する。区は平成28年度からの全小中学校の導入を予定。

特別支援教育 P6、10、11、13、14、22、23、29、32、33、

35、39、40、41、45、46、47、48、61

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター P35

区立小・中学校における校務分掌の一つで、特別支援教育の推進の中で、重要な役割を果たす、各学校の設置される「校内委員会」の開催・運営の調整や、外部機関との調整などが職掌。区立小・中学校全校で一人以上の教員を指名。

は行

フリースクール P41

不登校の小・中・高校生らが学習指導を受けたり、体験活動したりする民間施設。

ほっとスクール P 6、28、39、40、41、56、58、62、66、69、71

心理的理由などで登校できないでいる児童・生徒のための「心の居場所」として、自主性を養い、社会性を育みながら、学校復帰に向けて気持ちを整えていくための支援を行う施設。区内には、現在、「ほっとスクール城山」と「ほっとスクール尾山台」の2か所を設置しており、3か所目を旧希望丘中学校跡地に計画中である。国の通知の「教育支援センター」、他自治体の「適応指導教室」に位置づけている。

ま行

メンタルフレンド P 40

学校生活への不適応により家に閉じこもるあるいは閉じこもりがちな児童・生徒の家庭に派遣され、兄や姉のように接し、自主性の伸長や社会性の発達を促す役割をする、主に心理学専攻の大学生など。

や行

幼稚園教育要領 P 21

幼稚園で教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めたもの。保育所には保育所保育指針があり、認可保育所が遵守しなければならない保育の基本原則として、児童福祉法最低基準の規定を根拠に定めたもの。

「養護」と「教育」を一体的に提供 P 43

「養護」は、子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項（生命の保持及び情緒の安定に関わる事項）を得させること。また、「教育」は、生涯にわたる人間形成の基礎づくりに向けて、生きる力やライフスキルを指向しながら、健全な心身の発達を助長すること。保育の展開においては、子どもの活動（生活・遊び）との関わりの中では、常にこの2つの機能が一体的に発揮される必要があるとの意味。

幼保連携型認定こども園 P 43

幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせもつ施設で、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設。